

# 令和7年度第2回 常議員会資料

日 時 令和7年5月15日(木) 午後1時30分

場 所 黒石商工会議所 会頭室

黒石商工会議所

# 令和7年度スローガン

『個々の力で“わ”を持ちより

あす  
未来を築く』

次第

1. 開会

2. 会頭挨拶

3. 議案審議

議案第1号 令和6年度事業報告承認について

議案第2号 令和6年度各会計収支決算承認について

議案第3号 参与委嘱の承認について

4. 報告事項

①各部会・委員会、青年部・女性会活動について

5. 閉会

令和 6 年度  
事 業 報 告 書  
収 支 決 算 書



自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 7 年 3 月 31 日

黒石商工会議所



## 目 次

### ・事業報告書

I	総括的概要	1
II	事項別状況	3
1.	定款及び規約等	
(1)	定 款	3
(2)	規約 (規則、規定)	3
2.	組 織	
(1)	会 員	40
(2)	特 別 会 員	42
(3)	特 定 商 工 業 者	42
(4)	役 員	42
(5)	議 員	43
(6)	部 会 長 等	46
(7)	委 員 長 等	46
(8)	女性会会長等	47
(9)	青年部会長等	47
(10)	顧問・参与等	48
3.	選挙及び選任	
(1)	議 員	49
(2)	役 員	49
4.	事 務 局	
(1)	事務局の機構	50
(2)	事務局職員	52
5.	庶 務	
(1)	文 書	53
(2)	表彰・受章(賞)	53
(3)	慶弔	54
6.	会 議	
(1)	議員総会	56
(2)	正副会頭会議	56
(3)	常議員会	59
(4)	意見交換会	61
(5)	監査会	61
(6)	合同会議	61
(7)	部 会	62
(8)	委 員 会	63
(9)	女 性 会	65

(10) 青 年 部 .....	66
(11) その他の会議等 .....	68
<b>7. 事 業</b>	
(1) 各種事業活動 .....	69
(2) 意 見 活 動 .....	76
(3) 調 査 研 究 .....	78
(4) 広 告 報 .....	78
(5) 証明・鑑定・検査 .....	78
(6) 信 用 調 査 .....	78
(7) 各 種 行 事 .....	79
(8) 技術技能の普及検定 .....	82
(9) 取引紹介(照会を含む)あっせん .....	83
(10) 取引紛争のあっせん・調停・仲裁(クレーム相談も含む) .....	83
(11) 経営改善普及事業 .....	84
(12) 企 業 診 断 .....	87
(13) 受 託 事 業 .....	88
<b>8. 登 錄</b>	
(1) 法 定 台 帳 .....	92
(2) 法定台帳の運用 .....	92
<b>9. 会館・事務所等</b>	
(1) 土 地 .....	93
(2) 建 物 .....	93
(3) 施 設 .....	93
<b>10. 関係団体の加入及び連携</b>	
(1) 日本商工会議所 .....	94
(2) 東北六県商工会議所連合会 .....	94
(3) 青森県商工会議所連合会 .....	95
(4) 東北経済連合会 .....	95
(5) その他の諸会議等 .....	96
<b>11. 関係団体との関係</b>	
(1) 提 携 団 体 .....	99
(2) 商工会議所又は会頭・副会頭等が委嘱及び選任されている団体 .....	100

・**収支決算報告書**

収支決算書

・**監査報告書**

監査意見書

令和 6 年度  
事 業 報 告 書



# I. 総括的概要

令和6年は、年始の東日本大震災を回顧させる能登半島地震や9月の奥能登地方の豪雨、当地においても記録的な豪雪による建物倒壊やりんご樹への甚大な被害に見舞われ、自然災害の脅威を痛感した1年となりました。

世界情勢では、ウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の悪化など不安定な状況が続く中、主要国では重要な選挙が相次ぎ、米国ではトランプ氏の大統領再選など世界経済への不透明感が一層深まりました。

国内では、金融政策の転換点としたマイナス金利の解除や石破政権の発足、衆議院選挙の与党議席の過半数割れなど国内経済に影響するような変化が見られました。経済面では、大企業を中心とした好調な業績を背景に所得環境の改善が進み、個人消費や設備投資が増加傾向で推移し景気回復が続きました。一方で当地域の経済状況は、商況が回復傾向にあるもののエネルギー価格の高止まりや仕入原価の高騰による経営コストの増加に加え、業績改善の伴わない防衛的賃上げなどの要因が利益圧迫を招き経営環境の厳しさが続きました。労務費を含む価格転嫁に向けた指導を継続していく必要があります。

観光面では、記録的な円安を背景に外国人観光客が各地を訪れ賑いが見られました。県内においても祭りやイベントが平常時の形で行われ、当市においてもねぷたやよされ、趣向を凝らしたこみせまつりに多くの来場者が集まり賑いを図ることができました。また、紅葉で人気の中野もみじ山には、例年通り多くの観光客が訪れていました。今後も伝統文化の継承とともに地域資源を活かした回遊性の向上と地域消費拡大に向け関係機関と連携して取組んで参ります。

このような中、当会議所では様々な事業者支援に取組みました。青森県の業務委託を受け、「中小企業者等 LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」の申請支援や日本商工会議所の委託事業の事業環境変化対応型支援事業では、「専門家による個別相談窓口」を開設し、各種補助金制度等の申請支援、インボイス制度導入へのサポート、デジタル化など持続的経営に向けた事業者支援に取組みました。

また、商工会議所としての意見具申のため、会員事業者が抱える課題・意見を取り纏め、黒石市に対し商工振興や都市環境など9項目を要望いたしました。引き続き地域経済社会の代弁者として政策提言・要望活動等を積極的に展開して参ります。

令和7年度は、「個々の力で“わ”を持ちより 未来を築く」のスローガンのもと、会員事業者とともに知恵を出し合い、事業経営力の強化、自己変革力の強化を図るため環境変化に対応する伴走型支援に積極的に取組んで参ります。

令和6年度の6項目における重点事業目標を以下にご説明したい。

### 1. 経営課題解決のためのデジタル化普及推進を図る

人手不足が深刻化する中、生産性向上のためのデジタル化の推進に向け、各種セミナーによる個別相談窓口等で会員事業所に対する普及に努めた。

### 2. インボイス制度導入に伴う実務対策事業に実施とキャッシュレス決済の普及推進を図る

インボイス制度導入は事業活動に直結する制度であるため、会員事業所の訪問時における周知活動やセミナーの実施する他、専門家による個別相談窓口の設置し、インボイス制度等に係る相談対応を図った。また、インバウンド対応等急速に進むキャッシュレス決済の普及に努めた。

### 3. 事業承継の円滑化を図るため、支援力の向上と関係機関との連携強化に取り組む

経営者の高齢化が進む中、地域内事業者数の維持と円滑な事業承継を図るため、青森県事業承継・引継ぎ支援センターや黒石市、関係機関と連携し、事業承継個別相談会やセミナー、一日公庫等を実施し事業承継に係る支援を図った。

### 4. 経営発達支援計画の実施により、持続的経営を行うためのビジネスモデル再構築を全面的にサポートする

経営発達支援計画に基づき、小規模事業者の経営分析、事業計画作成・実行支援等総合的に支援するため、支援システム「BIZ ミル」を活用した課題抽出や事業計画策定支援に努めた。また、事業者の現状把握や課題解決に向けた「おみせ相談所」を開設し、収益力強化等について支援した。

### 5. 中心市街地活性化協議会の機能強化を図り、中心市街地活性化基本計画の実現に繋げる

黒石市中心市街地活性化協議会を開催し、中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告や進捗状況等について、黒石市より説明を受け情報共有を図った。今後も基本計画の進捗状況等の確認・意見交換を重ね、基本計画の実現に繋げていく。

### 6. 従業員の健康を経営資源として捉え、生産性向上・企業イメージ向上に繋げるための健康経営の普及促進を図る

青森県の「健康経営認定制度」の第一歩となる「健康宣言」登録の周知を図り、3月末時点では41事業所（県全体では1,979事業所）となった。今後も従業員の健康づくりを優先した職場環境の整備や生産性・企業イメージ向上に繋げていくため、青森県と健康経営包括提携協定しているアクサ生命保険㈱と連携し、「健康経営認定」に向け活動を展開していく。

## II. 事 項 別 状 況

### 1. 定款及び規約等

#### (1) 定 款

当該年度において、定款の変更は行われなかった。

#### (2) 規 約 (規則、規定)

① 令和6年1月12日開催の常議員会において、労働保険事務組合事務処理規約の一部を次の通り改正した。

(改正前)

別表第1

労働保険事務処理規約第18条の手数料の額は次のとおり定める。

一 元 適 用 事 業 所	二元適用事業所及び二以上委託事業所
常時使用労働者数	手 数 料 の 額
1～3人	6,000
4～6	6,500
7～9	7,000
10～15	8,000
16～20	9,000
21～30	10,000
31～	12,000

上記金額に特別加入者1人につき500円を加算する。

二以上委託事業所については常時使用労働者数を通算する。

※「手数料の額」は消費税を含まない。

(改正後)

別表第1

労働保険事務組合事務処理規約第18条の手数料の額は次のとおり定める。

一 元 適 用 事 業 所	二元適用事業所及び二以上委託事業所
常時使用労働者数	手 数 料 の 額
1～5人	8,000円
6～10人	9,000円
11～20人	11,000円
21人～	15,000円

上記金額に特別加入者1人につき500円(税抜)を加算する。

二以上委託事業所については常時使用労働者数を通算する。

※「手数料の額」は消費税を含まない。

## 附 則

### (施行期日)

本規約の改正事項は、令和7年4月1日から施行する。

② 令和6年11月12日開催の常議員会において、職員給与規則の一部を次の通り改正した。

改 正 後	改 正 前
(給料の日割計算) <b>第10条</b> 給与期間の中途中に新たに職員となつた者及び休職又は復職した者の給料、昇給並びに減給の場合は、日割計算した額を支給する。 2 前号の日割計算は、給料月額の <u>20</u> 分の1の額に勤務日数を乗じて計算した額とする。	(給料の日割計算) <b>第10条</b> 給与期間の中途中に新たに職員となつた者及び休職又は復職した者の給料、昇給並びに減給の場合は、日割計算した額を支給する。 2 前号の日割計算は、給料月額の <u>25</u> 分の1の額に勤務日数を乗じて計算した額とする。

## 附 則

本規程の改正事項は令和7年4月1日から施行する。

③ 令和7年2月12日開催の常議員会において、育児休業、子の看護等休暇、育児のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則の一部を次の通り改正した。

改 正 後	改 正 前
(目的) <b>第1条</b> 本規則は、黒石商工会議所（以下「会議所」という。）職員就業規則第22条並びに第30条に基づき、職員の育児休業、子の看護等休暇、 <u>育児のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。	(目的) <b>第1条</b> 本規則は、黒石商工会議所（以下「会議所」という。）職員就業規則第22条並びに第30条に基づき、職員の育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。
(年次有給休暇) <b>第14条</b> 年次有給休暇の権利発生のための出勤率算定に当たっては、育児休業をした日及び子の看護等休暇を取得した日は、出勤したものとみなす。	(年次有給休暇) <b>第14条</b> 年次有給休暇の権利発生のための出勤率算定に当たっては、育児休業をした日及び子の看護休暇を取得した日は、出勤したものとみなす。
(子の看護等休暇) <b>第19条</b> 小学校 <u>第3学年修了</u> までの子を養育する職員は、 <u>次に定める</u> 当該子の世話等のために、就業規則第23条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を	(子の看護休暇) <b>第19条</b> 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第23条に規定する年次有給休

<p>限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>(1) <u>負傷し、又は疾病にかかった子の世話</u></p> <p>(2) <u>当該子に予防接種や健康診断を受けさせること</u></p> <p>(3) <u>感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話</u></p> <p>(4) <u>当該子の入園（入学）式、卒園式への参加</u></p> <p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は、子の看護等休暇を取得することができない。</p> <p>(1) 日雇職員</p> <p>(2) 会議所と職員代表との間で締結された育児休業協定により除外することとされた次の職員</p> <p>① <u>1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p>② <u>削除</u></p> <p>3 子の看護等休暇は、時間単位で取得することができる。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は、子の看護休暇を取得することができない。</p> <p>(1) 日雇職員</p> <p>(2) 会議所と職員代表との間で締結された育児休業協定により除外することとされた次の職員</p> <p>① <u>入所6ヶ月未満の職員</u></p> <p>② <u>1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p>3 子の看護休暇は、時間単位で取得することができる。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>
<p><u>(柔軟な働き方を実現するための措置)</u></p> <p><b>第20条 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（対象職員）は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して受けることができる。</b></p> <p>(1) <u>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</u></p> <p>(2) <u>短時間勤務</u></p> <p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は、措置を受けることができない。</p> <p>(1) <u>日雇職員</u></p> <p>(2) <u>会議所と職員代表との間で締結された育児休業協定により除外することとされた次の職員</u></p> <p>① <u>入所1年未満の職員</u></p> <p>② <u>1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p>3 1(1)に定める始業・終業時刻の繰上げ・繰</p>	

<p><u>下げる措置内容及び申出については、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 対象職員は、申し出ることにより、就業規則第17条の始業及び終業の時刻について、以下のように変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常勤務=午前8時30分始業、 午後5時終業</li> <li>・時差出勤A=午前8時始業、 午後4時30分終業</li> <li>・時差出勤B=午前9時始業、 午後5時30分終業</li> <li>・時差出勤C=午前9時30分始業、 午後6時終業</li> </ul> <p>(2) 申出をしようとする者は、1回につき1年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに時差出勤Aから時差出勤Cのいずれに変更するかを明らかにして、原則として適用開始予定日の1ヶ月前までに、別に定める様式の育児時差出勤申出書を会議所に提出しなければならない。</p> <p>4 1 (2)に定める短時間勤務の措置内容及び申出については、第17条のとおりとする。</p>	
<p>(法令との関係)</p> <p><b>第21条</b> 育児休業、子の看護等休暇、<u>育児のための所定外労働、時間外労働</u>及び深夜業の制限、<u>育児短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置</u>に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令に定めるところによる。</p>	<p>(法令との関係)</p> <p><b>第20条</b> 育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令に定めるところによる。</p>
<p>(禁止行為)</p> <p><b>第22条</b> 省略</p>	<p>(禁止行為)</p> <p><b>第21条</b> 省略</p>
<p>(懲戒)</p> <p><b>第23条</b> 省略</p> <p>(1) <b>第22条</b>(1)から(3)の行為を行った場合 職員就業規則第39条第2項(1)から(4)までに定めるけん責、減給、出勤停止又は降格</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(懲戒)</p> <p><b>第22条</b> 省略</p> <p>(1) 第21条(1)から(3)の行為を行った場合 職員就業規則第39条第2項(1)から(4)までに定めるけん責、減給、出勤停止又は降格</p> <p>(2) 省略</p>

(相談及び苦情への対応)	(相談及び苦情への対応)
<b>第24条</b> 省略	<b>第23条</b> 省略
2 省略	2 省略
3 省略	3 省略
4 省略	4 省略
5 事務局長は、問題解決のための措置として、 <b>第23条</b> による懲戒の他、行為者の異動等被害者 者の労働条件及び就業環境を改善するために 必要な措置を講じる。	5 事務局長は、問題解決のための措置として、 第22条による懲戒の他、行為者の異動等被害者 者の労働条件及び就業環境を改善するために 必要な措置を講じる。
6 省略	6 省略
(再発防止の義務)	(再発防止の義務)
<b>第25条</b> 省略	<b>第24条</b> 省略
<u>附 則</u> <u>本規則の改正事項は令和7年4月1日から施 行する。</u>	

④ 令和7年2月12日開催の常議員会において、介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則の一部を次の通り改正した。

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)
<b>第1条</b> 本規則は、黒石商工会議所（以下「会議所」という。）職員就業規則第22条並びに第31条に基づき、職員の介護休業、介護休暇、 <u>介護のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。	<b>第1条</b> 本規則は、黒石商工会議所（以下「会議所」という。）職員就業規則第22条並びに第31条に基づき、職員の介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。
(介護休暇)	(介護休暇)
<b>第10条</b> 省略	<b>第10条</b> 省略
2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は介護休暇をすることができない。	2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は介護休暇をすることができない。
(1) 日雇職員	(1) 日雇職員
(2) 会議所と職員代表との間で締結された介護休業協定により介護休暇の対象から除外することとされた次の職員	(2) 会議所と職員代表との間で締結された介護休業協定により介護休暇の対象から除外することとされた次の職員
<u>① 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u>	<u>① 入所6ヶ月未満の職員</u>
<u>② 削除</u>	<u>② 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u>
3 省略	3 省略
4 省略	4 省略
5 省略	5 省略

(法令との関係)	(法令との関係)
<b>第15条 介護休業、介護休暇、<u>介護のための所定外労働、時間外労働</u>及び深夜業の制限並びに<u>介護短時間勤務</u>に関する、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</b>	<b>第15条 介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関する、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</b>
<b>附 則</b> <b>本規則の改正事項は令和7年4月1日から施行する。</b>	

⑤ 令和7年2月12日開催の常議員会において、黒石商工会議所職員就業規則の一部を次の通り改正した。

改 正 後	改 正 前
(時間外及び休日労働)	(時間外及び休日労働)
<b>第22条 省略</b>	<b>第22条 省略</b>
2 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員で時間外労働を短いものとすることを申出た者の法定の労働時間を超える労働については、「育児休業、子の看護等休暇、 <u>育児のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、 <u>介護のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定めるものとする。	2 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員で時間外労働を短いものとすることを申出た者の法定の労働時間を超える労働については、「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定めるものとする。
3 省略	3 省略
4 省略	4 省略
5 前項の深夜業の制限の手続等必要な事項については、「育児休業、子の看護等休暇、 <u>育児のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、 <u>介護のための所定外労働、時間外労働</u> 及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」別に定める。	5 前項の深夜業の制限の手続等必要な事項については、「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。
(看護等休暇)	(看護休暇)
<b>第27条 看護等休暇を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児休業、子の看護等休暇、<u>育児のための所定外労働</u>及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</b>	<b>第27条 看護休暇を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</b>

<p>「<u>労働、時間外労働</u>及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>	<p>制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>
<p>(育児時間、育児休業等)</p> <p><b>第30条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 育児休業をし、又は育児短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児休業、子の看護等休暇、<u>育児のための所定外労働、時間外労働</u>及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>	<p>(育児時間、育児休業等)</p> <p><b>第30条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 育児休業をし、又は育児短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>
<p>(介護休業等)</p> <p><b>第31条 省略</b></p> <p>2 介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「介護休業、介護休暇、<u>介護のための所定外労働、時間外労働</u>及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>	<p>(介護休業等)</p> <p><b>第31条 省略</b></p> <p>2 介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>
<p>(育児・介護休業等に関するハラスメントの禁止)</p> <p><b>第44条 育児・介護休業等に関するハラスメント</b>については、第7条及び第39条のほか、詳細は「育児休業、子の看護等休暇、<u>育児のための所定外労働、時間外労働</u>及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「<u>介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働、時間外労働</u>及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>	<p>(育児・介護休業等に関するハラスメントの禁止)</p> <p><b>第44条 育児・介護休業等に関するハラスメント</b>については、第7条及び第39条のほか、詳細は「育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務等に関する規則」及び「介護休業、介護休暇、介護のための所定外労働の制限、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務等に関する規則」で別に定める。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p><u>本規則の改正事項は令和7年4月1日から施行する。</u></p>	

⑥ 令和7年2月12日開催の常議員会において、個人情報保護規則の一部を次の通り改正した。

(改 正 後)

黒石商工会議所個人情報保護規程

(改 正 前)

黒石商工会議所個人情報保護規則

改 正 後	改 正 前
(目的) <b>第1条</b> この規程は、黒石商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報、 <u>仮名加工情報および匿名加工情報</u> につき、商工会議所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする <b>基本規程</b> である。	(目的) <b>第1条</b> この規則は、黒石商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報につき、商工会議所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする。
(定義) <b>第2条</b> 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、 <u>次のア又はイのいずれかに該当するもの</u> <u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）</u> <u>イ 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条2項が定めるもの）が含まれるもの</u> (2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報 (3) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとし	(定義) <b>第2条</b> 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

<p>て政令で定めるものを除く。)</p>	
<p>一 <u>特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう</u>に体系的に構成したもの</p>	
<p>二 <u>前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう</u>に体系的に構成したものとして政令で定めるもの</p>	
<p>(4) <u>個人データ</u></p>	
<p><u>個人情報データベース等を構成する個人情報</u></p>	
<p>(5) <u>保有個人データ</u></p>	
<p><u>商工会議所が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして関係政令で定められるもの</u></p>	
<p>(6) <u>匿名加工情報</u></p>	
<p><u>次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</u></p>	
<p>一 <u>本条(1)アに該当する個人情報</u></p>	
<p><u>当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</u></p>	
<p>二 <u>本条(1)イに該当する個人情報</u></p>	
<p><u>当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</u></p>	
<p>(7) <u>加工方法等情報</u></p>	
<p><u>匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに個人情報保護法43条1項の規定により</u></p>	

<p><u>行った加工の方法に関する情報（その情報</u>  <u>を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）</u></p>	
<p><b>(8) 仮名加工情報</b></p> <p><u>個人情報の区分に応じて個人情報保護法</u>  <u>第2条5項各号に定められた措置を講じて</u>  <u>他の情報と照合しない限り特定の個人を識</u>  <u>別することができないように個人情報を加</u>  <u>工して得られる個人に関する情報</u></p>	
<p><b>(9) 個人関連情報</b></p> <p><u>生存する個人に関する情報であって、</u>  <u>個人情報、仮名加工情報および匿名加工</u>  <u>情報のいずれにも該当しないもの</u></p>	
<p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム</p> <p>商工会議所が保有する個人情報<u>および匿名加工情報</u>を保護するための方針、諸規程を含む商工会議所内のしくみのすべて</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p>	<p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム</p> <p>商工会議所が保有する個人情報を保護するための方針、諸規程を含む商工会議所内のしくみのすべて</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>
<p>(適用範囲)</p> <p><b>第3条</b> 本規程は、商工会議所の従業者に対して適用する。</p> <p>2 個人情報<u>および匿名加工情報</u>を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p><b>第3条</b> 本規則は、商工会議所の従業者に対して適用する。</p> <p>2 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規則の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。</p>
<p>(個人情報取得の原則)</p> <p><b>第4条</b> 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。<u>なお、あらかじめ個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的においてその旨を特定しなければならない。</u></p> <p>2 個人情報の取得は、<u>偽り又は不正な手段</u>によって行ってはならない。</p>	<p>(個人情報取得の原則)</p> <p><b>第4条</b> 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。</p> <p>2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。</p>
<p>(要配慮個人情報の取得の禁止)</p> <p><b>第5条</b> 要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、これらの取得について、本人の同</p>	<p>(特定の機微な個人情報の取得の禁止)</p> <p><b>第5条</b> 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報を取得してはならない。ただし、これらの取</p>

<p><u>意がある場合、および次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>集、利用又は提供について、明示的な情報主体の同意、法令に特別の規定がある場合及び司法手続上必要不可欠である場合は、この限りでない。</p>
<p><u>(1) 法令に基づく場合</u></p>	<p>(1) 思想、信条及び宗教に関する事項</p>
<p><u>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p>	<p>(2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項</p>
<p><u>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p>	<p>(3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項</p>
<p><u>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p>	<p>(4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項</p>
<p><u>(5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（商工会議所と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。</u></p>	<p>(5) 保健医療及び性生活に関する事項</p>
<p><u>(6) 当該要配慮個人情報が、本人、国、地方公共団体、学術研究機関等、その他個人情報保護法第57条1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に規程する目的による場合に限る。）により公開されている場合</u></p>	<p></p>
<p><u>(7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</u></p>	<p></p>
<p><u>(8) 委託、事業承継又は共同利用（個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においている場合に限る。）に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合</u></p>	<p></p>
<p><u>（本人から直接に個人情報を取得する場合の措置）</u></p>	<p><u>（本人から直接に個人情報を取得する場合の措置）</u></p>

<p><b>第7条</b> 本人から<u>書面（電子メール、自社ホームページへの記入等電磁的方法も含む。）</u>により直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、<u>あらかじめ利用目的を明示する</u>。ただし、<u>次の各号に該当する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(1) <u>人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合</u></p> <p>(2) <u>目的を明示することにより人の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</u></p> <p>(3) <u>利用目的を明示することにより商工会議所の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</u></p> <p>(4) <u>国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に対して協力する必要がある場合であって、利用目的を明示することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u></p> <p>(5) <u>取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合</u></p>	<p><b>第7条</b> 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知又は公表するものとする。</p> <p>(1) 個人情報保護管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先</p> <p>(2) 個人情報の取得及び利用目的</p> <p>(3) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無</p> <p>(4) 個人情報を与えることは本人の任意であること</p> <p>(5) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための具体的な手続き</p>
<p><u>(間接的に個人情報を取得する場合の措置)</u></p> <p><b>第8条</b> <u>前条に規定する以外の方法により個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を通知又は公表する</u>。ただし、<u>前条第2号ないし第5号に該当する場合はこの限りでない。</u></p>	<p>(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置)</p> <p><b>第8条</b> 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知又は公表するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第3号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知した上、本人の同意を得ている者から取得する場合</p> <p>(2) 個人情報の取扱いを委託される場合</p> <p>(3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合</p>
<p><u>(第三者提供を受ける場合の記録の作成等)</u></p> <p><b>第9条</b> <u>第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行う</u>。ただし、<u>当該個人データの提供が個人情報保護法第27条1項各号のいずれかに該当する場合、又は委託、事業承継又は共同利用に伴</u></p>	

<p>って行われる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 当該第三者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名</p>	
<p>(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯</p>	
<p>2 前項に定める確認により当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、その取得を自粛する。</p>	
<p>3 第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。</p>	
<p>4 前項の記録は、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存する。</p>	
<p>(個人関連情報取扱事業者から個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合)</p>	
<p>第10条 個人関連情報取扱事業者から提供を受ける個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、個人情報保護法第27条1項各号に掲げる場合を除き、当該個人データに関して識別される本人から、当該個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を取得するものとする。</p>	
<p>2 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、前条(1項2号を除く)による確認および記録の作成等を行う。</p>	
<p>(個人情報の移送・送信の原則)</p>	<p>(個人情報の移送・送信の原則)</p>
<p>第11条 個人情報および匿名加工情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。</p>	<p>第9条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。</p>

(個人情報の利用の原則)	(個人情報の利用の原則)
<b>第12条</b> 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。	<b>第10条</b> 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。
2 合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。	
3 個人情報の利用にあたっては、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法を用いない。	
(個人情報の目的外の利用)	(個人情報の目的外の利用)
<b>第13条</b> 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、 <u>本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を</u> 書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。	<b>第11条</b> 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。
2 省略	2 省略
(個人情報の共同利用)	(個人情報の共同利用)
<b>第14条</b> 省略	<b>第12条</b> 省略
(個人情報の取扱いの委託)	(個人情報の取扱いの委託)
<b>第15条</b> 省略	<b>第13条</b> 省略
(個人情報の第三者提供の原則)	(個人情報の第三者提供の原則)
<b>第16条</b> 個人情報は、 <u>次に掲げる場合(外国にある第三者に提供する場合は、第一号に掲げる場合)を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者(外国にある第三者を含む。)に</u> 提供してはならない。	<b>第14条</b> 個人情報は、法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。
(1) <u>個人情報保護法第27条1項各号に定める例外に該当する場合</u>	
(2) <u>個人情報保護法第27条2項(オプトアウト)の場合。ただし、①要配慮個人情報、②第4条2項の規定に違反して取得されたもの、③他の個人情報取扱事業者からオプトアウトの方法により提供されたものを除く。</u>	
2 個人情報を第三者に提供する場合には、 <u>本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容(外国に</u>	2 個人情報を第三者に提供する場合には、第7条第1号ないし第3号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知

<p>ある第三者に提供する場合には、これに加えて個人情報保護法第28条1項および2項に定める事項)を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 委託、事業承継又は共同利用(個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においている場合に限る。)に伴って当該個人データの提供を受ける者は、第1項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。</p>	<p>し、本人の同意を得るものとする。</p> <p>3 省略</p>
<p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p> <p>第17条 個人データを第三者(個人情報保護法第2条5項各号に掲げる国の機関等を除く。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条第1項1号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存する。</p>	
<p>(個人情報の管理の原則)</p> <p>第18条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するものとする。</p>	<p>(個人情報の管理の原則)</p> <p>第15条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。</p>
<p>(個人情報の安全管理対策・等発生時の報告・通知)</p> <p>第19条 個人情報保護管理者は、個人情報および匿名加工情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。</p>	<p>(個人情報の安全管理対策)</p> <p>第16条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。</p>
<p>2 商工会議所は、個人情報保護法に定める個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして</p>	

<p><u>個人情報保護委員会規則で定めるものが発生した場合は、個人情報保護委員会規則の定めに従い、個人情報保護委員会への報告、情報主体たる本人への通知等必要な措置を行う。</u></p>	
<p><u>(保有個人データに関する事項の公表等)</u></p>	
<p><u>第20条 商工会議所は、保有個人データに</u>  <u>し、次の各号に掲げる事項を、本人の知り得</u>  <u>る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答す</u>  <u>る場合を含む。）に置くものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 商工会議所の名称および住所並びに代表</u>  <u>者の氏名</u></p> <p><u>(2) 全ての保有個人データの利用目的（個人情</u>  <u>報保護法第21条4項1号から3号までに</u>  <u>該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>(3) 次章の規定による求め又は請求に応じる</u>  <u>手続</u></p> <p><u>(4) 保有個人データの安全管理のために講じ</u>  <u>た措置（ただし、本人の知り得る状態に置く</u>  <u>ことにより当該保有個人データの安全管理</u>  <u>に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）</u></p> <p><u>(5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の</u>  <u>申出先</u></p>	
<p><u>2 本人から、当該本人が識別される保有個人</u>  <u>データの利用目的の通知を求められたとき</u>  <u>は、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなけ</u>  <u>ればならない。ただし、次の各号のいずれかに</u>  <u>該当する場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>(1) 前項の規定により当該本人が識別される</u>  <u>保有個人データの利用目的が明らかな場合</u></p> <p><u>(2) 個人情報保護法第21条4項1号から3</u>  <u>号までに該当する場合</u></p>	
<p><u>3 前項の規定に基づき求められた保有個人デ</u>  <u>ータの利用目的を通知しない旨の決定をした</u>  <u>ときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知</u>  <u>する。</u></p>	
<p><u>(自己情報の開示等)</u></p> <p><u>第21条 本人から、当該本人が識別される個</u>  <u>人情報に係る保有個人データについて、書面</u>  <u>又は口頭により、その開示（当該本人が識別さ</u>  <u>れる個人情報に係る保有個人データを保有し</u></p>	<p><u>(自己情報に関する権利)</u></p> <p><u>第17条 本人から自己の情報について開示を</u>  <u>求められた場合は、合理的な期間内にこれに応</u>  <u>じるものとする。</u></p> <p>2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があ</p>

<p>ていなきにその旨を知らせることを含む。以下同じ。) の申出があったときは、合理的な期間内に、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。</p>	<p>り、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。</p>
<p>ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p>	
<p>(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (2) 事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 (3) 他の法令に違反することとなる場合</p>	
<p>2 開示は、①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法、③その他商工会議所が定める方法のうち、当該本人が請求した方法による。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法により行うものとする。</p>	
<p>3 個人情報に係る保有個人データの開示又は不開示の決定の通知若しくは本人が請求した方法による開示が困難である旨の通知は、本人に対し、遅滞なく行うものとする。</p>	
<p>4 前第3項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第9条および第17条の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。以下「第三者提供記録」という。）について準用する。</p>	
<p>（自己情報の訂正等）</p>	
<p>第22条 本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該個人情報に係る保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、その内容の訂正等に関する他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報に係る保有個人データの</p>	

<p><u>内容の訂正等を行うものとする。</u></p>	
<p><u>2 前項の規定に基づき求められた個人情報に 係る保有個人データの内容の訂正等を行った とき、又は訂正等を行わない旨の決定をした ときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正 等を行ったときは、その内容を含む。）を通知 するものとする。</u></p>	
<p><u>3 前項の通知を受けた者から、再度申出があ ったときは、前項と同様の処理を行うものと する。</u></p>	
<p><u>4 第2項の規定により、本人から求められた 措置の全部又は一部について、その措置をと らない旨を通知する場合又はその措置と異な る措置をとる旨を通知する場合は、本人に対 し、その理由を説明するよう努めるものとす る。</u></p>	
<p>（自己情報の利用又は提供の拒否）</p>	<p>（自己情報の利用又は提供の拒否）</p>
<p><u>第23条 本人から当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データが第12条の規定に違反して取り扱われているという理由若しくは第4条又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、又は第16条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>第18条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。</u></p>
<p><u>2 本人から、当該本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなったこと、当</u></p>	

<p>該本人が識別される保有個人データに係る第  <u>19条2項に規定する事態が生じたことその          他当該本人が識別される保有個人データの取          扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が          害されるおそれがあることを理由に、当該保          有個人データの利用停止等又は第三者への提          供の停止を請求された場合で、理由があるこ          とが判明したときは、本人の権利利益の侵害          を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当          該保有個人データの利用停止等又は第三者へ          の提供の停止を行う。ただし、当該保有個人デ          ータの利用停止等又は第三者への提供の停止          に多額の費用を要する場合その他の利用停止          等又は第三者への提供の停止を行うことが困          難な場合であって、本人の権利利益を保護す          るため必要なこれに代わるべき措置をとると          きは、この限りでない。</u></p>	
<p>3 商工会議所は、第1項又は前項の規定に基          づき求められた個人情報に係る保有個人デ          タについて、利用停止等を行ったとき若しく          は利用停止等を行わない旨の決定をしたと          き、又は第三者提供の停止を行ったとき若し          くは第三者提供の停止を行わない旨の決定を          したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨          を通知するものとする。</p>	
<p>4 前条第3項および第4項は本条に準用す          る。</p>	
<p>(消去・廃棄の手続き)</p> <p><b>第24条</b> 個人情報および匿名加工情報の消去          および廃棄は、具体的な権限を与えられた者の          みが、外部流出等の危険を防止するために必要          かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限          りにおいてなし得るものとする。</p>	<p>(消去・廃棄の手続き)</p> <p><b>第19条</b> 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な          権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険          を防止するために必要かつ適切な方法により、          業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るもの          とする。</p>
<p>(個人情報保護管理者)</p> <p><b>第25条</b> 専務理事は、<u>役職員</u>の中から個人情報          保護管理者を任命し、商工会議所内における個          人情報および匿名加工情報の管理業務を行わ          せるものとする。</p>	<p>(個人情報保護管理者)</p> <p><b>第20条</b> 専務理事は、職員の中から個人情報保          護管理者を任命し、商工会議所内における個          人情報の管理業務を行わせるものとする。</p>
<p>2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示およ          び本規程に定めるところに基づき、個人情報保          護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教</p>	<p>2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示及び          本規則の定めるところに基づき、個人情報保護          に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教</p>

教育訓練、 <u>作業責任者からの報告徴収</u> および <u>助言・指導等</u> を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。	育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。
3 省略	3 省略
(教育)	(教育)
<b>第26条</b> 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画および <u>教育資料</u> に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする	<b>第21条</b> 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。
(作業責任者)	(作業責任者)
<b>第27条</b> 個人情報保護管理者は、個人情報 <u>並びに匿名加工情報および加工方法等情報</u> を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。	<b>第22条</b> 個人情報保護管理者は、個人情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。
(監査)	(監査)
<b>第28条</b> 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における個人情報 <u>並びに匿名加工情報および加工方法等情報</u> の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかについて定期的に監査を行わせるものとする。	<b>第23条</b> 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかについて定期的に監査を行わせるものとする。
2 省略	2 省略
3 省略	3 省略
4 専務理事は、商工会議所内における個人情報 <u>並びに匿名加工情報および加工方法等情報</u> の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者および関係者に対し、改善指示を行うものとする。	4 専務理事は、商工会議所内における個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。
5 省略	5 省略
6 省略	6 省略
(報告義務および罰則)	(報告義務及び罰則)
<b>第29条</b> 省略	<b>第24条</b> 省略
(苦情および相談)	(苦情及び相談)
<b>第30条</b> 専務理事は、相談窓口を設置し、個人情報および <u>匿名加工情報並びに個人情報保護コンプライアンス・プログラム</u> について、本人からの苦情および相談を受け付けて対応するものとする。	<b>第25条</b> 専務理事は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムについて、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。

<p><u>第10章 仮名加工情報</u></p> <p><u>(仮名加工情報の作成)</u></p>	
<p><u>第31条 仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工する。</u></p> <p>2 仮名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「削除情報等」という）の漏えいを防止するため、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、必要な安全管理のための措置を講ずる。</p>	
<p><u>(仮名加工情報の利用・第三者提供の制限等)</u></p> <p><u>第32条 作成した仮名加工情報は、その利用目的を公表し、法令に基づく場合を除き、その公表された利用目的の範囲で利用する。</u></p> <p>2 仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、これらを遅滞なく消去するよう努める。</p> <p>3 仮名加工情報である個人データを、法令に基づく場合を除き、第三者に提供しない。ただし、委託、事業承継又は共同利用（個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ公表している場合に限る。）に伴って当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。</p>	
<p><u>(仮名加工情報の照合等の禁止)</u></p> <p><u>第33条 仮名加工情報を取り扱うにあたり、作成に用いた個人情報を本人識別するために仮名加工情報を他の情報と照合しない。</u></p> <p>2 仮名加工情報を取り扱うにあたり、電話、郵便もしくは信書便送付、電報送付、電子メール等の送信又は住居訪問のために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない。</p>	
<p><u>(仮名加工情報にかかる安全管理措置)</u></p> <p><u>第34条 仮名加工情報を作成・利用するときは、当該仮名加工情報の安全管理のために必</u></p>	

<p>要かつ適切な措置、当該仮名加工情報の作成      その他の取扱いに関する苦情の処理その他の  <u>当該仮名加工情報の適正な取扱いを確保する</u>      ために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置      の内容を公表する。</p>	
<p><u>第11章 匿名加工情報</u></p>	
<p><u>(匿名加工情報の作成)</u></p>	
<p><u>第35条 匿名加工情報を作成するときには、</u>  <u>特定の個人を識別することおよびその作成に</u>  <u>用いる個人情報を復元することができないよ</u>  <u>うにするために必要なものとして個人情報保</u>  <u>護委員会規則で定める基準に従い、個人情報</u>  <u>を加工するものとする。</u></p>	
<p>2 商工会議所は、匿名加工情報を作成したと      きは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人      に関する情報の項目を公表するものとする。</p>	
<p><u>(匿名加工情報と加工方法等情報の保存)</u></p>	
<p><u>第36条 匿名加工情報を作成したときには、</u>  <u>別途定めるところに従い、加工方法等情報を</u>  <u>匿名加工情報と異なる場所に保存しなければ</u>  <u>ならない。</u></p>	
<p><u>(照合の禁止)</u></p>	
<p><u>第37条 匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たって、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</u></p>	
<p>2 第三者が作成した匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するため、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第43条1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>	
<p><u>(第三者に提供する際の措置)</u></p>	
<p><u>第38条 匿名加工情報を第三者に提供するときは、施行規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含</u></p>	

<p>まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するものとする。</p>	
<p>2 匿名加工情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p>	
<p>3 匿名加工情報の取扱いの全部又は一部を商工会議所以外の者に委託するときは、商工会議所と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。</p>	
<p><b>第12章 雜則</b> (見直し)</p>	
<p><b>第39条</b> 専務理事は、監査報告書及びその他の事業環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。</p>	<p><b>第10章 雜則</b> (見直し)</p> <p><b>第26条</b> 専務理事は、監査報告書及びその他の事業環境などに照らして、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規則の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。</p>
<p><b>附 則</b> <u>本規程の改正事項は令和7年2月12日から施行する。</u></p>	

⑦ 令和7年2月12日開催の常議員会において、特定個人情報保護規程の一部を次の通り改正した。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
<p><b>第2条</b> 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p><b>第2条</b> 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u> <u>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除</u></p>	<p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）</p>

<p>く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)</p>	
<p><u>二 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条2項が定めるもの）が含まれるもの</u></p>	
<p>(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 個人番号関係事務</p>	<p>(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 個人番号関係事務</p>
<p>マイナンバー法第9条4項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条1項から3項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務）に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務</p>	<p>マイナンバー法第9条第3項の規定により個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が同条第1項または第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、および管理するために必要な限度でマイナンバーを利用して処理する事務）に関して行われる他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務</p>
<p>(7) 省略 (8) 省略 (9) 省略 (10) <u>特定個人情報保護管理者</u></p>	<p>(7) 省略 (8) 省略 (9) 省略 (10) <u>個人情報保護管理者</u></p>
<p>専務理事より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施および運用に関する責任と権限を有する者</p>	<p>専務理事より任命され、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施および運用に関する責任と権限を有する者</p>
<p>(11) <u>特定個人情報監査責任者</u></p> <p>専務理事より任命された者であって、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施および報告を行う責任と権限を有する者</p>	<p>(11) <u>監査責任者</u></p> <p>専務理事より任命された者であって、公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施および報告を行う責任と権限を有する者</p>
<p>（特定個人情報取得の原則）</p>	<p>（特定個人情報取得の原則）</p>
<p><b>第4条</b> 特定個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。</p>	<p><b>第4条</b> 特定個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。</p>
<p>2 特定個人情報の取得は、<u>偽りまたは不正な手段</u>によって行ってはならない。</p>	<p>2 特定個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。</p>

3 マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人に対し特定個人情報の提供を求め、または他人の特定個人情報を取得若しくは収集しないものとする。	3 マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人に対し特定個人情報の提供を求め、または他人の特定個人情報を取得若しくは収集しないものとする。
(取得の手続)  <b>第5条</b> 業務において新たに特定個人情報を取得する場合には、あらかじめ、 <u>特定</u> 個人情報保護管理者に利用目的および実施方法を届け出、承認を得るものとする。	(取得の手続)  <b>第5条</b> 業務において新たに特定個人情報を取得する場合には、あらかじめ、個人情報保護管理者に利用目的および実施方法を届け出、承認を得るものとする。
(本人から直接に特定個人情報を取得する場合の措置)  <b>第6条</b> 本人から直接に特定個人情報を取得する場合は、本人に対して、 <u>書面(様式1、同2)</u> により利用目的をあらかじめ明示するとともに、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。 (1) <u>特定</u> 個人情報保護管理者またはその代理人の氏名または職名、所属および連絡先 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略	(本人から直接に特定個人情報を取得する場合の措置)  <b>第6条</b> 本人から直接に特定個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知または公表するものとする。 (1) 個人情報保護管理者またはその代理人の氏名または職名、所属および連絡先 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略
(特定個人情報の提供の原則)  <b>第17条</b> 特定個人情報は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、その他法令に定める場合を除き、本人または第三者 <u>(外国にある第三者を含む。)</u> に提供してはならない。	(特定個人情報の提供の原則)  <b>第17条</b> 特定個人情報は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合、その他法令に定める場合を除き、本人または第三者に提供してはならない。
<b>2 削除</b>	2 特定個人情報を第三者に提供する場合には、第6条第1号ないし第4号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。 3 前項に基づき特定個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。
<b>2 法令に定める場合に該当するものとして特定個人情報を第三者に提供する場合は、<u>特定</u>個人情報保護管理者の承認を得るものとする。</b>	(特定個人情報を誤って収集した場合の措置)  <b>第20条</b> 従業者は、誤って特定個人情報の提供を受けた場合、自らマイナンバーを削除または廃棄してはならず、速やかに所属長、第24条に定める事務取扱責任者、または第22条に定める <u>特定</u> 個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 省略 ( <u>特定個人情報保護管理者</u> )	2 省略 (個人情報保護管理者)
<b>第22条</b> 専務理事は、役職員の中から <u>特定個人情報保護管理者</u> を任命し、商工会議所内における <u>特定個人情報</u> の管理業務を行わせるものとする。	<b>第22条</b> 専務理事は、役職員の中から個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。
2 <u>特定個人情報保護管理者</u> は、専務理事の指示および本規程に定めるところに基づき、特定個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。	2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示および本規程に定めるところに基づき、特定個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。
3 <u>特定個人情報保護管理者</u> は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定およびその実施のために、補佐を行う者を任命できるものとする。	3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定およびその実施のために、補佐を行う者を任命できるものとする。
(教育)	(教育)
<b>第23条</b> <u>特定個人情報保護管理者</u> は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画および教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。	<b>第23条</b> 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画および教育資料に従い、継続かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。
( <u>特定個人情報事務取扱担当者・責任者</u> )	(事務取扱担当者・責任者)
<b>第24条</b> 別表により、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確化し、明確化した事務において取り扱う特定個人情報の範囲を明確にした上で、当該事務に従事する従業者（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にするものとする。	<b>第24条</b> 別表により、特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確化し、明確化した事務において取り扱う特定個人情報の範囲を明確にした上で、当該事務に従事する従業者（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にするものとする。
2 <u>特定個人情報保護管理者</u> は、前項により定められた各事務における事務取扱責任者を任命するものとする。	2 個人情報保護管理者は、前項により定められた各事務における事務取扱責任者を任命するものとする。
3 <u>特定個人情報事務取扱責任者</u> は、次に掲げる業務を所管する。	3 事務取扱責任者は、次に掲げる業務を所管する。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 省略	(2) 省略
(3) 省略	(3) 省略
(4) 省略	(4) 省略
(5) 省略	(5) 省略
(6) 省略	(6) 省略

(7) <u>特定個人情報保護管理者に対する報告</u> (8) 省略 (監査)	(7) 個人情報保護管理者に対する報告 (8) 省略 (監査)
<b>第25条</b> 専務理事は、 <u>特定個人情報監査責任者</u> を任命し、商工会議所内における特定個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。 2 <u>特定個人情報監査責任者</u> は、内部監査規程に従い、監査計画を作成し実施するものとする。 3 <u>特定個人情報監査責任者</u> は、監査の結果につき監査報告書を作成し、専務理事に対して報告を行うものとする。 4 専務理事は、商工会議所内における特定個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、 <u>特定個人情報保護管理者</u> および関係者に対し、改善指示を行うものとする。 5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を <u>特定個人情報監査責任者</u> に報告するものとする。 6 <u>特定個人情報監査責任者</u> は、前項によりなされた改善措置を評価し、専務理事および <u>特定個人情報保護管理者</u> に対して報告するものとする。	<b>第25条</b> 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における特定個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。 2 監査責任者は、内部監査規程に従い、監査計画を作成し実施するものとする。 3 監査責任者は、監査の結果につき監査報告書を作成し、専務理事に対して報告を行うものとする。 4 専務理事は、商工会議所内における特定個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者および関係者に対し、改善指示を行うものとする。 5 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を監査責任者に報告するものとする。 6 監査責任者は、前項によりなされた改善措置を評価し、専務理事および個人情報保護管理者に対して報告するものとする。
(報告義務および罰則) <b>第26条</b> 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を <u>特定個人情報保護管理者</u> に報告するものとする。 2 特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候を把握した者は、その旨を <u>特定個人情報保護管理者</u> に報告するものとする。 3 <u>特定個人情報保護管理者</u> は、前2項による報告の内容を調査し、違反の事実、または特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候が判明した場合には、遅滞なく、専務理事に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。 4 省略	(報告義務および罰則) <b>第26条</b> 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実または違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。 2 特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候を把握した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。 3 個人情報保護管理者は、前2項による報告の内容を調査し、違反の事実、または特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生またはその兆候が判明した場合には、遅滞なく、専務理事に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。 4 省略

<p>(情報漏えい等事案への対応)</p> <p><b>第31条</b> 情報漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合には、<u>特定個人情報保護管理者</u>は、速やかに「特定個人情報漏えい等事故調査委員会」を招集し、<u>マイナンバー法第29条の4および個人情報保護委員会規則の定めに従い</u>、適切かつ迅速に以下の<u>必要な対応</u>を行う。</p> <p>(1) 省略 (2) 本人への<u>通知</u> (3) <u>個人情報保護委員会</u>への報告 (4) 省略 (5) 省略</p>	<p>(情報漏えい等事案への対応)</p> <p><b>第31条</b> 情報漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合には、個人情報保護管理者は、速やかに専務理事、事務局長で構成される「特定個人情報漏えい等事故調査委員会」を招集し、必要に応じて、適切かつ迅速に以下の対応を行う。</p> <p>(1) 省略 (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡 (3) 特定個人情報保護委員会および主務大臣等への報告 (4) 省略 (5) 省略</p>
<p><u>(特定個人情報に関する事項の公表等)</u></p> <p><b>第39条</b> <u>特定個人情報にかかる保有個人データに関する事項の公表について、個人情報保護規程第20条（保有個人データに関する事項の公表等）の規定に従う。</u></p>	
<p>(自己情報に関する権利)</p> <p><b>第40条</b> <u>本人からの特定個人情報の開示、訂正、利用停止又は消去の請求については、個人情報保護規程第21条ないし23条の規定に従う。ただし、個人情報保護規程第23条1項の適用については、「第16条」を「特定個人情報保護規程第17条1項」に読み替える。</u></p>	<p>(自己情報に関する権利)</p> <p><b>第39条</b> 本人から自己の特定個人情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。</p> <p>2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正または削除を行った場合は、可能な範囲内で当該特定個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。</p>
<p><u>(自己情報の利用または提供の拒否) 削除</u></p>	<p>(自己情報の利用または提供の拒否)</p> <p><b>第40条</b> 本人から自己の特定個人情報について利用または第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。</p>
<p>(見直し)</p> <p><b>第41条</b> 専務理事は、監査報告書およびその他の事業環境などに照らして、適切な特定個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、<u>特定個人情報保護管理</u></p>	<p>(見直し)</p> <p><b>第41条</b> 専務理事は、監査報告書およびその他の事業環境などに照らして、適切な特定個人情報の保護を維持するために、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、<u>個人情報保護管理者</u>に</p>

者に指示するものとする。	指示するものとする。
<p><u>附 則</u></p> <p><u>本規程の改正事項は令和7年2月12日から</u>  <u>施行する。</u></p>	

- ⑧ 令和7年2月12日開催の常議員会において、倫理規程を次の通り定めた。

## 黒石商工会議所倫理規程

(目的)

**第1条** 黒石商工会議所（以下「商工会議所」という。）の役員および職員（以下「役職員」という。）が遵守すべき規律については、商工会議所事務局就業規則で定められたもののほか、この規程で定めるところによる。

(役職員の基本的な心構え)

**第2条** 役職員は、自らの行動が本所の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

(利害関係のある業者及び個人との接触)

**第3条** 役職員は、本所の事業との関わりにおいて利害関係を有する業者および個人との接触において、直接・間接を問わず、また、利害の大小を問わず、外部からの疑惑や不信を招くようなことは厳に慎まなければならない。

(官公庁等との職務上の関わり)

**第4条** 役職員は、その職務に関連する官公庁ならびに関係の独立行政法人およびその他の公的な機関・団体（以下「官公庁等」という。）との関わりにおいては、官公庁等の性格・機能等を十分に認識し、外部からの疑惑や不信を招くようなことをしてはならない。

(職務上必要とする会食等の手続き)

**第5条** 職務として必要な会議・会合に伴う懇親会、会費制の会食、またはこれに類するケースで職務上必要とする事項については、第6条で定める服務管理者に届け出（会議案内状等の写しの提出、あるいは会議出席のための出張起案等でも可）をし、事前に了承を得なければならない。やむを得ない事情により、事前の届け出ができない場合には、事後、速やかに服務管理者に報告しなければならない。

2 講演、出版物への寄稿等に伴う報酬ならびに官公庁等の審議会、委員会の委員等として活動することに伴う謝金・謝礼等の受取りについては、服務管理者を通じて、事前に事務局長に届け出（講演依頼状や委員等の就任依頼状等の写しの提出、あるいは就任承諾のための起案でも可）をし、承認を得なければならない。

3 第3条、第4条との関わりについて疑義が生じた場合、または、本条第1項、第2項の定め

に照らしても判断がつきかねる場合には、その都度、服務管理者に届け出し判断を求めるものとする。

(服務管理者)

**第6条** この規程の趣旨の徹底を図るため、服務管理者を置く。

- 2 服務管理者は、総務課長をもって充てる。
- 3 服務管理者の任務は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 役職員の規律に関する事項について、必要に応じ指導及び助言を行い、または相談に応じること。
  - (2) 前条の規定に基づきなされた届け出・報告を受理すること。

(委任)

**第7条** この規程に定めのない事項については、必要に応じて、事務局長が服務管理者と協議のうえ、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令和7年2月12日から実施する。

- ⑨ 令和7年2月12日開催の常議員会において、内部通報制度に関する規程を次の通り定めた。

## 黒石商工会議所内部通報制度に関する規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本規程は、黒石商工会議所（以下「商工会議所」という。）が行う事業における組織的または個人的な法令違反および諸規程等に反する不適正な行為（以下、「違法行為等」という。）に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違法行為等の早期発見と是正を図り、もって商工会議所運営におけるコンプライアンス（法令遵守）の徹底に資することを目的とする。

### 第2章 通報処理体制

(通報者および通報先)

**第2条** 通報者は、商工会議所の役職員（受入出向者、契約職員、派遣職員、アルバイトを含む。）とする。

- 2 前項に該当する者は、第3条および第4条に該当する事実を知ったときは、直ちに通報先に通報する。
- 3 通報先は、専務理事または内部通報窓口（総務課長）のいずれかとする。

(通報の対象となる事業)

**第3条** 通報の対象となる事業は、商工会議所におけるすべての事業とする。

(通報の内容)

**第4条** 通報の内容は、以下の違法行為等とする。

- (1) 犯罪行為およびそのおそれがあるもの
- (2) 法令および諸規程等に反する不適正な行為およびそのおそれがあるもの
- (3) 信義則上問題となるもの

(通報の方法・管理)

**第5条** 通報は、様式1の「内部通報制度 通報フォーム」に所要事項を記入し、郵送、FAX、eメール、または、持参のいずれかの方法による。

2 受けた通報は、様式2の「内部通報制度 通報管理台帳」により総務課長が管理する。

(内部通報窓口の役割・調査)

**第6条** 内部通報窓口に通報があった場合、総務課長は、速やかに専務理事に報告する。

2 総務課長は、専務理事の指示を受け、通報された事項に関する調査を実施し、その結果を専務理事に報告する。

(専務理事の役割)

**第7条** 通報先である専務理事は、直接通報を受けた場合、前条第2項の調査を総務課長に指示する。

2 専務理事は、必要に応じ、顧問弁護士に連絡・相談を行う。

3 専務理事は、通報を受けた場合、会頭に通報の事実、また、当該通報にもとづく調査結果および是正結果を報告し、指示を受けるものとする。

(調査協力義務)

**第8条** 役職員は、通報された内容の事実関係の調査に協力を求められた場合は、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

**第9条** 調査の結果、違法行為等が明らかになった場合は、速やかに是正措置および再発防止策を講じなければならない。

(処分)

**第10条** 調査の結果、違法行為等が明らかになった場合は、違法行為等に関与した者に対し、就業規則等に従って処分する。

### 第3章 当事者の責務

(通報者の保護)

**第11条** 商工会議所は、通報者が通報したことを理由として、通報者に対して人事、給与、また就業環境を害すること等、不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報の保護・守秘義務)

**第12条** 通報された内容および調査で得られた個人情報は、総務課長が管理し、開示してはならない。正当な理由なく開示した者に対しては、就業規則等に従って処分する。

2 本規程に定める業務を行う者は、秘密を厳守しなければならない。

(回答)

**第13条** 内部通報窓口の担当者は、専務理事の指示を受け、通報者に対し、当該通報にもとづく調査結果および是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ回答する。

2 専務理事が直接通報を受けた場合は、通報者に対し前項の回答を直接行うことができる。

(不正目的の通報の禁止)

**第14条** 通報者は、虚偽の通報や不正に利益を得るため、あるいは他人に損害を与える等の不正な目的のために本制度を利用してはならない。不正目的の利用の場合は、通報を行った者が所属する商工会議所の就業規則等に従って処分する。

付 則

この規則は、令和7年2月12日から実施する。

様式1（第5条第1項関係）

**内部通報制度 通報フォーム**

このフォームは「黒石商工会議所内部通報制度に関する規程」にもとづき、当所内における組織的または個人的な法令違反および諸規程等に反する不適正な行為（以下「違法行為等」という）について、内部通報を行う際に使用する様式です。この内部通報については、通報を行ったことを含め、あなたの氏名、通報内容などは開示しません。また通報を理由とした不利益な取り扱いも行いません。内部通報窓口では、通報を受けた内容について調査を実施します。その際にはヒアリングなどのご協力ををお願いすることもあります。

太枠内の□には印を、空欄には所要事項をご記入ください。

通報先	<input type="checkbox"/> 専務理事	<input type="checkbox"/> 内部通報窓口		
通報者の氏名			通報日	年 月 日
所属もしくは 雇用区分	<input type="checkbox"/> 役職員（所属：）		役職：（）	
	<input type="checkbox"/> 受入出向者（所属：）		役職：（）	
	<input type="checkbox"/> 契約職員（所属：）		役職：（）	
	<input type="checkbox"/> 派遣職員（派遣元：）		所属：（）	
	<input type="checkbox"/> アルバイト（所属：）		（）	
	<input type="checkbox"/> その他（）		（）	
希望する 連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話（電話番号：）			[自宅・職場・携帯・他])
	<input type="checkbox"/> メール（アドレス：）			( )
	<input type="checkbox"/> FAX（FAX番号：）			[自宅・他])
	<input type="checkbox"/> 郵送（住所：）			[自宅・他])
通報内容	①被通報者（氏名： 所属： 役職：（））			
	②通報対象事実（既に生じている・生じようとしている・その他（））			
	いつ：			
	どこで：			
	何が：			
	どのように：			
	なぜ生じたのか：			
	対象となる法令違反など：			
	③通報対象事実を知った経緯：			
	④通報対象事実に関する考え方：			
⑤その他				
⑥証拠書類の有無（有[内容：]・無）				

[注意事項]

内部通報は、十分な調査や通報者への適切なフィードバックのために、実名を原則とします。実際には匿名での通報も受付しますが、匿名の場合は十分な調査や通報者の保護、適切なフィードバックを行うことができないことがあります。

受付番号		通報受付日	年 月 日 ( ) 時 分	受付担当	
------	--	-------	------------------	------	--

## 様式2（第5条第2項関係）

## 内部通報制度 通報管理台帳

会頭	専務	総務課長

- ⑩ 令和7年2月12日開催の常議員会において、財務関係資料等の公開に関する規則を次の通り定めた。

## 黒石商工会議所財務関係資料等の公開に関する規則

(目的)

**第1条** 本規則は、黒石商工会議所（以下「当所」という）の公共的・公益的性格に鑑み、自ら、その財務関係資料等の情報を公開することで、当所の事業活動に関する国民各層からの理解を深めることを目的とする。

(公開する財務関係資料等)

**第2条** 当所が公開する財務関係資料等は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書・事業計画書
- (2) 収支決算書・収支予算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 貸借対照表等説明資料
- (6) 固定資産台帳
- (7) 監査報告書

(非公開情報と閲覧拒否)

**第3条** 次に掲げる財務関係資料等は、原則として公開しない。

- (1) 個人別給与、住宅ローン等、個人を特定できるプライバシーに関するもの
  - (2) 商工会議所事業の適正な遂行を妨げるおそれのあるもの
  - (3) 特定の個人に利益や不利益を与えるおそれのあるもの
  - (4) 特定個人情報
- 2 公開情報の閲覧目的が、当所を誹謗・中傷することにあることが明らかな場合には、閲覧を拒否できるものとする。
- 3 閲覧者は、当該資料を丁寧に取り扱うこととし、汚損した場合には、閲覧を中止させ、または禁止することができる。

(情報公開担当部署)

**第4条** 情報公開担当部署は、総務部総務課とする。

(公開資料の備付け)

**第5条** 公開する財務関係資料等は、当所事務局の所定の場所に備え付ける。

- 2 備え付け期間は、5年間とする。

(閲覧手続きと閲覧場所等)

**第6条** 閲覧申込みは、所定様式の「財務関係資料等の閲覧申込書」で受け付ける。

- 2 閲覧は、当所事務局の所定の場所で行うものとする。
- 3 コピーサービスは、有料とする。

(委任)

**第7条** 本規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、事務局長が別に定める。

付 則

この規則は、令和7年2月12日から実施する。

<様式>

年 月 日

黒石商工会議所 事務局長 様

<閲覧申込者>

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
会社名又は勤務先 \_\_\_\_\_  
役 職 \_\_\_\_\_  
T E L \_\_\_\_\_

## 財務関係資料等の閲覧申込書

黒石商工会議所の財務関係資料等の閲覧を申込みます。

閲 覧 の 目 的	_____ _____ _____
※簡潔にご記入ください。	_____

### 【注意事項】

1. 公開している財務関係資料等は、収支決算書、貸借対照表、財産目録、貸借対照表説明資料、固定資産台帳、監査報告書、事業報告書、事業計画書・収支予算書です。
2. 閲覧申込みに当たっては、運転免許証など身分を証明できるものを確認させていただきます。
3. 閲覧資料の貸し出しありません。
4. 閲覧は、当所指定の場所でお願いします。
5. コピーサービスは、有料です。料金等は、当所備品料金表の通りとなります。

### 事務局記入欄

身元確認

運転免許証 身分証明書（勤務先発行など）

その他（ ）

## 2. 組 織

### (1) 会 員

#### ① 会員数

区分	前年度末会員数	新規加入者数	脱退者数	移動		本年度末会員数
個人	535	13	23	法人より	4	法人へ 2
法人	352	2	8	個人より	2	個人へ 4
計	887	15	31			871

#### ② 口数別会員数

口数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11~15	16以上	計
個人	59	437	18	9	4	0	0	0	0	0	0	0	527
総口数	59	874	54	36	20	0	0	0	0	0	0	0	1,043
法人	72	218	18	7	17	1	0	2	0	7	0	2	344
総口数	72	436	54	28	85	6	0	16	0	70	0	40	807

#### ③ 部 会

部会名	業種	会員数
食品商業	各種食料品、酒、食肉、鮮魚、乾物、野菜・果実、菓子・パン、米穀類、惣菜、その他の飲食料品小売業。りんご、食料・飲料、その他の農畜産物・水産物卸売業。畜産食料品、水産食料品、調味料、菓子・パン、その他の食品製造業、精穀・製粉業。清涼飲料製造業、醸造業、製氷業。食品販加工業。その他上記各業種に係る関連業種。	82
生活文化商業	呉服・服地・寝具、男子服、婦人・子供服、靴・履物、その他の織物・衣服・身の回り品小売業。家具、金物・荒物、陶磁器・ガラス器、家庭用機械器具、その他のじゅう器小売業。自転車小売業。化粧品、苗・種子、燃料、書籍・文房具、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器、写真機・写真材料、時計・眼鏡・光学機械、中古品、貴金属製品、花・植木、肥料・飼料小売業。写真業。ビデオ・CDレンタル業。貸植木業。家具修理業、洋服類仕立て直し業。事務用機械器具、家庭用機械器具、精密機械器具卸売業。繊維製品、衣服身の回り品卸売業。家具・じゅう器等、化粧品等、紙・紙製品、荒物、肥料・飼料、スポーツ用品・娯楽用品・がん具、たばこ、貴金属卸売業。電気業。ガス業。その他上記各業種に係る関連業種。	79
工業	繊維製品製造業。木材・木製品製造業。紙・紙加工品製造業。印刷業。化学工業。石油製品製造業。プラスチック製品製造業。金属製品製造業。一般機械器具製造業。電気機械器具製造業。陶器、漆器製造業。非金属鉱業。廃棄物処理業。再生資源卸売業。農業用機械器具、自動車卸売業。農業用機械器具、自動車小売業。自動車整備業。林業。その他上記各業種に係る関連業種。	107

部会名	業種	会員数
建設	一般土木建築、土木、舗装、建築、木造建築工事業。大工、とび・土工・コンクリート、鉄骨・鉄筋、石工・れんが・タイル・ブロック、左官、板金・金物、内装、その他の職別工事業。電気、管、さく井、その他の設備工事業。土木建築サービス業。建設機械賃貸業。下水道業。セメント・同製品、碎石・石工品等製造業。建具、畳製造業。建築材料、塗料、金属材料卸売業。建築材料、塗料、金属材料小売業。かじ業、表具業。のこ目立て業。溶接業。その他上記各業種に係る関連業種。	263
観光・交通・サービス	旅館。食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店。料亭、バー・キャバレー・ナイトクラブ、酒場・ビヤホール。料理品(仕出し)小売業。コンパニオン紹介所。結婚式場。鉄道業。道路旅客運送業。道路貨物運送業。倉庫業。こん包業。旅行業。映画館、劇場・興業場、スポーツ施設提供業、遊技業、その他の娯楽業。映画・ビデオ製作供給業。こけし製作、観光土産品小売業。その他上記各業種に係る関連業種。	179
理財・情報産業	銀行。信用金庫、信用組合。労働金庫。貸金業、クレジット業・割賦金融業。信用保証機関。生命保険業、損害保険業、共済事業、保険代理業。不動産取引業。法律事務所・特許事務所、公証人役場・司法書士事務所、公認会計士事務所・税理士事務所、社会保険労務士事務所、行政書士事務所。電気通信業。ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、ニュース供給業、興信所。デザイン業、著述家、芸術業、個人教授所、学習塾、フィットネスクラブ。新聞業、出版業。各種学校。広告代理業。駐車場業。建物サービス業、警備業、看板業。職別専門サービス業。その他上記各業種に係る関連業種。	72
厚生・福祉	理容業、美容業、洗濯業、公衆浴場業、寝具消毒・乾燥業。病院、医院・診療所、歯科診療所、療術業、歯科技工所。老人福祉事業。家政婦・看護婦紹介所。医薬品卸売業。医薬品小売業。葬儀業、冠婚葬祭互助会。貸衣装業。宗教団体。その他上記各業種に係る関連業種。	89
7部会		871

④ 委員会(特別委員会を含む)

委員会名	委員数	主な審議事項	委員会名	委員数	主な審議事項
総務	7名	総務全般に関する事項	観光	8名	観光対策事項
産経	6名	商工振興対策事項	広報特別	7名	広報紙発行
労働	7名	労働厚生に関する事項	中心市街地活性化特別	13名	中心市街地のまちづくり推進
税務	8名	税務対策事項			
金融	7名	金融対策事項			

(2) 特別会員

区分	会員数	摘要
個人	352	
法人	35	
計	387	

(3) 特定商工業者

区分	特定商工業者数	内訳	
		会員	非会員
個人	0	0	0
法人	401	294	107
計	401	294	107

(4) 役員

① 役員の定数及び実数

区分	定数	実数	備考
会頭	1	1	
副会頭	4人以内	3	
専務理事	1	1	
常議員	20	19	
監事	3	3	
計	29人以内	27人	

② 役員の氏名、企業の名称及び企業上の地位、企業の業種

役職名	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
会頭	新岡 常雄	(有)新岡材木店 代表取締役	建材販売
副会頭	糸田 泰孝	(株)エクシェリール 代表取締役	洗濯業
〃	宇野 純子	(株)とがわ建設 専務取締役	建設
〃	村上 照幸	(株)むらかみ 代表取締役	食料品販売
専務理事	工藤 和明		
常議員	中村 公成	(株)黒石日産自動車商会 代表取締役	自動車販売・整備
〃	工藤 英麿	(有)ジャストサービス 代表取締役	福祉用具貸与
〃	佐藤 淳一	(株)マルサ佐藤製作所 取締役会長	金属製品製造業
〃	花田 守正	(株)青森みちのく銀行黒石支店 支店長	金融
〃	木村 尚政	青い森信用金庫黒石支店 支店長	金融
〃	中村 公生	社会福祉法人報徳会 施設長	社会福祉事業
〃	小山内 慎一	(株)おはよう贊 代表取締役	新聞販売
〃	加藤 正彦	(有)加藤技建 代表取締役	建設
〃	後藤 英輝	(有)紀文 代表取締役	事務機器・事務用品販売
〃	葛西 利治	黒石ガス(株) 取締役総務部長	ガス燃料販売
〃	鳴海 信宏	(株)鳴海醸造店 代表取締役社長	酒造
〃	福士 拓弥	(株)ツガルサイコー 代表取締役社長	観光施設
〃	宇野 正行	(有)宇野自動車 代表取締役	自動車販売・整備
〃	佐川 伸男	(有)佐川自動車整備工場 取締役会長	自動車販売・整備
〃	村上 慈人	(有)レストラン御幸 代表取締役	飲食店、仕出し
〃	徳田 祐之	(株)徳田工業 代表取締役	建築板金
〃	西谷 孝雄	(株)西谷造花店 代表取締役社長	葬祭
〃	村上 拓世	旭冷機工業(株) 専務取締役	建設
〃	千葉 晃大	千葉電気設備(株) 代表取締役	電気・通信工事
監事	渋川 悟	東奥信用金庫黒石支店 支店長	金融
〃	村岡 寿一	(有)村岡熔接工業 代表取締役会長	建築・鋼構造物工事
〃	飯田 大貴	青森県信用組合黒石支店 支店長	金融

(5) 議員

① 各号議員の定数及び実数

区分	定数	実数	備考
1号議員	36	34	
2号議員	18	17	
3号議員	6	6	
計	60	57	

② 議員の氏名、企業の名称及び企業上の地位、企業の業種

a 1号議員 34名

氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
山田 広巳	山田住宅 代表	不動産賃貸業
佐々木 直樹	(有)ダスキン黒石 代表取締役	清掃用品レンタル
佐藤 慎司	(有)マルサでんき 代表取締役	家電・OA機器販売
小山内 慎一	(株)おはよう贊 代表取締役	新聞販売
伊藤 忠志	(株)グリーンパレス松安閣 代表取締役	仕出し、貸席
濱田 公一	北砲興発(株) 専務取締役	建設
伊藤 香奈子	(株)津軽新報社 代表取締役社長	新聞発行・総合印刷
中村 公生	社会福祉法人報徳会 施設長	社会福祉事業
増田 邦春	(有)黒石スクラップセンター 代表取締役	再生資源処理
宇野 正行	(有)宇野自動車 代表取締役	自動車販売・整備
井上 一樹	青森県りんごジュース(株) 総務部総務課長	清涼飲料製造
葛西 利治	黒石ガス(株) 取締役総務部長	ガス燃料販売
福士 拓弥	(株)ツガルサイコー 代表取締役社長	観光施設
泉 充彦	(有)泉バッテリー 代表取締役	自動車整備
小倉 善博	(有)稻部電気商会 代表取締役	電気工事
福原 真一	(有)福原建業 代表取締役	建築
佐川 伸男	(有)佐川自動車整備工場 取締役会長	自動車販売・整備
三上 勝久	(株)サンカツ 代表取締役会長	食品製造
宇野 純子	(株)とがわ建設 専務取締役	建設
千葉 清光	青山鉄工(株) 代表取締役	鉄工
中村 公成	(株)黒石日産自動車商会 代表取締役	自動車販売・整備
高橋 治	高橋建設(株) 取締役社長	建設
高嶋 良樹	アクサ生命保険(株) 黒石分室長	生命保険
松村久美子	(有)松葉堂まつむら 代表取締役	製菓小売
宮本 敦	管電工業(株) 取締役副社長	建設
対馬 学	黒石塗装工業(株) 代表取締役	塗装工事
高田 英樹	(株)黒石架設 代表取締役	足場架設工事
三上 修平	(有)マルケン土木 代表取締役	建設
糸田 泰孝	(株)エクシェリール 代表取締役	洗濯業
村岡 功聖	(有)村岡建設 代表取締役	建築
村上 慈人	(有)レストラン御幸 代表取締役	飲食店、仕出し
木村 尚政	青い森信用金庫黒石支店 支店長	金融
福士 悟	(有)福士コンクリート建設 代表取締役	土木工事
中村 健一	(有)南黒地域交通 営業所長	旅客輸送

b 2号議員 17名

部会名	氏名	企業の名称及び企業場の地位	企業の業種
厚生・福祉	西谷 孝雄	(株)西谷造花店 代表取締役社長	葬祭
	八木橋 旬一	(有)つがる介護 代表取締役	社会福祉事業
建設	加藤 正彦	(有)加藤技建 代表取締役	建設
	徳田 祐之	(株)徳田工業 代表取締役	建築板金
	千葉 晃大	千葉電気設備(株) 代表取締役	電気・通信工事
	長内 俊	長内サッシ工業(株) 代表取締役社長	サッシ製造・販売
	村上 拓世	旭冷機工業(株) 専務取締役	建設
観光・交通・サービス	阿保 六知秀	阿保こけしや 代表	こけし製造
	三浦 一真	黒石貨物自動車(株) 専務取締役	貨物輸送
	長峰 徹吏	青荷温泉(株) 代表取締役社長	旅館
生活文化商業	後藤 英輝	(有)紀文 代表取締役	事務機器・事務用品販売
	工藤 豊秀	工藤寝具店 代表	寝具販売
工業	野呂 貴憲	(有)御幸自動車整備工場 代表取締役	自動車販売・整備
	小川 秀則	オートパーツセンター黒石 代表	自動車用品販売・整備
理財・情報産業	花田 守正	(株)青森みちのく銀行黒石支店 支店長	金融
食品商業	鳴海 信宏	(株)鳴海醸造店 代表取締役	酒造
	渋川 陽介	(株)渋川製菓 専務取締役	製菓小売

c 3号議員 6名

氏名	企業の名称及び企業場の地位	企業の業種
新岡 常雄	(有)新岡材木店 代表取締役	建材販売
館 正伸	(株)ホクエイ東北 代表取締役	建設機械レンタル・販売
工藤 英麿	(有)ジャストサービス 代表取締役	福祉用具貸与
佐藤 淳一	(株)マルサ佐藤製作所 取締役会長	金属製品製造業
松井 浩之	(株)ワカバ 代表取締役社長	医薬品販売
三上 一	三上一税理士事務所 所長	税理士事務所

(6) 部会長等

部会名	役職名	氏名	企業の名称及び企業場の地位	企業の業種
食品商業	部会長	鳴海 信宏	(株)鳴海醸造店 代表取締役社長	酒造
	副部会長	村上 照幸	(株)むらかみ 代表取締役	食料品販売
	副部会長	渋川 陽介	(株)渋川製菓 専務取締役	製菓小売
生活文化商業	部会長	後藤 英輝	(有)紀文 代表取締役	事務機器・事務用品販売
	副部会長	工藤 豊秀	工藤寝具店 代表	寝具販売
	副部会長	大溝 雅昭	フラワーデザインFlowers 代表	生花販売
工業	部会長	宇野 正行	(有)宇野自動車 代表取締役	自動車販売・整備
	副部会長	野呂 貴憲	(有)御幸自動車整備工場 代表取締役	自動車販売・整備
	副部会長	泉 充彦	(有)泉バッテリー 代表取締役	自動車整備
建設	部会長	加藤 正彦	(有)加藤技建 代表取締役	建設
	副部会長	徳田 祐之	(株)徳田工業 代表取締役	建築板金
	副部会長	千葉 晃大	千葉電気設備(株) 代表取締役	電気・通信工事
観光・交通・サーキュレーション	部会長	阿保六知秀	阿保こけしや 代表	こけし製造
	副部会長	須藤 秀光	(株)アップル観光バス 代表取締役	旅客輸送
	副部会長	長峰 徹史	青荷温泉(株) 代表取締役社長	旅館
理財・情報産業	部会長	花田 守正	(株)青森みちのく銀行黒石支店 支店長	金融
	副部会長	渋川 悟	東奥信用金庫黒石支店 支店長	金融
	副部会長	高嶋 良樹	アクサ生命保険(株) 黒石分室長	生命保険
厚生・福祉	部会長	工藤 英麿	(有)ジャストサービス 代表取締役	福祉用具貸与
	副部会長	中村 公生	社会福祉法人報徳会 施設長	社会福祉事業
	副部会長	八木橋 旬一	(有)つがる介護 専務取締役	介護保険事業

(7) 委員長等

委員会名	役職名	氏名	企業の名称及び企業場の地位	企業の業種
総務	委員長	中村 公成	(株)黒石日産自動車商会 代表取締役	自動車販売・整備
	副委員長	伊藤 忠志	(株)グリーンパレス松安閣 代表取締役	仕出し、貸席
産経	委員長	佐川 伸男	(有)佐川自動車整備工場 取締役会長	自動車販売・整備
	副委員長	盛 孝	モリ仕出し店 代表	仕出し
労働	委員長	千葉 晃大	千葉電気設備(株) 代表取締役	電気・通信工事
	副委員長	千葉 清光	青山鉄工(株) 代表取締役	鉄工
税務	委員長	後藤 英輝	(有)紀文 代表取締役	事務機器・事務用品販売
	副委員長	鳴海 浩二	(株)山与呉服店 代表取締役	呉服・衣料品販売
金融	委員長	花田 守正	(株)青森みちのく銀行黒石支店 支店長	金融
	副委員長	渋川 悟	東奥信用金庫黒石支店 支店長	金融
観光	委員長	福士 拓弥	(株)ツガルサイコー 代表取締役社長	観光施設
	副委員長	石澤 照代	(有)黒石観光ホテル 代表取締役	旅館
広報特別	副委員長	野呂 英子	李紗羅 店長	雑貨販売
中心市街地活性化特別	委員長	新岡 常雄	(有)新岡材木店 代表取締役	建材販売
	副委員長	寺山 正幸	黒石商店街協同組合 理事長	協同組合

(8) 女性会会長等

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称
会 長	大溝 千秋	フラワーデザインFLOWERS
副 会 長	端田 裕花	藤パートナーズ
副 会 長	李 若冰	アイピーコンフィグ(株)
直 前 会 長	松村 久美子	(有)松葉堂まつむら
相 談 役	三浦 ツエ	黒石貨物自動車(株)
相 談 役	高橋 幸江	喫茶たかはし
理 事	渋川 麗子	(株)渋川製菓
理 事	木村 優美子	木村自動車
理 事	斎藤 甲	(株)サイトウ企画
理 事	野呂 英子	李紗羅
理 事	神 真奈美	(有)ひさお庵
理 事	糸田 広子	(株)エクシェリール
理 事	工藤 由美子	イタリアンパスタレストランサッソネロ
理 事	岩崎 聰子	岩崎材木店
理 事	高木 まり子	和裁たかぎ
理 事	佐藤 知香	三栄急送(株)
理 事	村元 久子	(株)東来運送
理 事	齋川 蘭子	旅の宿斎川
監 事	石黒 きよの	(有)シャロン甘洋堂
監 事	井元 タマエ	(株)北奥水道

(9) 青年部会長等

役 職 名	氏 名	企 業 の 名 称
会 長	高橋 晃司	高橋造園
直 前 会 長	村上 慈人	(有)レストラン御幸
副 会 長	浅利 有里	浅利司法書士事務所
副 会 長	渡辺 浩司	そうゆうエンジニア
副 会 長	増川 博基	(合)PTE学習塾
専 務 理 事	棟方 清崇	棟方商事(有)
専 務 理 事 補 佐	湯瀬 高央	美郷こども園
総 務 委 員 長	相馬 大	相馬住設サービス
総 務 副 委 員 長	長内 康之	よろず法務事務所
交 流 委 員 長	高橋 聰	(有)三共部品商会
交 流 副 委 員 長	加藤 さおり	はなまる
未 来 創 造 委 員 長	松村 定世	(有)松葉堂まつむら
未 来 創 造 委 員 長	佐々木 辰徳	(有)佐々木設備社
監 事	瓜田 健太郎	Plus value(株)
監 事	齊藤 工	(有)齊藤自動車
相 談 役	村上 拓世	旭冷機工業(株)
相 談 役	村上 照幸	(株)むらかみ

## (10) 顧問・参与等

### ① 顧問

黒石市長	高樋 憲
衆議院議員	岡田 華子
青森県議会議員	大平 陽子
黒石市議会議長	工藤 和行
元黒石商工会議所会頭	北山 肇
前黒石商工会議所会頭	村上 信吾

### ② 参与

黒石公共職業安定所	
(一社)黒石地区労働基準協会	
青森県立黒石高等学校	
元黒石商工会議所専務理事	佐藤 忠征
前黒石商工会議所事務局長	三上 謙二

### 3. 選挙及び選任

#### (1) 議員

##### ① 1号議員

当該年度において、1号議員の選任は行われなかった。

##### ② 2号議員

令和6年6月19日に食品部会が開催され、1名の2号議員が選任された。

部会名	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
食品商業	渋川 陽介	㈱渋川製菓 専務取締役	製菓小売

##### ③ 3号議員

当該年度において、3号議員の選任は行われなかった。

#### (2) 役員

##### ① 令和6年5月28日開催の通常議員総会において、副会頭を選任した。

役職名	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
副会頭	宇野 純子	㈱とがわ建設 専務取締役	建設
〃	村上 照幸	㈱むらかみ 代表取締役	食料品販売

##### ② 中澤和行監事辞任に伴う補欠選任について、令和6年5月28日開催の通常議員総会において、渋川悟氏（東奥信用金庫黒石支店）を選任した。

## 4. 事務局

### (1) 事務局の機構

部課名	分掌事務	職員数
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款その他諸規程に関する事項</li> <li>(2) 秘書に関する事項</li> <li>(3) 儀礼、交際及び涉外に関する事項</li> <li>(4) 文書の收受、発送及び整理保管に関する事項</li> <li>(5) 議員総会、常議員会及びその他会議に関する事項</li> <li>(6) 公印の管理に関する事項</li> <li>(7) 役員、議員の選任及び選挙に関する事項</li> <li>(8) 広報の発行、その他印刷物の刊行配布に関する事項</li> <li>(9) 収支予算及び決算に関する事項</li> <li>(10) 会費、負担金、過怠金その他徴収に関する事項</li> <li>(11) 現金、預金及び有価証券の出納管理に関する事項</li> <li>(12) 物品の調達及び保管に関する事項</li> <li>(13) 財産の管理運営に関する事項</li> <li>(14) 経理及び帳簿の整理保管に関する事項</li> <li>(15) 人事及び給与に関する事項</li> <li>(16) 特定商工業者に関する事項</li> <li>(17) I T (情報技術) 機器及び情報の管理に関する事項</li> <li>(18) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属さない事項</li> </ul>	6 (嘱託職員を含む)
業務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工業に係る証明、鑑定、紹介、斡旋に関する事項</li> <li>(2) 商工業に係る技術技能の普及及び検定に関する事項</li> <li>(3) 商工業者の信用調査に関する事項</li> <li>(4) 展示会等物産の出品及び販路開拓に関する事項</li> <li>(5) 講習会、講演会、懇談会及び見学・視察に関する事項</li> <li>(6) 商工統計及び調査に関する事項</li> <li>(7) 観光事業に関する事項</li> <li>(8) 発明考案に関する事項</li> <li>(9) 委託団体の事務に関する事項</li> <li>(10) 労働保険事務組合に関する事項</li> <li>(11) 会議所共済制度及び社会保険に関する事項</li> <li>(12) その他商工業の振興に関する事項</li> </ul>	

部 課 名	分 掌 事 務	職員数
中小企業相談所 振 興 課	(1) 国及び地方自治体が行う中小企業施策に関する事項 (2) 技術の向上改善及び企業診断に関する事項 (3) 商工関係法等法律一般に関する事項 (4) 各種調査及び情報の収集提供に関する事項 (5) 前各号に係る講習会及び講演会等の開催に関する事項 (6) その他経営振興に関する事項	8
中小企業相談所 相 談 課	(1) 金融及び信用保証に関する事項 (2) 税務の相談及び指導に関する事項 (3) 経理の相談及び指導に関する事項 (4) 労務及び社会保険の相談、指導に関する事項 (5) 商取引の相談及び斡旋に関する事項 (6) その他各種相談に関する事項	

## (2) 事務局職員

### ① 主な職員の役職・氏名

事務局長 三上昌一 中小企業相談所長 三上昌一

総務課長兼業務課長 三上昌一 中小企業相談所次長 古川稚子  
事務取扱 振興課長

総務課係長兼業務課係長 小笠原綾子 中小企業相談所 豊巻英知  
相談課長

中小企業相談所 西沢 弘  
相談課長補佐

中小企業相談所 鳴海淳一郎  
振興課長補佐

中小企業相談所 寺口将太  
振興課係長

### ② 職員数

区分	一般職員	経営指導員	補助員	記帳専任職員	その他	計
男	2	2	2	1	0	7
女	2	1	0	2	2	7
計	4	3	2	3	2	14

## 5. 庶務

### (1) 文書

月別	受信			発信		
	国内	国外	計	国内	国外	計
令和6年4月	37	0	37	13	0	13
5月	48	0	48	8	0	8
6月	38	0	38	14	0	14
7月	36	0	36	6	0	6
8月	41	0	41	3	0	3
9月	32	0	32	24	0	24
10月	39	0	39	9	0	9
11月	36	0	36	8	0	8
12月	38	0	38	10	0	10
令和7年1月	25	0	25	10	0	10
2月	32	0	32	3	0	3
3月	30	0	30	12	0	12
計	432	0	432	120	0	120

### (2) 表彰・受章(賞)

#### ① 表彰

第59回永年勤続優良従業員表彰式

開催日時 令和7年1月22日

開催場所 黒石市乙徳兵衛町34 「グリーンパレス松安閣」

被表彰者

勤続年数	被表彰者数	勤続年数	被表彰者数
10年以上15年未満	1名	25年以上30年未満	2名
15年以上20年未満	3名	30年以上	14名
20年以上25年未満	2名	合計	22名

#### ② 受章(賞)

東北六県商工会議所連合会会長表彰(表彰規定第2条)

受賞日 令和6年6月20日

受賞者	副会頭	桑田 泰孝
	常議員	後藤 英輝
	常議員	鳴海 信宏
	議員	千葉 清光
	議員	対馬 学

(3) 慶弔

開催日	名 称	開催場所	出席者
4月 16日 24日	黒石商工会議所青年部令和6年度通常総会懇親会 南黒燃焼器具整備協会定時総会懇親会	グリーンパレス松安閣 富士見温泉ダンスホール	新岡会頭他 新岡会頭
5月 8日 14日 17日 21日 21日 26日 27日 27日	黒石市管工事業協同組合第46回令和6年度通常総会懇親会 黒石商工会議所女性会令和6年度通常総会懇親会 佐藤家通夜(黒石商工会議所 常議員 佐藤洵一ご母堂) 黒石つゆやきそば伝紹会令和6年度会員総会懇親会 黒石商店街協同組合第30期通常総会懇親会 令和6年度東京黒石会定例総会 (一社)黒石地区労働基準協会令和6年度定時会員総会 こみせ通り商店街振興組合令和6年度通常総会後の懇親会	富士見館 グリーンパレス松安閣 保福寺 藏よし レストラン御幸 グランドアーク半蔵門 グリーンパレス松安閣 レストラン御幸	新岡会頭 新岡会頭他 工藤専務理事 新岡会頭他 糸田副会頭 新岡会頭 新岡会頭 糸田副会頭
6月 1日 4日 11日 11日 15日 18日 24日 24日 27日	じょんからのふる里づくり推進協議会通常総会 黒石物産協会令和6年度通常総会懇親会 (公社)黒石市シルバー人材センター令和6年度定時総会 (公社)黒石法人会第12回定時総会 第17回古都ひろさき花火の集い 令和5年度特定非営利活動法人横町十文字まちそだて会 通常総会懇親会 黒石地区エネルギー問題懇談会定時総会 津軽こみせ株第24回定時株主総会 東北税理士会弘前支部第44回定期総会	黒石市立浅瀬石公民館 藏よし グリーンパレス松安閣 南田温泉ホテルアップルランド 弘前市岩木川河川敷運動公園 レストラン御幸 赤提灯 音蔵 こみせん 弘前パークホテル	新岡会頭 新岡会頭 新岡会頭 糸田副会頭 三上主事 新岡会頭 新岡会頭他 糸田副会頭 三上事務局長
7月 8日 11日 12日 14日 14日 25日 30日 30日	故 塚原隆市 儀 合同葬儀(八戸商工会議所副会頭) みちのく銀行黒石内町支店グリーンクラブ解散会 兼納涼パーティー けんしんよう黒石支店貯蓄会令和6年度「ふれあいビア パーティー」兼「黒石支店開設50周年記念祝賀会」 第30回クラシックカークラブ青森ミーティング インコみせ開会式 第30回クラシックカークラブ青森ミーティング インコみせ交通安全パレード 青森銀行黒石支店後援会合同納涼パーティー 黒石ねぷた祭り出陣式 黒石ねぷた祭り審査	八戸プラザホテル グリーンパレス松安閣 津軽伝承工芸館 レストラン御幸駐車場 黒石市中心市街地 グリーンパレス松安閣 御幸公園 黒石市役所前	工藤専務理事 糸田会頭他 中村公成常議員 糸田副会頭 村上副会頭 新岡会頭他 新岡会頭 糸田副会頭
8月 1日 8日 16日 18日	令和6年「弘前ねぷたまつり出陣式」 クラシックカークラブ青森ミーティングinこみせ慰労会 大川原の火流し 黒石市市制施行70周年記念「第38回浅瀬石川灯籠流し」	弘前市桜大通り市民広場前 つがるの食彩 野田 大川原温泉会館 ふくじゅ草 浅瀬石川河川敷 イベント広場	村上副会頭 糸田副会頭 村上副会頭 宇野副会頭
9月 1日 1日 10日 15日 21日	令和6年度黒石市消防団観闘式 十方堂大祭とファン感謝デー 千葉家通夜(黒石商工会議所 議員 千葉清光ご尊父) 第39回黒石こみせまつり開会式 第18回中延ねぷた祭り	黒石市役所駐車場他 青荷温泉 メモリアルホールにしや 黒石神明宮 昭和通り商店会他	村上副会頭 糸田副会頭 佐藤佳仁青年部シニア会長 新岡会頭他 糸田副会頭
10月 5日 5日 15日 16日	「第30回宮古市産業まつり」オープニングセレモニー 第30回宮古市産業まつり姉妹友好市町村等歓迎交流会 黒石市役所わのまちセンターオープニングセレモニー 黒石地酒をたしなむ会創立55周年記念菊酒例会	産業まつり屋内特設ステージ 宮古ホテル沢田屋 黒石市役所わのまちセンター グリーンパレス松安閣	新岡会頭他 新岡会頭他 新岡会頭 糸田副会頭
11月 3日 7日 7日	令和6年度黒石市表彰式及び祝賀会 黒石地区税務関係団体協議会令和6年度総会 千葉家通夜(黒石商工会議所 常議員 千葉晃大ご祖母様)	グリーンパレス松安閣 赤提灯 メモリアルホールにしや	新岡会頭 新岡会頭 工藤専務理事

16日	市制施行70周年記念第33回黒石りんごまつり開会式	スポカルイン黒石	新岡会頭
16日	宮古市歓迎交流会	赤提灯	新岡会頭他
12月 5日	黒石地区産業安全衛生大会	グリーンパレス松安閣	村上副会頭
15日	黒石市市制施行70周年記念式典及び音楽会	スポカルイン黒石	新岡会頭他
17日	東奥信用金庫黒石支店2024年合同忘年パーティー	グリーンパレス松安閣	新岡会頭
20日	令和6年叙勲・褒章・県褒章受章祝賀会	グリーンパレス松安閣	条田副会頭
23日	筆供養	富士見館	宇野副会頭
1月 4日	津軽こけし館2025年館初挽き	津軽こけし館	条田副会頭
6日	令和6年新年互例会	グリーンパレス松安閣	条田副会頭他
14日	2025年黒石商工会議所女性会・新春会員大会	蔵よし	新岡会頭他
17日	(公社)黒石青年会議所2025年度新年祝賀会	津軽伝承工芸館	条田副会頭
23日	黒石ロータリークラブ第57回新年会	赤提灯	新岡会頭
2月 4日	青森県板金工業組合津軽支部第21回通常総会懇親会	ホテルアップルランド	村上副会頭
8日	第37回全日本ずぐり回し選手権大会by冬のこみせ開会式	松の湯交流館駐車場	新岡会頭
15日	木村次郎を囲む新春の集い	アートホテル弘前シティ	新岡会頭
3月 14日	第1回宮古市・黒石市地産地消フェア	津軽伝承工芸館	宇野副会頭
26日	黒石記者クラブ歓送迎会	食道園	条田副会頭
28日	黒石地区溶接協会総会	赤提灯	新岡会頭

## 6. 会議

### (1) 議員総会

#### ① 通常議員総会

- a 開催日時 令和6年5月28日（火）午後4時30分  
開催場所 黒石市乙徳兵衛町34 「㈱グリーンパレス松安閣」  
出席者 役議員・15名（委任状行使者40名） 事務局・6名  
議案審議 議案第1号 令和5年度事業報告承認について  
議案第2号 令和5年度各会計収支決算承認について  
議案第3号 副会頭選任に伴う同意について  
議案第4号 監事の選任について

#### 議事の概要

工藤専務理事開会を宣言。新岡会頭挨拶のあと議長となり議事に入る。1号議案については工藤専務理事、三上事務局長が配付資料に基づき説明。議長が諮り原案通り決定した。飯田監事が監査結果を報告。2号議案については三上事務局長、古川次長、小笠原係長が配布資料に基づき説明。議長が諮り原案通り決定した。3号議案については宇野純子氏、村上照幸氏を選任した。4号議案については渋川悟氏（東奥信用金庫黒石支店）を選任した。

- b 開催日時 令和7年3月28日（木）午後3時00分  
開催場所 黒石市横町15-4 「こみせの宿 ホテル逢春」  
出席者 役議員・14名（委任状行使者39名） 事務局・6名  
議案審議 議案第1号 令和7年度事業計画（案）について  
議案第2号 令和6年度一般会計収支補正予算（案）及び令和6年度中小企業相談所特別会計収支補正予算（案）について  
議案第3号 令和7年度各会計収支予算（案）について  
議案第4号 借り入れ最高限度額決定について

#### 議事の概要

工藤専務理事開会を宣言。新岡会頭挨拶のあと議長となり議事に入る。1～3号議案については工藤専務理事、三上事務局長、古川次長、小笠原係長が配布資料に基づき説明。議長が諮りそれぞれ原案通り決定した。4号議案については限度額を2,000万円と決定した。

### (2) 正副会頭会議（13回）

開催日時	開催場所	出席者数	議題
4月1日 午前 9時00分	会頭室	4名	1. 令和6年度正副会頭担当職務について 2. 令和6年度第1回通常議員総会の開催日程について 3. 令和6年度県連要望事項について 4. その他 ① 日本商工会議所と東北六県商工会議所連合会との懇

			<p>談会について</p> <p>② 黒石よされ実行委員会役員会の開催日程について</p> <p>③ 5月三役会の開催日程について</p> <p>④ 黒石市市制施行70周年記念への要請について</p> <p>⑤ 副会頭の補充について</p> <p>5. 役員スケジュールについて</p>
5月 1日 午前 9時00分	会頭室	4名	<p>1. 令和5年度事業報告・収支決算について</p> <p>2. 県連幹事会報告</p> <p>3. 役員スケジュールについて</p>
6月 4日 午前 9時00分	会頭室	6名	<p>1. 会議所内正副会頭の担当職務等について</p> <p>2. 共済フォーラムの開催日程について</p> <p>3. 協賛後援依頼について</p> <p>4. 県連会員大会の意見発表について</p> <p>5. セミナーの提案について</p> <p>6. 副会頭の会費について</p> <p>7. 役員スケジュールについて</p>
6月 25日 午前 9時00分	会頭室	6名	<p>1. 総務委員会並びに金融委員会の委員選任について</p> <p>2. 黒石よされ実行委員会役員会の開催日程について</p> <p>3. 四商工会議所専務理事会議報告</p> <p>4. 後援依頼について</p> <p>5. 役員スケジュールについて</p>
7月 23日 午前 9時00分	会頭室	6名	<p>1. 黒石よされについて</p> <p>2. 黒石市企業懇談会について</p> <p>3. 後援依頼について</p> <p>4. マネーセミナーの開催要請について</p> <p>5. 役員スケジュールについて</p>
8月 27日 午前 9時00分	会頭室	6名	<p>1. 黒石よされ終了に伴う市長表敬訪問について</p> <p>2. 令和6年度第1回三役・部会長・委員長会議開催日程について</p> <p>3. 9月常議員会の開催日程について</p> <p>4. 黒石市長とのランチミーティングについて</p> <p>5. 第39回黒石こみせまつりについて</p> <p>6. その他</p> <p>① BWC福祉制度キャンペーン part 2について</p> <p>② 協賛依頼について</p> <p>③ わらび座の公演について</p> <p>④ 令和7年4月の職員採用について</p> <p>7. 役員スケジュールについて</p>
9月 24日 午前 9時15分	会頭室	6名	<p>1. 黒石よされ終了に伴う市長表敬訪問の日程について</p> <p>2. 黒石こみせまつりについて</p> <p>3. 職員採用試験の結果について</p> <p>4. その他</p> <p>① 常議員会から黒石市への要望事項について</p> <p>② 黒石市への要望事項について</p> <p>③ 黒石市長とのランチミーティングについて</p> <p>④ 市制施行70周年広告依頼について</p> <p>⑤ 日本商工会議所第139回通常会員総会報告</p> <p>5. 役員スケジュールについて</p>
10月 22日 午前 9時00分	会頭室	6名	<p>1. 黒石市への要望事項提出について</p> <p>2. 黒石よされ実行委員会役員会及び総会の開催日程について</p>

			3. 宮古商工会議所との交流会開催について 4. 2025年新春会員大会について 5. 会議所人事について 6. 年賀状について 7. その他 ① 常議員会議上程案件について 8. 役員スケジュールについて
11月26日 午前 9時00分	会頭室	6名	1. 2025年新春会員大会及びスローガンについて 2. 令和7年4月の職員採用について 3. 12月及び1月常議員会並びに1月三役会の開催日程について 4. その他 ① 経営発達支援計画策定・提出について ② 協賛後援依頼について ③ 大阪・関西万博ツアー企画について ④ 全国商工会議所観光振興大会 2025in 長崎について 5. 役員スケジュールについて
12月24日 午前 9時00分	会頭室	5名	1. 2025年役員改選に係る臨時議員総会の開催日程について 2. 新春会員大会スローガン等について 3. 青森銀行とみちのく銀行の統合に伴う常議員辞退等について 4. その他 ① 全国商工会議所観光振興大会 2025in 長崎について ② マッコ市の協賛について ③ パートナーシップ構築宣言について ④ 大阪・関西万博ツアーについて 5. 役員スケジュールについて
1月21日 午前 9時30分	会頭室	5名	1. 新春会員大会スローガンについて 2. 全国商工会議所観光振興大会 2025in 長崎について 3. 令和7年度黒石商工会議所内人事案について 4. 常議員会議上程案件について 5. 後援依頼について 6. 役員スケジュールについて
2月25日 午前 9時00分	会頭室	6名	1. 令和7年度事業計画（案）・収支予算（案）について 2. 黒石市への要望事項に係る回答書の受領日程について 3. 令和6年度第2回通常議員総会の開催日程について 4. 日本商工会議所第140回通常会員総会並びに第308回議員総会について 5. その他 ① むつ商工会議所内田会頭のご母堂様のお別れ会への対応について 6. 役員スケジュールについて
3月25日 午前 9時00分	会頭室	6名	1. 令和7年度第1回通常議員総会の開催日程について 2. 令和7年度正副会頭担当職務について 3. 黒石商工会議所定款の一部改正について 4. 令和7年度県連要望事項について 5. 常議員欠員に伴う補欠選任並びに広報特別委員会委員長委嘱について 6. 県連幹事会報告 7. 日本商工会議所第308回議員総会について 8. 黒石よされ実行委員会役員会の開催日程について 9. その他

			① 共催協賛後援依頼について 10. 役員スケジュールについて
--	--	--	------------------------------------

(3) 常議員会 (9回)

開催日時	開催場所	出席者数	議題
4月 9日 午後 1時30分	会頭室	11名	<p>議案審議</p> <p>1. 青森県商工会議所連合会会員大会で上程する要望事項について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</p> <p>2. 監事の選任について ◇内容を審議し、原案どおり通常議員総会へ提案することに決定した。</p> <p>3. 通常議員総会等の開催日時について ◇監査会、常議員会、通常議員総会の日時を決定した。</p> <p>4. 新入会員の承認について ◇5事業所の入会を承認した。</p> <p>報告事項</p> <p>1. 小規模企業振興委員委嘱について報告した。</p> <p>2. 交通量調査結果について報告した。</p> <p>3. 令和5年度補助事業実施内容について報告した。</p> <p>①事業環境変化対応型支援事業、②中小企業者等LPガス等価格高騰支援金給付業務、③制度改革等の課題解決環境整備事業、④伴走型小規模事業者支援推進事業、⑤黒石市事業者物価等高騰対策補助金事務委託業務、⑥経営・技術強化支援事業、⑦黒石市創業相談ルーム管理運営事業、⑧持続化補助金・ものづくり補助金、事業再構築補助金</p> <p>4. 会員入会・退会状況について報告した。</p> <p>5. 令和6年度正職員採用について報告した。</p> <p>6. 事務局組織・業務分担一覧について報告した。</p> <p>7. 各部会・委員会、青年部・女性会活動について報告した。</p>
5月 14日 午後 1時30分	会頭室	10名	<p>議案審議</p> <p>1. 副会頭選任に伴う同意について ◇内容を審議し、原案通り通常議員総会へ提案することに決定した。</p> <p>2. 令和5年度事業報告承認について ◇内容を審議し、原案通り通常議員総会へ提案することに決定した。</p> <p>3. 令和5年度各会計収支決算書承認について ◇内容を審議し、原案通り通常議員総会へ提案することに決定した。</p> <p>報告事項</p> <p>1. 各部会・委員会、青年部・女性会活動について報告した。</p>
7月 9日 午後 1時30分	会頭室	11名	<p>議案審議</p> <p>1. 総務委員会委員及び金融委員会委員委嘱承認について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</p> <p>2. 新入会員の承認について ◇5事業所の入会を承認した。</p> <p>報告事項</p> <p>1. 各部会・委員会、青年部・女性会活動について報告した。</p>

9月17日 午後 1時30分	会頭室	8名	<p>議案審議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>黒石市への要望事項(案)策定について ◇内容を審議した。</li> <li>黒石市長とのランチミーティング開催について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各部会・委員会、青年部・女性会活動について報告した。 その他</li> <li>弘前保健所より「食生活から始める健康管理(メタボ予防・減塩)」説明</li> </ol>
10月8日 午後 1時30分	会頭室	11名	<p>議案審議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>黒石市への要望事項(案)策定について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</li> <li>新入会員の承認について ◇6事業所の入会を承認した。</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各部会・委員会、青年部・女性会活動について報告した。</li> </ol>
11月12日 午後 1時30分	会頭室	11名	<p>議案審議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>労働保険事務組合事務処理規約の一部改正(案)について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</li> <li>黒石商工会議所職員給与規則の一部改正(案)について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各部会・委員会、青年部・女性会活動について報告した。</li> </ol>
1月9日 午後 1時30分	会頭室	4名	<p>議案審議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>顧問の辞任・委嘱の承認について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</li> <li>金融委員会副委員長委嘱承認について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</li> <li>新入会員の承認について ◇2事業所の入会を承認した。</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各部会・委員会、青年部・女性会活動について報告した。</li> </ol>
2月12日 午後 1時30分	会頭室	11名	<p>議案審議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和6年度一般会計収支補正予算(案)について ◇内容を審議し、原案どおり通常議員総会へ提案することに決定した。</li> <li>令和6年度中小企業相談所特別会計収支補正予算(案)について ◇内容を審議し、原案どおり通常議員総会へ提案することに決定した。</li> <li>育児・介護休業等に関する規則の改正(案)及び黒石商工会議所職員就業規則の一部改正(案)について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</li> <li>黒石商工会議所個人情報保護規則の一部改正(案)について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</li> <li>黒石商工会議所特定個人情報保護規程の一部改正(案)について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</li> </ol>

			<p>6. 黒石商工会議所倫理規程(案)について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</p> <p>7. 黒石商工会議所内部通報制度に関する規程(案)について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</p> <p>8. 黒石商工会議所財務関係資料等の公開に関する規則(案)について ◇内容を審議し、原案通り決定した。</p> <p>報告事項</p> <p>1. 各部会・委員会、青年部・女性会活動について報告した。</p>
3月11日 午後 1時30分	会頭室	7名	<p>議案審議</p> <p>1. 令和7年度事業計画(案)審議について ◇内容を審議し、原案どおり通常議員総会へ提案することに決定した。</p> <p>2. 令和7年度各会計収支予算(案)について ◇内容を審議し、原案どおり通常議員総会へ提案することに決定した。</p> <p>3. 借り入れ最高限度額決定について ◇2,000万円に決定した。</p> <p>報告事項</p> <p>1. 各部会・委員会、青年部・女性会活動について報告した。</p>

#### (4) 意見交換会（2回）

開催日時	開催場所	出席者数	議題
10月21日 午後 0時00分	こみせの宿 ホテル逢春	18名	1. 市長とのランチミーティング ◇地域商工業の発展への展望について意見交換 【市役所わのまちセンターを中心とした活用について】
3月25日 午前11時00分	黒石市役所 市長室	5名	1. 「令和7年度黒石市に対する要望事項」に対する黒石市からの回答書受取 ◇要望事項に対する意見交換

#### (5) 監査会（3回）

開催日時	開催場所	出席者数	議題
4月23日 午前10時00分	会頭室	2名	1. 各会計諸帳簿及び関係書類の監査
9月20日 午前10時00分	会頭室	3名	1. 各会計諸帳簿及び関係書類の監査
1月20日 午前10時00分	会頭室	2名	1. 各会計諸帳簿及び関係書類の監査

#### (6) 合同会議（1回）

開催日時	開催場所	出席者数	議題
□三役・部会長・委員長合同会議			
9月26日 午後 1時30分	会頭室	9名	<p>1. 令和7年度要望事項(案)策定について ◇各部会・委員会より提出された要望事項を精査し、提案することとした。</p> <p>2. 令和7年度事業計画(案)策定について ◇各委員会より提出された事業計画を精査した。</p>

(7) 部会 (24回)

開催日時	開催場所	出席者数	議題
□食品商業部会			
6月19日 午後 1時30分	会頭室	42名 委任状 含む	1. 部会長、副部会長(1名)の選任について ◇部会長に鳴海信宏氏、副部会長に渋川陽介氏を選任した。 2. 2号議員の選任について ◇(株)渋川製菓を選任した。 3. 令和6年度交流会事業の実施内容について 4. 令和7年度事業計画(案)策定について
9月19日 午後 1時30分	会頭室	41名 委任状 含む	1. 令和7年度要望事項(案)策定について 2. 令和7年度事業計画(案)策定について 3. その他 ◇副部会長に村上照幸氏を選任した。
11月 8日 午後 6時00分	渋川製菓・ レストラン御幸	9名	工場見学・部会員交流会
12月13日 午後 2時00分	会頭室	5名	正副部会長会議 1. 令和7年度事業計画(案)策定について 2. その他
□生活文化商業部会			
4月25日 午前10時00分	会頭室	6名	正副部会長会議 1. 令和6年度「くろいし健康マイレージ」事業について 2. 第13回ラージボール教室の開催について 3. その他
6月26日 午後 6時00分	スポカルイン黒石 メインアリーナ	35名	第13回ラージボール教室
9月25日 午前10時00分	会頭室	31名 委任状 含む	1. 令和7年度関係機関への要望事項について 2. 第14回ラージボール教室開催について 3. その他
11月13日 午後 6時00分	スポカルイン黒石 メインアリーナ	35名	第14回ラージボール教室
□工業部会			
6月21日 午前 8時50分	岩手県	24名	施設見学会 ◇トヨタ自動車東日本(株)岩手工場を訪問し、製造工程などについて説明を受けた。
9月12日 午後 7時00分	会頭室	44名 委任状 含む	1. 令和7年度要望事項(案)の策定について 2. 本年度事業活動及び次年度事業計画(案)について
□建設部会			
6月 3日 午前11時00分	ミーティングルーム	4名	正副部会長会議 1. 第1回黒石商工会議所会頭杯会員交流ゴルフコンペ事業報告書について 2. 第2回黒石商工会議所会頭杯会員交流ゴルフコンペについて
7月 1日 午前11時00分	会頭室	5名	正副部会長会議 1. 第2回黒石商工会議所会頭杯会員交流ゴルフコンペについて
7月16日 午前11時00分	藏よし	5名	正副部会長会議 1. 第2回黒石商工会議所会頭杯会員交流ゴルフコンペについて

7月19日 午前 8時00分	び わ の 平 ゴルフ俱楽部	43名	第2回黒石商工会議所会頭杯会員交流ゴルフコンペ
7月19日 午後 6時00分	赤 提 灯	36名	表彰式・交流会
9月18日 午前10時30分	ミーティングルーム	71名 委任状 含む	1. 第2回黒石商工会議所会頭杯会員交流ゴルフコンペ事業報告について 2. 令和7年度事業計画(案)について 3. 関係機関等への要望事項について
□観光・交通・サービス部会			
9月20日 午前11時00分	ミーティングルーム	60名 委任状 含む	1. 令和7年度要望事項(案)の策定について 2. 令和7年度事業計画(案)の策定について
□理財・情報産業部会			
6月14日 午前11時00分	会頭室	44名 委任状 含む	1. 従業員定着研修会(仮)開催について
9月25日 午前10時00分	ホテル逢春	23名	「ジョブクラフトティングセミナー」 ～ご自身の仕事への意味づくり～
9月24日 午前11時00分	会頭室	41名 委任状 含む	1. 副部会長の選任について ◇副部会長に高嶋良樹氏を選任した。 2. 本年度事業活動及び令和7年度事業計画(案)について 3. 令和7年度要望事項の策定について
12月24日 午前10時30分	会頭室	33名 委任状 含む	1. 副部会長の選任について ◇副部会長に渋川悟氏を選任した。 2. 2号議員の選任について
12月24日 午前10時45分	会頭室	7名	1. ITツール導入・販路開拓支援助成金審査会 ◇4社に対しITツール導入・販路開拓支援助成金を決定した。
□厚生・福祉部会			
4月14日 午前10時00分	ユニバース 黒石駅前店駐車場	4名	献血推進のお願いとアンケート調査
9月18日 午後 7時00分	会頭室	34名 委任状 含む	1. 黒石市等に対する要望事項について 2. 本年度事業活動及び次年度事業計画(案)について

### (8) 委員会(10回)

開催日時	開催場所	出席者数	議題
□総務委員会			
10月7日 午前11時00分	会頭室	3名	1. 令和7年度関係機関等への要望事項について ◇黒石市への要望事項(案)策定について、総体的に協議した。 2. 令和7年度事業計画(案)策定について ◇各種事業計画(案)について、総体的に協議した。 3. 2025年新春会員大会について ◇新春会員大会開催内容について協議した。
□産経委員会			
9月11日 午後 6時00分	会頭室	6名	1. 令和7年度事業計画(案)策定について ◇商工振興事業について協議し、13項目を提案することとした。 2. 黒石市に対する要望事項について

			3. 成人式の準備について 4. その他
<b>□労働委員会</b>			
9月19日 午前11時00分	会頭室	4名	1. 令和7年度関係機関等への要望事項について 2. 令和7年度事業計画(案)策定について ◇労働対策事業について協議し、6項目を提案することとした。
<b>□税務委員会</b>			
9月20日 午後 7時00分	赤提灯	6名	1. 令和7年度関係機関等への要望事項について 2. 令和7年度事業計画(案)策定について ◇税務対策事業について協議し、4項目を提案することとした。
<b>□金融委員会</b>			
9月24日 午前10時30分	会頭室	6名	1. 4月～9月(上半期)融資制度活用状況について 2. 令和7年度事業計画(案)の策定について ◇金融対策事業について協議し、7項目を提案することとした。 3. 令和7年度要望事項の策定について
<b>□観光委員会</b>			
9月20日 午前11時00分	ミーティングルーム	6名	1. 令和7年度要望事項(案)の策定について 2. 令和7年度事業計画(案)の策定について ◇観光対策事業について協議し、10項目を提案することとした。
11月25日 午前11時00分	会頭室	5名	1. 「津軽くろいし みんなの雪だるま2025」について
2月26日 午前11時00分	会頭室	5名	1. 「津軽くろいし みんなの雪だるま・私の雪だるまコンテスト2025」審査について ◇入賞・入選作品を決定した。
3月 5日 ～3月 9日	松の湯交流館		「津軽くろいし みんなの雪だるま・私の雪だるまコンテスト2025」展示 午前9時30分～午後6時30分
3月 7日 午後 5時30分	松の湯交流館	19名	1. 「津軽くろいし みんなの雪だるま・私の雪だるまコンテスト2025」表彰式 ◇入賞・入選作品製作者を表彰した。

(9) 女性会

開催日	主な事業・会議等	開催場所	出席者数
4月 2日	第1回役員会	黒石商工会議所	10名
9日	黒石商工会議所第1回常議員会	黒石商工会議所	1名
16日	黒石商工会議所青年部通常総会懇親会	グリーンパレス松安閣	1名
19日	監査会	黒石商工会議所	3名
22日	青森県商工会議所女性会連合会役員会	ホテル青森	3名
23日	第2回役員会	黒石商工会議所	13名
5月 14日	通常総会及び講演会	グリーンパレス松安閣	23名
14日	通常総会懇親会	グリーンパレス松安閣	25名
28日	黒石商工会議所通常議員総会懇親会	グリーンパレス松安閣	1名
6月 2日	青少年の森開き	黒森山ウォーキングセンター	9名
13日	第3回役員会	黒石商工会議所	8名
19日	青森県商工会議所女性会連合会総会八戸大会記念講演会及び懇親会	八戸プラザ アーバンホール	10名
24日	黒石地区エネルギー問題懇談会定時総会懇親会	赤提灯	1名
7月 9日	黒石商工会議所第3回常議員会	黒石商工会議所	1名
9日	第4回役員会	黒石商工会議所	10名
10日	東北六県商工会議所女性会連合会総会いわき大会 記念講演会及び懇親会	スパリゾートハワイアンズ	7名
23日	第1回定例会	旅の宿 斎川	24名
8月 17日	黒石よされ廻り踊り	黒石駅前広場	17名
30日	黒石よされ廻り踊り委員会反省会	蔵よし	1名
9月 10日	第5回役員会	黒石商工会議所	11名
17日	第2回定例会 (日本原燃施設見学)	六ヶ所原燃 P R センター他	9名
25日	黒石地区エネルギー問題懇談会施設見学会	八戸火力発電所・上北送変電事業所他	6名
29日	あおもり10市大祭典	黒石市横町	14名
10月 8日	黒石商工会議所第5回常議員会	黒石商工会議所	1名
8日	第6回役員会	黒石商工会議所	11名
11月 7日	全国商工会議所女性会連合会滋賀全国大会記念講演会及び懇親会	滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール	7名
12日	第7回役員会	黒石商工会議所	10名
16日	第33回黒石りんごまつり 「女性会コーヒー販売・バザー」	スポーツカルイン黒石	9名
~17日	第33回黒石りんごまつり 「女性会コーヒー販売・バザー」	スポーツカルイン黒石	12名
12月 10日	第8回役員会	黒石商工会議所	8名
27日	公開教養講座「お正月花 フラワーアレンジメント講習会」	松の湯交流館	25名
1月 14日	新春会員大会	蔵よし	26名
22日	黒石商工会議所2025年新春会員大会	グリーンパレス松安閣	10名
2月 12日	黒石商工会議所第8回常議員会	黒石商工会議所	1名
2月 25日	第3回定例会 (手話講座)	黒石商工会議所	16名
3月 11日	黒石商工会議所第9回常議員会	黒石商工会議所	1名
3月 11日	第9回役員会	黒石商工会議所	11名

(10) 青年部

開催日	主な事業・会議等	開催場所	出席者数
4月 4日	令和6年度監査会	黒石商工会議所	2名
4日	第1回交流委員会	赤提灯	6名
9日	黒石商工会議所第1回常議員会	黒石商工会議所	1名
9日	令和6年度第1回役員会	黒石商工会議所	13名
10日	十日会4月例会	割烹富士見館	2名
11日	弘前商工会議所青年部令和6年度通常総会懇親会	弘前パークホテル	6名
16日	通常総会	グリーンパレス松安閣	21名
17日	むつ商工会議所青年部令和6年度通常会員総会後の懇親会	むつグランドホテル	1名
18日	第2回交流委員会	町のごはん屋さん縁	7名
20日	東北ブロック商工会議所青年部連合会第1回役員会	気仙沼商工会議所	1名
22日	青森商工会議所青年部令和6年度通常会員総会後の懇親会	ホテル青森	1名
23日	五所川原商工会議所青年部令和6年度通常会員総会後の懇親会	プラザマリュウ五所川原	1名
25日	黒石よされ実行委員会第2回役員会	黒石市産業会館	1名
29日	黒石さくらまつり事業	東公園	14名
5月 7日	令和6年度第2回役員会	黒石商工会議所	12名
11日	東北ブロック商工会議所青年部連合会通常総会	むつグランドホテル	1名
11日	東北ブロック商工会議所青年部連合会春の全国会長会議	むつグランドホテル	1名
14日	黒石商工会議所女性会通常総会後の懇親会	グリーンパレス松安閣	1名
17日	第1回地域活性化委員会	赤提灯	5名
21日	黒石商店街協同組合第30期通常総会懇親会	レストラン御幸	1名
21日	八戸商工会議所青年部通常総会後の懇親会	八戸パークホテル	1名
23日	第3回交流委員会	町のごはん屋さん縁	6名
24日	令和6年度第1回黒石市中心市街地活性化協議会	ホテル逢春	1名
25日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度第1回役員会	八戸商工会館	2名
25日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度通常総会	八戸商工会館	2名
27日	こみせ通り商店街振興組合令和6年度通常総会	レストラン御幸	1名
28日	黒石商工会議所通常議員総会懇親会	グリーンパレス松安閣	1名
6月 5日	令和6年度第3回役員会	黒石商工会議所	12名
7日	黒石地区エネルギー問題懇談会理事会	黒石市産業会館	1名
10日	十日会6月例会	グリーンパレス松安閣	1名
12日	黒石こみせまつり実行委員会総会	黒石市産業会館	1名
18日	特定非営利活動法人横町十文字まちそだて会通常総会	レストラン御幸	1名
22日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度第2回役員会	青森商工会議所	3名
23日	令和6年度6月定例会	ホテル逢春	15名
24日	黒石地区エネルギー問題懇談会定時総会	赤提灯	1名
27日	平川商工会青年部との意見交換会	焼肉ホーブ	8名
28日	第4回交流委員会	町のごはん屋さん縁	7名
7月 2日	令和6年度第4回役員会	黒石商工会議所	13名
6日	プロ野球ファーム交流戦出店（初日）	弘前市はるか夢球場	9名

7日	プロ野球ファーム交流戦出店（2日目）	弘前市はるか夢球場	9名
14日	クラシックカークラブ青森ミーティングinこみせ	黒石中町こみせ通り	12名
17日	黒石よされ実行委員会令和6年度第4回役員会	黒石市産業会館	1名
19日	日本商工会議所青年部第103回会員総会	電子会員総会（WEB）	1名
27日	弘前商工会議所青年部創立三十五周年記念大会	弘前商工会議所	5名
8月 6日	令和6年度第5回役員会	赤提灯	11名
7日	第5回交流委員会	赤提灯	7名
9日	十日会8月例会（歓送迎会及び納涼会）	割烹富士見館	1名
21日	第6回交流委員会	赤提灯	7名
24日	東北ブロック商工会議所青年部連合会第4回役員会	久慈グランドホテル	1名
9月 3日	令和6年度第6回役員会	黒石商工会議所	13名
17日	第1回総務委員会	クックドゥードゥルドゥー	7名
21日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度第3回役員会	ホテルサンルート五所川原	3名
21日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度第1回臨時総会	ホテルサンルート五所川原	3名
24日	第7回交流委員会	赤提灯	7名
26日	令和6年度9月定例会交流会	黒石市スポーツ館	23名
10月 1日	令和6年度第7回役員会	黒石商工会議所	13名
4日	東北ブロック商工会議所青年部連合会第5回役員会	ルネッサンスガーデンプラザ杉の子	1名
4日	東北ブロック商工会議所青年部連合会第1回通常総会	ルネッサンスガーデンプラザ杉の子	1名
5日	第42回東北ブロック大会秋田おおだて大会	ニプロハチ公ドーム	5名
15日	令和6年度第1回臨時総会	グリーンパレス松安閣	15名
15日	令和6年度10月定例会	グリーンパレス松安閣	15名
29日	第8回交流委員会	大衆居酒屋なおてつ	6名
11月 6日	令和6年度第8回役員会	黒石商工会議所	11名
8日	黒石よされ実行委員会第1回役員会	黒石市産業会館	1名
14日	日本商工会議所青年部第104回会員総会	ハイブリッド会議	1名
16日	第42回全国会長研修会	福島県郡山市	2名
16日	YEGの日事業「黒石YEGはしご酒スタンプラリー」	黒石市よされ横丁	15名
17日	第1回YEGゴルフコンペ	津軽高原ゴルフ場	8名
12月 2日	第9回交流委員会	まちいろ	5名
4日	令和6年度第9回役員会	黒石商工会議所	8名
7日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度第4回役員会	黒石市役所わのまちセンター	10名
10日	十日会12月例会（忘年例会）	割烹富士見館	1名
14日	令和6年度12月定例会（クリスマス家族例会）	白露	40名
20日	黒石ライオンズクラブクリスマス家族例会（第1419回）定例会	グリーンパレス松安閣	1名
26日	第2回総務委員会	食事処ゆうづき	6名
1月 8日	令和6年度第10回役員会	赤提灯	12名
9日	黒石商工会議所第7回常議員会	黒石市産業会館	1名
10日	十日会1月例会	グリーンパレス松安閣	1名
12日	新春トランプ・麻雀大会並びに新年会（シニア倶楽部）	赤提灯	3名
14日	2025年黒石商工会議所女性会・新春会員大会	藏よし	1名

17日	2025年黒石青年会議所新年祝賀会	津軽伝承工芸館	1名
22日	黒石商工会議所2025年度新春会員大会	グリーンパレス松安閣	14名
25日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度第1回役員予定者会議	ホテルサンルート五所川原	3名
2月 2日	旧正マッコ市での振舞い	黒石市市ノ町	7名
4日	令和6年度第11回役員会	赤提灯	13名
8日	第37回全日本ずぐり回し選手権大会by冬のこみせ	松の湯交流館	5名
10日	十日会2月例会	グリーンパレス松安閣	1名
12日	黒石商工会議所第8回常議員会	黒石市産業会館	1名
14日	日本商工会議所青年部第105回会員総会	福岡県久留米市	1名
15日	第44回全国大会	福岡県久留米市	4名
26日	令和6年度第2回臨時総会	レストラン御幸	16名
26日	令和6年度2月定例会	レストラン御幸	16名
28日	第1回役員予定者会議	黒石商工会議所	12名
3月 4日	令和6年度第12回役員会	黒石商工会議所	12名
8日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度第2回役員予定者会議	むつグランドホテル	5名
8日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度第5回役員会	むつグランドホテル	5名
8日	青森県商工会議所青年部連合会令和6年度第2回臨時総会	むつグランドホテル	5名
10日	十日会3月例会	グリーンパレス松安閣	1名
11日	黒石商工会議所第9回常議員会	黒石市産業会館	1名
18日	第10回委員会	クックドゥードゥルドゥー	7名
21日	令和6年度3月定例会	白露	17名

### (11) その他の会議等

小規模事業者経営改善資金審査会関連会議  
 黒石よされ実行委員会関連会議  
 黒石こみせまつり実行委員会関連会議  
 黒石りんごまつり実行委員会関連会議

## 7. 事業

### (1) 各種事業活動

#### ① 黒石よされ

今年は黒石市市制施行70周年を迎えるにあたり、参加者は祝福するかのように楽しみながら踊り、大変盛り上がった祭りとなった。

8月15日の開会式には、宮下青森県知事、酒井中野区長はじめ多くのご来賓の方々にご臨席賜わり華を添えていただいた。また、8月14日から8月18日の祭り期間中、台風6・7・8号の発生があったにもかかわらず津軽への影響はなく、穏やかな天候に恵まれた。

初日8月14日、駅前広場で開催されたロックふえす2024は、しとしと雨模様だったが、出演者も観客も気にすることなくサウンドに浸っていた。手踊りである組踊りは競演(15日)と大賞(16日)が開催され、大賞では「石川義梅会」が初優勝に輝いた。流し踊りのコースには「よされ提灯」「こけし提灯」「ねぷた灯籠」が飾られ、祭りの雰囲気は一層盛り上がり、15日・16日両日で28団体約2,000人の踊り手と沿道の観客も入り交じり、活気に満ち溌剌と踊る姿をみることができた。おどりはだりでは中野区発祥の盆踊り「盆ジョビ」が披露された。やさしい振り付けが会場の一体感をうみ盛り上がった。歌って踊ろう♪みんなでよされは、16日黒石商工会議所青年部事業としても開催され、市内の保育園、幼稚園など7団体120名ほどの参加があり、一生懸命練習した成果を父兄たちが見守っていた。17日、18日は駅前広場で廻り踊りが開催され、津軽民謡の生演奏にのせ思い思いに踊っていた。

「流し踊りに飛び入り参加し、あまりにも楽しかったので参加しました」という人もあり、昨年以上の参加者で会場はゆく夏を惜しむかのように津軽民謡一色に包まれていた。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これまで作成できなかったウチワを、今年は黒石市市制施行70周年ロゴ入りで3,900本作製し参加者に配布したところ大変喜ばれた。

期間中「大川原の火流し」のほか併催行事もあり、実行委員会は会期中の人口を36,300人と発表した。

#### ② 黒石こみせまつり

第39回黒石こみせまつりは、これまでの土曜日・日曜日から日曜日・月曜日(祝日)に曜日を変更して開催した。

今回も会場をエリア分けし、中町は藩政時代の風情を楽しむエリア、前町は手づくり品のエリア、横町は食のエリアとした。

中町では上十川獅子踊り、正調黒石ねぷたばやしの演奏、狐の嫁入り行列、黒石高校吹奏楽、ちんどんや、アリス保育園鼓笛演奏、津軽三味線の演奏、

S. D. C. C. DANCE STUDIO によるダンスパフォーマンス、ジャグリングパフォーマー アットによるジャグリングパフォーマンスを実施した。また、鳥城組有志会のねぶたの展示やねぶた絵師の会（黒昇会）による 30 枚のねぶた絵の展示を実施し、夜間はねぶた絵のライトアップも行い、来場者は藩政時代の雰囲気を満喫していた。

前町では手づくり品を販売するテントが前回より 15 店減少し、30 店が出店した。また、黒石神明宮では安全祈願祭、開会式、上十川獅子踊り、紅白ももち無料配布を実施した。今回、初の試みとして夜のイベントを黒石神明宮で開催した。ジャズライブ、はやし演奏、キッズダンス、狐の嫁入り行列、天岩戸祭、黒石よされ、黒石ねぶた運行を実施した。

横町では県外から岩手県宮古市の蒸し牡蠣、秋田県大仙市のホルモン焼きが出店した。また、キッチンカーの出店も増え、いずれも人気であった。

くもりのち小雨、夕方からくもりとなった一日目の入込数は日中が 9, 99 1 人となり、くもりのち晴れであった前回を上回った。夜のイベントの入込数は約 2, 000 人。快晴となった二日目の入込数は 8, 562 人となり、快晴であった前回を上回った。

黒石市中町地区の「こみせ」は伝統的建造物としての評価が高いうえに、昭和 61 年に「手づくり郷土賞」を受け、その通りは昭和 62 年に「日本の道百選」にも選定され、認識が高まっている。さらに、黒石市が平成 17 年 1 月に中町こみせ通りを伝統的建造物群保存地区として指定し、平成 17 年 7 月に文部科学大臣が重要伝統的建造物群保存地区に選定した。平成 18 年 6 月にはその都市景観とそこを舞台とした市民活動が積極的であることが認められ「美しいまちなみ優秀賞」を受賞している。

平成 20 年より黒石こみせまつり実行委員会の事業として開催している「全日本ずぐり回し選手権大会 by 冬のこみせ」は、令和 7 年 2 月 8 日に晴れ時々くもりの天候の中、中町の「松の湯交流館駐車場」で開催し、37 回目を数えた。また、今回も大会前に「ずぐり回し講習会」を開催し、大会本番への参加者の増加を図った。大会は、競技に先立ち、ホイドーズの鉄マンがずぐりの唄「ズグリング」で盛り上げ、全国各地から参加した約 150 人が津軽の伝統的な冬の遊びに興じた。競技終了後のデモンストレーションでは、「全日本独楽回しの会」が妙技を披露し、大会に華を添えた。

また、「津軽くろいし みんなの雪だるま」、「黒石市雪のうまい利用コンクール」も同時期に開催されており、全市的に雪を活用したイベント一色となつた。

### ③ ふるさと産業展

第33回黒石りんごまつりが11月16日（土）・17日（日）の2日間、  
スパカルイン黒石を会場にして開催された（来場者数12,000人）。

当所は催事の一部門「ふるさと産業展」を担当し、15事業所による出店のもと地域産品の販売を手掛けた。

メイン会場では、開会式、よい歯のコンテスト表彰、3B体操、よさこい演舞、吹奏楽演奏、ダンスパフォーマンス、チアリーディング、ジョナガールドライブ、ハイドーズライブなどのステージイベントや、収穫感謝祭・健康づくり市民のつどいが2日間にわたって行われた。

また姉妹都市である岩手県宮古市の協賛特別企画として、焼き宮古トラウトサーモンお振舞や、磯ラーメン、蒸しカキ、いかせんべい、芋ようかん、サーモンスティックなどの特産品販売も行われた。

りんご市では、マスメディアを活用した宣伝効果で常連客及び県内外からのお客様で早期完売するりんご出店者が相次ぎ盛況で終えることができた。りんごの他に以前から親交を深めている和歌山県橋本市より富有柿をとりよせ販売した。17日（日）には荒天に見舞われたが、ヤマト運輸によるりんご箱の発送件数は2日間で1,215箱と前年を上回る出荷だった。

### ④ 会員大会

1月22日、グリーンパレス松安閣において約170名の出席による新春会員大会を開催した。

今年度の永年勤続優良従業員表彰では30年勤続の（株）北奥水道 須藤俊博氏他13名の方々にご出席いただき、延べ22名が表彰され、新岡会頭より表彰状および記念品が贈呈された。

表彰後の記念講演では『「この街で夢をかなえる」～地方活性化アイドル達の挑戦～』と題して有限会社リンゴミュージック代表取締役の樋川新一氏にご講演いただいた。講演では、エンターテイメントで街を元気にするという想いを胸に、若者の深刻な県外流出で衰退する地元を活性化させようと立ち上げた「弘前アクターズスクールプロジェクト」の試行錯誤を重ねた体験談や、思いを形に変える取り組みなど、行動は夢を現実にする一歩であることをお話をいただいた。また面白いことは地元で起きているといった魅力発信の工夫次第で地域価値の向上に繋がる可能性を具現化してきた樋川氏の講演に、参加者一同熱心に耳を傾けた。

新岡会頭は新年祝賀会の挨拶の中で、永年勤続優良従業員表彰受賞者に対し、これまでの経験を活かして後進の指導・育成に注力され、黒石市全体の経済活性化にご尽力いただくことをお願いし、長年の功労を称えた。また記録的な円安からの物価高騰、深刻さを増す人手不足など中小企業にとって非常に厳しい

環境となっているが、当商工会議所では、会員の皆さまの事業の継続と安定を最優先と考え、役職員一丸となって、経営相談や各種支援策の情報提供に努めるほか、全国の商工会議所や各支援機関と協力し、中小・小規模企業に対する迅速な支援施策の実現に取り組んでいることを述べた。

続いて、来賓を代表して、黒石市長代理として商工観光部長 太田誠氏、衆議院議員 岡田華子氏より祝辞を頂戴した。また、中村公成総務委員長より令和7年度スローガン「個々の力で“わ”を持ちより未来(あす)を築く」と宣言があり、続いて日本政策金融公庫弘前支店長 吉屋洋樹氏が音頭をとり地酒で乾杯した。その後、地方に住みながら夢を叶えた「りんご娘」のパワフルな歌唱とダンス、津軽弁との組み合わせといった、こだわりのあるミニライブは大変な盛り上がりを見せ、終始賑やかな会員大会となった。

## ⑤ 津軽くろいし みんなの雪だるま

中心商店街の活性化と雪国の魅力を全国にアピールするため平成12年から実施している市民総参加のイベントで25回目を迎えた。市民にもっと身近なイベントとして感じてほしいとの想いから、「津軽くろいし 日本一の雪だるま」の名称を変更して13年目となった。

さらに、21年前から「写真で審査 私の雪だるまコンテスト」も実施し、多くの市民に自慢の雪だるまを披露する機会を設けたことで、雪だるまを作品にまで高める効果を生み、イベントに厚みを加えている。応募作品は43点で昨年に比べて大幅に増加し、家族の温かさや仲間との結束力が窺える作品も多く、趣向を凝らした作品や工夫して撮影した作品など思わず見入ってしまう魅力があった。

雪だるま写真展は、3月5日から9日まで中町「松の湯交流館」にて展示し、3月7日に表彰式を行った。マスコミの取材もあり、写真出展者はもちろん、買い物客や通勤・通学者が足を止めている姿が見られた。

## ⑥ 伴走型小規模事業者支援推進事業

### 【事業の背景】

当事業は日本商工会議所の伴走型小規模事業者支援推進事業費補助金を活用し、経営発達支援事業の一部を実施するもの。

### 【事業内容】

支援システム「BIZミル」のローカルベンチマーク分析機能を活用し、小規模事業者の財務分析・非財務分析を行った後、課題抽出や事業計画の策定支援を行った。

また、同システムにて巡回・窓口支援の履歴の入力・閲覧を行い、経営指導員間で支援ノウハウの共有を図った。

さらに、当補助事業で黒石市内の事業者の商品・サービスの開発やリニューアル、広報などのお悩みについてアドバイスする「おみせ相談所2024」を実施。物価高騰により粗利益率が減少している事業者の収益力強化、商圏拡大・新規顧客獲得を目的に支援した。

グラフィックデザイナーの木村正幸氏を相談員にむかえ、延べ10回に渡り個別相談会を実施し、2件の小規模事業者の商品パッケージ等の試作品を開発した。今後も商品パッケージ等の実用化に向けて継続してフォローアップを行う。

・伴走型小規模事業者支援推進事業補助金 819,200円

## ⑦ 経営・技術強化支援事業（旧エキスパートバンク事業）事業

### 【事業目的】

専門的知識を有する者を事業所に派遣して経営課題に対する具体的・実践的指導を行うことにより、経営・技術力を強化することを目的とする。当事業は経営コンサルタントの少ない地域の事業者にとって、個別に専門家の助言・ヒントを得る契機ともなり、経営改善や経営計画の策定といった支援にもつながっている。

長期化する物価高騰や制度改正等への対応で、厳しい経営環境に置かれている小規模事業者も多いことから一層の支援に努める。

### 【事業内容】

#### ・指導条件

エキスパートを年1回まで無料で派遣（1回3時間）

※経費の一部をご負担いただくことで指導を継続することが可能

#### ・対象

県内商工会議所地域の小規模事業者（常時使用する従業員が、製造業その他は20人以下、商業・サービス業は5人以下）

### 【利用実績】

5件（製造業3件、建設業1件、自動車部品販売業1件）

・補助金 130,000円

⑧ 中心市街地活性化事業（黒石市中心市街地活性化協議会）

【第1回協議会】

開催日時 令和6年5月24日（金）

- 内 容 ①令和5年度事業報告並びに収支決算承認について  
②令和6年度事業計画（案）並びに収支予算（案）審議について  
③任期満了に伴う、委員、役員、会計監事の選任について  
④最終フォローアップ報告について  
⑤次期中心市街地活性化計画について

出席者数 委員24名（25名中）

⑨ 交流と情報交換の場「十日会」

「十日会」は昭和32年2月12日に官公庁の代表者と少数の商工業者の親睦団体「黒石経済懇談会」として、当時黒石商工会議所山下良作専務理事の発案で誕生した。その後、名称を「十日会」と改め現在に至っている。現在は会員27名（官公庁6名、金融機関5名、経済団体の長3名、報道機関3名、組合1名、その他商工業者9名）で構成され、異業種間の交流・親睦と情報交換の場として、存在意義は高い。

商工会議所会頭が代表幹事となり、毎月10日に定例会を開催し、地域振興のための情報や意見の交換があり大いに成果が上がっている。

（開催内容）

月	演 題	卓話者役職	卓話者氏名
4月	歓送迎会		
5月	みんなで考える！働く人の健康づくり ～まずは青森県の現状を知ろう～	中南地域県民局 地域健康福祉部 健康総室（弘前保健所） 健康増進課 技師	村上光太郎
6月	わんどのw e b 12年の歩み	わんどのw e b 代表	高橋 経子
7月	また会いたくなる旅	株また旅くらぶ 代表取締役	高木まゆみ
8月	歓送迎会及び納涼会		
9月	「私は、私でいい！！」 ～悩みをかかえる人達から 教えてもらったこと～	メンタルサポートえん メンタルケアスペシャリスト	寺山 静夏
10月	学生1万人の力で地域を盛り上げる ～大学コンソーシアム学都ひろさきの 歩みと今後の展開～	大学コンソーシアム学都ひろさき 企画運営委員長 (人文社会科学部教授／ 大学院地域社会研究科長)	森 樹男

11月	サイバー空間をめぐる脅威と サイバー攻撃	青森県警察本部 警備第一課	若山 大
12月	忘年会		
1月	「身口意」一致の生き方	高野山真言宗 僧侶 西の高野山・弘法寺 副住職	白戸 旦実
2月	金利が復活した経済の読み方 ～青森経済の変革の方向性～	株青森みちのく銀行 社外取締役・監査等委員	鶴海 誠一
3月	人生が変わる！ ヨガとマインドフルネス	ヨガトレーナー・セラピスト	U M I

(2) 意見活動

月 日	陳情・要望、意見書提出先	陳 情 ・ 要 望 内 容
6月 28日	青森県商工会議所連合会 から青森県知事	<ol style="list-style-type: none"> <li>少子化対策、若者の地元就職・地域定着の促進</li> <li>中小企業対策の拡充強化</li> <li>総合的な交通体系の整備促進</li> <li>街づくりの推進</li> <li>観光振興</li> <li>科学技術関連産業の振興</li> </ol>
7月 12日	青森県商工会議所連合会 から青森県知事	<ol style="list-style-type: none"> <li>エネルギーや原材料・資源価格高騰等の影響により厳しい経営環境に置かれている中小企業の持続的発展・成長のための経営基盤確立に向けた支援策の更なる拡充・強化</li> <li>中小企業・小規模事業者のDX推進等による生産性と付加価値の向上を図る取組みへの支援の更なる拡充・強化</li> <li>創業・起業の促進、スタートアップなど新たなビジネスに取り組む起業家の育成及び事業承継への取り組みに対する支援策の更なる拡充・強化</li> <li>急速な少子高齢化・人口減少や若者の県外流出に対応した若者を始めとした県内経済を担う人財の還流と県内定着促進策の更なる拡充・強化</li> <li>事業者支援の「現場力」に直結する「マンパワーの維持・確保」をはじめとする商工三団体の支援機能の充実と組織力強化に向けた特段の配慮</li> </ol>
7月 18日	東北六県商工会議所連合会 から復興庁、国土交通省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省、厚生労働省、法務省、環境省、内閣府、外務省	<ol style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災・原子力災害からの創造的復興の完遂を           <ol style="list-style-type: none"> <li>復興が完遂するまでの政府機関による継続支援</li> <li>福島の再生・原子力災害の克服と産業復興・地域再生の確実な推進</li> </ol> </li> <li>中小企業の自己改革を通じた力強い東北経済の構築を           <ol style="list-style-type: none"> <li>東北地域の中小企業の再生支援</li> <li>産業振興の原動力である労働力の確保への支援</li> <li>観光振興など交流人口拡大に向けた支援強化</li> <li>広域経済交流圏の構築に向けたインフラ整備の推進</li> <li>東北地域における主要プロジェクトの推進</li> </ol> </li> </ol>
9月 4日	青森県商工会議所連合会 から東日本旅客鉄道(株) 執行役員盛岡支社長	<p>[重点要望項目]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>津軽線蟹田以北の将来にわたる輸送サービスの確保について</li> <li>在来線の鉄道輸送サービスや駅サービスの確保について</li> <li>誘客の強化と利用者サービスの向上について</li> <li>東北新幹線・北海道新幹線の更なる高速化と利便性向上について</li> </ol> <p>[要望項目]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>大湊線の利便性向上について</li> <li>八戸線の利便性向上について</li> </ol>
9月 4日	青森県商工会議所連合会 から東日本旅客鉄道(株) 執行役員秋田支社長	<p>[重点要望項目]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>在来線の輸送サービスや駅サービスの確保について</li> <li>誘客の強化と利用者サービスの向上について</li> <li>東北新幹線・北海道新幹線の更なる高速化について</li> </ol> <p>[要望項目]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>奥羽本線の利便性向上について</li> <li>五能線の利便性向上について</li> </ol>

9月 9日	青森県商工会議所連合会 から東日本旅客鉄道(株) 代表取締役副社長	[重点要望項目] 1. 津軽線蟹田以北の将来にわたる輸送サービスの確保について 2. 在来線の輸送サービスや駅サービスの確保について 3. 誘客の強化と利用者サービスの向上について [要望項目] 1. 奥羽本線の利便性向上について 2. 大湊線の利便性向上について 3. 五能線の利便性向上について 4. 八戸線の利便性向上について
9月 13日	青森県商工会議所連合会 から北海道旅客鉄道(株) 常務取締役鉄道事業本部 長、取締役鉄道事業本部副 本部長、総合企画本部新幹 線計画部長、鉄道事業本部 営業部長、函館支社長	[重点要望項目] 1. 誘客の強化について 2. 北海道新幹線の青函共用走行区間における更なる高 速化と安全性の確保について 3. 北海道新幹線の輸送サービスの維持と利便性向上に について 4. 北海道新幹線へのアクセス等の利便性向上について [要望項目] 1. 北海道新幹線における料金について 2. JR北海道の本県内への拠点の設置について
11月 11日	黒石商工会議所から黒石 市長	[最重点要望事項] 1. 黒石市制度融資保証料の増額について [重点要望事項] 1. 黒石市防災体制の拡充と黒石市防災マップの見直し について 2. 黒石市の経済対策について 3. 人材不足問題解消に向けた支援金制度の創設について 4. マイナンバーカードの利便性をより高める自治体サー ビスについて 5. 主要地方道大鰐・浪岡線の交通渋滞解消と黒石環状線 の整備促進について 6. 廃校の空き施設を活用したドッグラン事業への貸出に について 7. 観光分野におけるデジタル化の推進について 8. 行政と市内観光事業者・食品製造業者等との情報共有 の場への職員派遣について
12月 19日	東北六県商工会議所連合 会から日本商工会議所会 頭	1. 東日本大震災・原子力災害からの創造的復興の完遂を (1) 復興が完遂するまでの政府機関による継続支援 (2) 福島の再生・原子力災害の克服と産業復興・地 域再生の確実な推進 2. 中小企業の自己改革を通じた力強い東北経済の構築を (1) 東北の中小企業の再生支援 (2) 産業振興の原動力である労働力の確保への支援 (3) 観光振興など交流人口拡大に向けた支援強化 (4) 広域経済交流圏の構築に向けたインフラ整備の 推進 (5) 東北地域における主要プロジェクトの推進
3月 4日	東北六県商工会議所連合 会から輿水復興副大臣	東日本大震災からの「復興・創生」に関する要望 1. 原子力災害の克服、福島の再生 2. 創造的復興の実現に向けた取組みの加速・深化

### (3) 調査研究

調査時期	件 名	内 容
9月19日(木) 9月22日(日)	通行量調査	市内主要地点における車輌（19地点）及び歩行者（8地点）の通行量を把握し、経営相談指導の基礎資料とすることを目的に実施した。

### (4) 広 報

#### ① 刊 行

定期刊行物

・商工くろいし 通算359号（令和7年3月現在）

発行部数 32, 750部

配布範囲 会員、関係機関及び団体、来所者、一般市民

#### ② 放送・映画作成等 なし

### (5) 証明・鑑定・検査

#### ① 証 明

- a 貿易関係証明 1件
- b 国内取引関係証明 なし
- c 検定合格証明書（簿記検定） なし
- d 検定合格証明書（珠算検定） なし
- e 生命共済制度証明書 1件
- f 特定退職金共済制度証明書 5件
- g 労災保険加入証明書 14件
- h 適用事業所に関する証明書 9件

#### ② 鑑 定 なし

#### ③ 検 査 なし

### (6) 信用調査 なし

## (7) 各種行事

### ① 永年勤続優良従業員表彰式

開催日 1月22日

開催場所 グリーンパレス松安閣

内容 会員事業所に勤務している従業員を対象に、10年、15年、20年、25年、30年以上の5段階の区分で22名の優良従業員を表彰した。

出席者 約170名

### ② 旧正マッコ市

開催日 2月2日

内容 商店街等で早朝5時に各商店が一斉に開店。黒石市市制施行70周年の記念として、令和6年10月15日開館した黒石市役所わのまちセンターにおいて、「福まき」「振舞い」「抽選会」を開催。買い物客には商品の値引きの他、各商店オリジナルのマッコが贈られた。主催は黒石商店街協同組合で商工会議所は後援している。

参集人員 約71,000名

### ③ 金融懇談会

開催日 2月28日

開催場所 黒石商工会議所会頭室

内容 黒石市商工観光部、市内金融機関、県信用保証協会、会頭及び副会頭、専務理事、小規模事業者経営改善資金審査会委員が参加し、令和7年度黒石市小口資金特別保証制度要綱、令和7年度黒石市中小企業信用保証料補給金交付要綱について報告があった。その後、最近の金融情勢等について意見交換した。

出席者 19名

### ④ 観光行事

#### a 黒石よされ

開催日 8月14日～18日

開催場所 市内中心市街地

参集人員 約36,300名

#### b 黒石こみせまつり

開催日 9月15日～16日

開催場所 中町・前町・横町

参集人員 約21,000名

c 黒石りんごまつり

開催日 11月16日～17日

開催場所 スポカルイン黒石

参集人員 約12,000名

d 全日本ずぐり回し選手権大会 by 冬のこみせ

開催日 2月8日

開催場所 中町

参集人員 約200名

⑤ 講演会

開催日	名称	講師	出席人数
1月22日	『「この街で夢をかなえる」～地方活性化アイドル達の挑戦～』	(有)リンクミュージック 代表取締役 桶川 新一 氏	100名

⑥ 講習会・説明会

開催日	名称	講師	出席人数
6月20日	小規模事業者持続化補助金対応 経営計画作成支援セミナー	コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏	11名
6月21日	小規模事業者持続化補助金対応 経営計画作成支援個別相談会	コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟 氏	6名
7月 2日 ～11月26日	専門家による経営相談会	三上一税理士事務所 代表 三上 一 氏 ㈱マネジメントパートナー・アオモリ 代表取締役 千葉 裕仁 氏 行政書士おさないよろづ法務事務所 代表 長内 康之 氏 パソコンITシステム 代表 長谷川 直宏 氏 鈴木社会保険労務士・行政書士事務所 代表 鈴木 清公 氏	80名
7月10日	令和6年度 第1回 事業承継個別相談会・融資相談会	青森県事業承継・引継ぎ支援センター ㈱アコードィネーター 久保田 哲久 氏 ㈱日本政策金融公庫弘前支店 上席課長代理 若松 大輔 氏 青森県信用保証協会 弘前支所 主査 福井 奨士 氏	11名
8月28日	小規模企業のデジタル化・DX セミナー	アップコンパス合同会社 IT経営マガジン「COMPASS」 編集長 石原 由美子 氏	12名
10月25日	戦略的価格設定セミナー	I & C INSTITUTE 代表 並山 武司 氏	21名

11月 6日	令和6年度 第2回 事業承継個別相談会・融資相談会	青森県事業承継・引継ぎ支援センター マネージャー 増尾 弘道 氏 ㈱日本政策金融公庫弘前支店 上席課長代理 若松 大輔 氏 青森県信用保証協会 弘前支所 主査 福井 燐士 氏	11名
1月 25日	黒石こみせまつり実行委員会 ずぐり回し講習会	ずぐり回し大会審判長 相馬 大輔 氏	38名
3月 5日	税理士会による税務支援	東北税理士会弘前支部所属 税理士 三上 一 氏	32名

#### ⑦ 視 察

開催日 9月 25日

場 所 青森県八戸市他

内 容 八戸火力発電所・上北送変電事業所を訪問し、施設内容や管理体制等について説明を受け、意見交換を行った。

参加者 黒石地区エネルギー問題懇談会会員 17名が参加。

#### ⑧ 親善・福祉

当該年度において、親善・福祉は行われなかった。

#### ⑨ 後援・協賛行事

開 催 日	名 称	備 考
4月 13日	第29回東公園さくら山桜植樹	協 賛
5月 1日	第4回くろいしの短歌コンテスト (～10月1日)	後 援
6月 8日	こでんてんin黒石こみせ 手しごとアート展(～9日)	共 催
15日	第17回古都ひろさき花火の集い	協 賛
17日	アクサ生命保険㈱マネーセミナー	共 催
23日	1,000,000人のキャンドルナイト@KUROISHI CITY 2024	協賛・後援
7月 14日	クラシックカークラブ青森ミーティングinこみせ	後 援
8月 18日	虹の湖 ROCK FESTIVAL 2024	後 援
26日	アクサ生命保険㈱マネーセミナー	共 催
9月 3日	生活衛生関係営業セミナー	共 催
10月 31日	令和6年度黒石菊花展 (～11月3日)	協 賛
12月 18日	新入・若手社員スキルアップ オンラインセミナー (～19日)	後 援
1月 26日	第64回黒石市民福祉大会	協 賛
2月 2日	黒石名物元祖正マッコ市	協賛・後援
2月 8日	第37回全日本ずぐり回し選手権大会by冬のこみせ	協賛・後援
3月 17日	令和6年度黒石市事業承継セミナー	共 催

## (8) 技術技能の普及検定

### ① 検定

#### a 珠算検定

回次	実施月日	人数	1級	準1級	2級	準2級	3級	準3級	4級	5級	6級	7級	8級	9・10級	合計	
下級検定	4月14日	受検者数	-	0	-	4	-	0	2	0	1	0	0	0	7	
		合格者数	-	0	-	4	-	0	2	0	1	0	0	0	7	
第231回	6月23日	受検者数	0	1	6	2	7	0	4	1	1	2	4	0	28	
		合格者数	0	1	5	2	6	0	4	1	1	2	4	0	26	
下級検定	8月4日	受検者数	-	0	-	0	-	0	1	1	0	0	2	1	5	
		合格者数	-	0	-	0	-	0	1	1	0	0	2	1	5	
第232回	10月27日	受検者数	1	1	6	3	2	0	0	0	2	4	4	0	23	
		合格者数	1	1	5	3	2	0	0	0	2	4	4	0	22	
下級検定	12月8日	受検者数	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
		合格者数	-	0	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
第233回	2月9日	受検者数	2	2	2	6	6	0	2	1	3	5	0	0	29	
		合格者数	1	2	2	5	6	0	2	1	3	5	0	0	27	
合 計		受検者数	3	4	14	15	15	0	9	3	7	11	10	1	92	
合 計		合格者数	2	4	12	14	14	0	9	3	7	11	10	1	87	

#### b 暗算検定

実施月日	人数	1級	準1級	2級	準2級	3級	準3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	合計
4月14日	受検者数	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	合格者数	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
6月23日	受検者数	2	2	0	4	1	0	1	2	1	1	0	0	0	14
	合格者数	2	2	0	3	1	0	1	2	1	1	0	0	0	13
8月4日	受検者数	0	1	4	2	3	0	1	1	2	2	0	0	0	16
	合格者数	0	0	4	2	3	0	1	1	2	2	0	0	0	15
10月27日	受検者数	0	3	2	2	0	0	3	0	2	2	0	0	0	14
	合格者数	0	3	2	2	0	0	3	0	2	2	0	0	0	14
12月8日	受検者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合格者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月9日	受検者数	2	6	1	2	6	0	0	2	3	2	0	0	0	24
	合格者数	2	5	1	2	5	0	0	2	3	2	0	0	0	22
合 計		受検者数	4	12	7	11	11	0	6	5	8	7	0	0	71
合 計		合格者数	4	10	7	10	10	0	6	5	8	7	0	0	67

c 段位認定

回 次	実施月日	人数	準初段	初段	準2段	2段	準3段	3段	4段	5段	計	
第141回	6月23日	受検者数									0	
		合格者数									0	
第142回	10月27日	受検者数									1	
		合格者数									0	
第143回	2月 9日	受検者数									2	
		合格者数		1							1	
合 計		受検者数									3	
		合格者数		1							1	

d 簿記検定

回 次	実施月日	人数	1級	2級	3級	計	
第167回	6月 11日	受検者数	1	4	1	6	
		合格者数	0	0	0	0	
第168回	11月 17日	受検者数	1	1	0	2	
		合格者数	0	1	0	1	
第169回	2月 23日	受検者数	-	0	0	0	
		合格者数	-	0	0	0	
合 計		受検者数	2	5	1	8	
		合格者数	0	1	0	1	

e 商工会議所ネット試験

日商データ活用検定	人数	3級
	受検者数	1
	合格者数	1

日商簿記検定	人数	初級
	受検者数	1
	合格者数	0

(9) 取引紹介（照会を含む）あっせん

- ① 国内取引 なし
- ② 国外取引 なし

(10) 取引紛争のあっせん・調停・仲裁（クレーム相談も含む）

なし

(11) 経営改善普及事業

① 巡回指導、窓口指導 (年間件数)

業種	指導対象企業数	巡回指導									計
		経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	
製造業	5	0	11	0	1	0	0	0	0	1	13
建設業	38	0	55	11	29	72	0	0	0	7	174
小売業	49	1	97	0	14	50	12	0	0	4	178
卸売業	6	0	11	0	0	7	1	0	0	1	20
サービス業	36	0	48	7	14	72	0	0	0	4	145
その他	7	0	81	0	1	4	2	0	0	0	88
創業	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	3
計	142	1	305	18	59	206	15	0	0	17	621

業種	指導対象企業数	窓口指導 (通信等によるものを含む。)									計
		経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	
製造業	9	0	38	1	7	3	0	0	0	0	49
建設業	68	0	109	27	66	216	21	1	0	6	446
小売業	64	0	102	0	20	248	8	0	0	3	381
卸売業	15	0	26	1	1	12	1	1	0	2	44
サービス業	55	0	36	7	19	64	10	0	0	0	136
その他	6	0	5	0	0	5	0	0	0	0	10
創業	1	0	4	0	0	3	0	0	0	1	8
計	218	0	320	36	113	551	40	2	0	12	1,074

② 講習会等の開催による指導(年間件数)

	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
集団指導回数	0	2	1	0	1	0	0	0	0	4
集団指導人数	0	32	12	0	32	0	0	0	0	76
個別指導回数	0	53	0	0	2	0	0	0	0	55
個別指導人数	0	86	0	0	22	0	0	0	0	108

③ 金融のあっせん

区分	あっせん件数	あっせん金額(千円)	貸付決定件数	貸付決定金額(千円)
日本政策金融公庫	マル経	23	134,600	23
	創業	0	0	0
	事業承継	0	0	0
	その他	3	13,240	3
合計	26	147,840	26	147,840

④ 小規模事業者経営改善資金審査会

審査委員長 余田泰孝

審査委員 盛 孝、三上 一、宇野正行、工藤英麿、三上昌一

審査会開催数 8回

⑤ 一日日本政策金融公庫相談

開催日 7月10日、11月6日

開催場所 黒石商工会議所相談室他

相談員 株日本政策金融公庫弘前支店、青森県信用保証協会弘前支所、  
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター

相談件数 22件

⑥ 記帳指導

記帳専任職員	3人
同記帳指導回数	621回
指導対象小規模事業者数	135事業所

⑦ 小規模納税者に対する税務支援

開催日 3月5日

開催場所 黒石商工会議所相談室

相談員 三上 一税理士

相談件数 31件

⑧ 事務代行

労働保険事務	委託事業者数	90件			対象従業員数	490人
各種共済	小規模企業共済 加入者数	新規	10人	解約	3人	加入者数 98人
	経営セーフティ共済 加入者数	新規	2人	解約	1人	加入者数 20人

⑨ 小規模企業振興委員

担当副会頭 宇野純子

村元慎治 (有)ムラモト自動車工業)

長内康之 (行政書士おさない よろず法務事務所)

福士裕康 (BookShop かえで)

高橋経子 (わんどの web)

⑩ 小規模企業振興委員連絡会議

開催日時	開催場所	出席者数	議題
10月17日 午後1時30分	会頭室	8名	① 上半期の活動について ② 各業界の動向、景況感について ③ その他
3月25日 午後1時30分	会頭室	7名	① 下半期の活動について ② 各業界の動向、景況感について ③ その他

⑪ 黒石市創業相談ルーム

開催日 第1・3木曜日

開催場所 黒石商工会議所相談室

相談員 公益財団法人 21あおもり産業総合支援センター 齋藤拓也 IM

相談件数 51件 (のべ相談)

創業件数 11件

(12) 企業診断

なし

### (13) 受託事業

#### ① 事業環境変化対応型支援事業

- ・委託団体名 日本商工会議所
- ・業務の内容

新型コロナウイルス感染症や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入、物価高騰等の影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請等の対応を行うため、相談員を配置し、窓口での相談対応や相談会の開催、企業派遣等を行う事業を実施した。

相談会名	専門家による経営相談会	
コンサルタント名 (団体名)	①三上一税理士事務所 代表 三上 一 氏 ※午前の部（半日のみ） ②株式会社マネジメントパートナー・アオモリ 代表取締役 千葉 裕仁 氏 ③行政書士おさないよろず法務事務所 代表 長内 康之 氏 ④パソコンITシステム 代表 長谷川 直宏 氏 ⑤鈴木社会保険労務士・行政書士事務所 代表 鈴木 清公 氏	
開催年月日	令和6年7月2日～令和6年11月26日 ①三上 一 氏 10日間（午前のみ） ②千葉 裕仁 氏 12日間 ③長内 康之 氏 10日間 ④長谷川 直宏 氏 10日間 ⑤鈴木 清公 氏 10日間 <b>【合計52日間】</b> 相談時間：午前9時30分～午後4時30分（昼休憩1時間） ※午前のみは相談時間：午前9時30分～午後12時30分（昼休憩なし）	
開催場所	黒石商工会議所内 相談室	
受講料	無料	
相談者数	延べ80名 (相談数)	
制度内容	1	【インボイス】 ( 6名)
	2	【物価高騰（エネルギーコスト増）】 ( 1名)
	3	【賃上げ・最低賃金引上げ】 ( 6名)
	4	【デジタル化】 ( 22名)
	5	【事業承継・事業引継ぎ】 ( 8名)
	6	【各種補助金制度・支援策】 ( 37名)
効 果	昨年に引き続き「専門家による個別相談窓口」を令和6年7月から令和6年11月までの期間（曜日別に5名の専門家が対応）合計52日間、個別相談窓口を開設した。 新型コロナウイルス感染症等の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入、エネルギーその他物価高騰等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート等について、専門家が個別に対応した。 近隣市町村の事業者も含め事業者の相談に対して、的確に個別対応をしていただく事により事業継続を支援した。	

・受託料 3,048,401円

② 中小企業者等 L P ガス等価格高騰支援金（追加実施分）給付業務

- ・委託団体名 青森県
- ・業務の内容

青森県がエネルギー価格の高騰による厳しい経営環境が続いている事業者の負担軽減を目的として「L P ガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、使用量に応じた支援金の給付を実施。商工会議所等が申請窓口になり事業の周知、審査、支援金振込を行った。

- ・給付額

L P ガス：令和5年10月～令和6年4月分

1 m<sup>3</sup>当たり 31 円 ※給付金額に上限なし

特別高圧電気：令和5年10月～令和6年4月分

1 kWh 当たり 1.25 円 ※上限額 25 万円/月

- ・申請受付期間

令和6年5月7日（火）～6月28日（金）

- ・給付件数及び給付額

L P ガス支援金 87 件 1,616,044 円

※特別高圧電気支援金の給付は0件

- ・受託料 2,564,358 円

③ 制度改正等の課題解決環境整備事業

- ・委託団体名 日本商工会議所
- ・業務の内容

働き方改革関連法などの労働法制や民法等の各種制度改正や生産性向上に向けたデジタル化やグリーン化、新型コロナウイルス感染症等の諸課題へ対応するため、セミナー等の開催、パンフレット等による周知・広報、相談窓口の設置、企業派遣の実施、専門家の派遣等を行う事業を実施することにより、制度改正等に伴い対応が必要となる小規模事業者・中小企業等が円滑かつ適正に諸課題に対応できる環境を整備することができるよう支援する。

番号	実施内容	実績報告
1	経営状態等に関する講習会・セミナー等の開催	【小規模事業者持続化補助金対応 経営計画作成支援セミナー&個別相談会】 開催場所：セミナー「会頭室」 参加者 11名 個別相談会 「会頭室」 相談者 6名 講 師：コンサルティング・シスト 代表 伊藤 慎悟
2	デジタル化に関する講習会・セミナー等の開催	【小規模企業のデジタル化・DXセミナー】 開催場所：黒石市産業会館「4階大会議室」 参加者 13名 講 師：アップコンパス合同会社 IT 経営マガジン「COMPASS」 編集長 石原 由美子 氏

・受託料 1,062,656円

④ 小規模事業者持続化補助金・ものづくり補助金・事業再構築補助金事業

・委託団体名 日本商工会議所

・業務の内容

a 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、商工会議所・商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む「販路開拓」に対し費用の一部を補助するもの。

補助金額：<通常枠> 50万円

補 助 率：<通常枠> 3分の2

【令和6年度中の申請数と採択数について】

<通常枠>

申請数合計：2件 採択数合計：2件

<創業枠>

申請数合計：0件 採択数合計：0件

<賃上げ枠>

申請数合計：0件 採択数合計：0件

<インボイス枠>

申請数合計：0件 採択数合計：0件

【採択事業所の取り組み事例】

店舗改裝

・形式審査受託料

令和6年分 140,800円 (@8,800円×16件)

b ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金）

中小企業等が新たに設備投資を行い、当該設備を活用し自社や地域にない新たなサービス（革新的サービス）の開発や生産プロセス等の省力化を行い、生産性を向上させる事業に対し費用の一部を補助するもの。

補助金額：<通常類型> 100万円～1, 250万円

※従業員規模によるや賃上額による

補助率：<通常類型> 2分の1 ※小規模事業者は3分の2

※省力化（オーダーメイド）枠、グローバル枠等あり

・令和6年度中の申請数と採択数について

申請数合計：0件 採択数合計：0件

c 事業再構築補助金

物価高騰、ポストコロナ時代の経済変化に対応するため新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換、事業再編など思い切った事業再構築を補助するもの。

（建物費、機械装置・システム構築費等）

補助金額：<成長枠> 100万円～7, 000万円

※事業類型、従業員規模による

補助率：<通常枠> 2分の1 ※中小企業者等

・令和6年度中の申請数と採択数について

申請数合計：1件 採択数合計：0件

## 8. 登録

### (1) 法定台帳

① 作成（又は訂正）年月日

着手の時期 令和6年4月 1日

完成の時期 令和7年3月31日

② 該当基準

従業員の数が20人以上（商業・サービスは5人以上）又は資本金が300万円以上の事業所

③ 登録業者数

区分	業者数
個人	
法人	144事業所
合計	144事業所

### (2) 法定台帳の運用

法定台帳を商取引のあっせん、信用調査その他商工会議所の事業の実施に有効適切に活用

## 9. 会館・事務所等

### (1) 土 地

所有地 黒石市大字市ノ町5ノ2 面 積 923.21m<sup>2</sup>

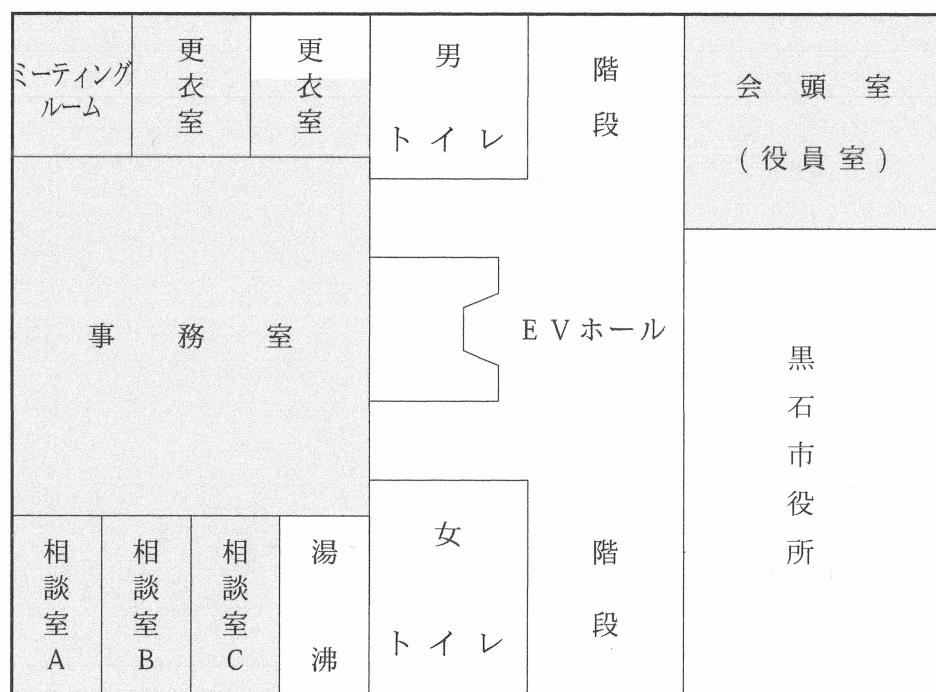
### (2) 建 物

黒石市産業会館（黒石市市ノ町5ノ2）二階フロア（290m<sup>2</sup>）及び四階の一部（55m<sup>2</sup>）を黒石市より借り受け使用。

### (3) 施 設

二階フロアの概要

区分	室 数	面 積	備 考
事務室	1	144.5m <sup>2</sup>	
会頭室	1	79.5m <sup>2</sup>	役員室
ミーティングルーム	1	17.5m <sup>2</sup>	
相談室	3	31.5m <sup>2</sup>	
更衣室	2	17.0m <sup>2</sup>	男女各1
計	8	290.0m <sup>2</sup>	



## 10. 関係団体の加入及び連携

### (1) 日本商工会議所

- ① 会頭が産業経済委員会委員、中小企業委員会委員、税制委員会委員となっている。
- ② 意見具申、調査等連携をとつて隨時指導を受けている。事業の委託・共催・後援を得て、運営の強化をはかっている。
- ③ 会議出席状況

開催日	名称	開催場所	出席者
4月12日	2024年度商工会議所コンプライアンス体制強化会議	オンライン	小笠原係長
5月14日	「人材育成・経営課題解決のためのデジタル化支援メニュー」の活用に関する商工会議所職員向けセミナー	オンライン	西沢課長補佐
28日	緊急コンプライアンス研修会	オンライン	工藤専務理事
31日	2024年度「商工会議所デジタル化に向けた職員情報交換会&デジタルツール展示会」	東京都立産業貿易センター浜松町館	後藤主事
6月20日	日本商工会議所・東北六県商工会議所連合会懇談会、	江陽グランドホテル	新岡会頭他
21日	第737回常議員会・第303回議員総会・特別講演	江陽グランドホテル	新岡会頭他
7月4日～5日	「第11回商工会議所経営指導員全国研修会」～デジタルパワーで人材不足を克服！未来を創る伴走型支援～～(特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議)	高松商工会議所他	西沢課長補佐
9月19日	日本商工会議所第139回通常会員総会	オンライン	工藤専務理事
12月20日	2024年度「プランディング支援力向上研修会」	オンライン	寺口係長
2月4日	【令和6年度補正予算】小規模事業者持続化補助金に係る商工会議所向けオンライン説明会	オンライン	寺口係長
3月19日	第140回通常会員総会	オンライン	工藤専務理事

### (2) 東北六県商工会議所連合会

- ① 専務理事が幹事となっている。
- ② 運営について指導を受けているほか、事業推進強化のため連携をとっている。
- ③ 会議出席状況

開催日	名称	開催場所	出席者
6月17日～18日	2024年度東北六県商工会議所連合会「共済担当職員研修会」	ホテル松の薰一関	三上主事
20日	東北六県商工会議所連合会定期総会	江陽グランドホテル	新岡会頭他
9月9日～10日	第57回北海道・東北商工会議所連絡会議	森のスパリゾート 北海道ホテル	新岡会頭他
11月11日～12日	2024年度東北六県下商工会議所中小企業相談所長会議及びブロック別中小企業支援先進事例普及研修会	ルネッサンスガーデン プラザ杉の子	古川相談所次長
11日～12日	2024年度東北六県商工会議所連合会「新人職員研修会」	(株)あきた芸術村	齋藤主事補
14日～15日	2024年度「東北六県商工会議所観光推進研修会」	弘前商工会議所他	西沢課長補佐他

### (3) 青森県商工会議所連合会

- ① 会頭が理事、専務理事が幹事となっている。
- ② 運営について指導を受けているほか、事業推進強化のため連携をとっている。
- ③ 会議出席状況

開催日	名 称	開催場所	出席者
4月23日	県連幹事会	むつグランドホテル	工藤専務理事
5月 7日 30日 ~6月 1日	県連令和6年度BWCキャンペーンpart1進発式 青森県商工会議所連合会令和6年度「県内商工会議所職員視察研修会」	ホテル青森 ソウル市内観光(青瓦台見学、景福宮、北村韓屋村)他	新岡会頭他 大平主事
6月28日	令和6年度青森県商工会議所連合会役員会・総会・第71回会員大会	プラザマリュウ五所川原	新岡会頭他
7月12日 14日 24日	令和6年度「知事と商工三団体との懇談会」 2024年そろばんグランプリ・青森 県連中小企業相談所長会議	ホテル青森 リンクステーションホール青森 ウエディングプラザアラスカ	新岡会頭他 小笠原係長他 古川相談所次長
8月23日	県連共済制度担当者連絡会議	オンライン	小笠原係長他
9月 4日	中小企業相談所長及び補助金担当者会議	青森商工会議所	古川相談所次長他
10月10日 ~11日	令和6年度県連共済制度担当者県外研修	小牧商工会議所他	三上主事
11月 7日	TOAS「金融相談支援新システム」操作体験研修会	青森商工会議所	寺口係長他
12月12日	県連事務局長会議	青森商工会議所	三上事務局長
1月24日	県連共済制度担当者連絡会議	青森商工会議所	三上主事
2月 6日 ~8日 26日	令和6年度県連事務局長視察会 県連幹事会	広島商工会議所他 青森商工会議所	三上事務局長 工藤専務理事
3月12日 12日 27日	令和6年度県連生命共済統一キャンペーンおよびBWC福祉制度キャンペーン表彰式・昼食会 県連共済制度担当者連絡会議 中小企業相談所長会議	ウエディングプラザアラスカ 青森商工会議所 青森商工会議所	工藤専務理事他 小笠原係長他 古川相談所次長

### (4) (一社)東北経済連合会

- ① 商工会議所は産業経済委員会、地域政策委員会委員となっており、隨時連携をと事業推進強化を図っている。
- ② 会議出席状況

開催日	名 称	開催場所	出席者
3月12日	津軽地区会員懇談会	アートホテル弘前シティ	新岡会頭

## (5) その他の諸会議等

開催日	名 称	開 催 場 所	出 席 者
4月 10日	令和6年度第1回弘南鉄道活性化支援協議会 利用促進部会総会	弘前市役所	豊巻課長
17日	令和5年度小規模事業経営支援事業費補助金の実績ヒアリング	青森県庁	古川相談所次長他
19日	(一社)黒石地区労働基準協会第1回役員会(理事会)	富士見館	工藤専務理事
19日	令和6年度第1回黒石市中心商店街空き店舗等対策 事業補助金交付に係る審査委員会	黒石市産業会館	工藤専務理事
23日	令和6年度市町村経済産業担当課長及び商工団体事務局長会議	ウエディングプラザアラスカ	三上事務局長
26日	定額減税制度の説明会	スポーツカルイン黒石	大平主事他
28日	令和6年度黒石市少年少女発明クラブ企画運営委員会	黒石市スポーツ交流センター	工藤専務理事
5月 13日	(一財)黒石市観光開発公社第21回評議員会	黒石市産業会館	工藤専務理事
14日	令和6年度「市町村・商工団体等創業支援・ 事業承継担当者会議」	青森県庁	豊巻課長
17日	日本政策金融公庫弘前支店と管内商工会議所 との情報交換会	弘前商工会議所	豊巻課長他
20日	第65回津軽3市共済担当者連絡会議	弘前商工会議所	小笠原係長他
21日	新規高等学校卒業予定者に係る早期採用活動	黒石市産業会館	新岡会頭
21日	令和6年度第1回黒石市総合計画審議会	黒石市役所	工藤専務理事
28日	(一社)全国労働保険事務組合連合会青森支部 令和6年度第1回理事会	ウエディングプラザアラスカ	工藤専務理事
30日	青森県火災共済協同組合令和6年度第1回理事会	県火災あおもりビル	新岡会頭
31日	津軽港利用促進協議会令和6年度第1回幹事会	書面開催	
6月 4日	令和6年度商店街活性化連絡会議	弘前合同庁舎	古川相談所次長
5日	令和6年度青森県事業承継ネットワーク会議	ホテル青森	工藤専務理事
5日	青森県キャッシュレス納付推進協議会 事業者向け地区別セミナー	青森銀行黒石支店	寺口係長
6日	令和6年度第2回黒石市中心商店街空き店舗等対策 事業補助金交付に係る審査委員会	黒石市産業会館	工藤専務理事他
7日	黒石地区エネルギー問題懇談会理事会	黒石市産業会館	新岡会頭他
12日	黒石こみせまつり実行委員会総会	黒石市産業会館	新岡会頭他
13日	(一社)全国労働保険事務組合連合会青森支部 黒石地区協議会通常総会	つがるの食彩 野田	新岡会頭他
13日	四商工会議所専務理事懇談会	五所川原商工会議所	工藤専務理事
17日	共済福祉制度懇談会 資産形成マネー講座	黒石市産業会館	宇野副会頭他
19日	令和6年度第1回小企業者記帳指導協議会	黒石税務署	鳴海課長補佐
19日	令和6年度第1回小規模事業者経営改善資金 推薦団体連絡協議会	弘前商工会議所	古川相談所次長他
20日	令和6年度創業・起業セミナー・合同制度説明会	黒石市産業会館	豊巻課長
26日	弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会令和6年度 第1回ワーキンググループ	弘前市役所	豊巻課長
7月 9日	令和7年3月新規高等学校卒業予定者企業説明会	グリーンパレス松安閣	寺山嘱託職員
10日	令和6年度第3回黒石市中心商店街空き店舗等対策 事業補助金交付に係る審査委員会	黒石市産業会館	工藤専務理事他
11日	令和7年3月新規高等学校卒業予定者企業説明会	青森県武道館	寺山嘱託職員
19日	青森県高規格道路建設促進期成会令和6年度総会	書面開催	
19日	第58回黒石市都市計画審議会	黒石公民館	新岡会頭
19日	青の煌めきあおもり国スポーツ黒石市実行委員会第4回総会	スポーツカルイン黒石	新岡会頭
21日	第5回「創作黒石やきそばコンテスト」審査	津軽伝承工芸館	村上副会頭
23日	令和6年度第2回黒石市総合計画審議会	黒石市産業会館	工藤専務理事
24日	令和6年度第1回経営指導員等研修会	ウエディングプラザアラスカ	古川相談所次長他
~25日	令和6年度第1回労働保険事務組合事務担当者	青森県観光物産館アスパム	寺山嘱託職員

24日 ～25日	並びに労働保険未手続事業一掃推進員研修会 ベストウイズクラブ「第39回優良商工会議所 福井県連視察」	福井県民ホール他 こみせの宿 ホテル逢春 中小企業大学校仙台校	工藤専務理事 三上事務局長 豊巻課長
26日 29日 ～31日	令和6年度黒石地区暴力追放推進協議会総会 中小企業支援担当者等研修 事業承継・廃業 支援の進め方 第18回弘南鉄道活性化支援協議会総会	南田温泉ホテルアップルランド	新岡会頭
8月 2日 5日 21日 21日 22日 23日 26日 27日 28日	令和5年度黒石りんごまつり実行委員会総会 令和6年度第1回黒石市健康づくり推進協議会 黒石市都市計画審議会委員辞令交付式、組織会、審議会 特許庁「知財経営支援モデル地域創出事業」におけるオリエンテーション (公財)日本電信電話ユーザ協会弘前地区協会 2024年度理事会(役員会)及び通常総会 第66回津軽3市共済担当者連絡会議 共済福祉制度懇談会 資産形成マネー講座 A i r ビジネスツールズオンラインセミナー 黒石市特別保証制度に係る意見交換会	黒石市産業会館 黒石市産業会館 黒石市産業会館 オンライン ラグリー 五所川原商工会議所 黒石市産業会館 オンライン 黒石市産業会館	新岡会頭他 糸田副会頭 新岡会頭 古川相談所次長 工藤専務理事 小笠原係長他 村上副会頭他 古川相談所次長 西沢課長補佐
9月 3日 6日 10日 18日 20日 24日 25日	日本政策金融公庫 生活衛生関係営業セミナー (一社)全国労働保険事務組合連合会青森支部 令和6年度第2回理事会 TOA S経理連携ワークフローシステム説明会 令和6年度労働保険事務組合監査 第25回東奥信用金庫講演会 アクサ生命保険㈱セミナー がんリスク検査の最新情報 黒石地区エネルギー問題懇談会令和6年度施設 見学会	弘前商工会議所 ウエディングプラザアラスカ 弘前商工会議所 黒石市産業会館 アートホテル弘前シティ オンライン 八戸火力発電所他	大平主事他 工藤専務理事 後藤主事 西沢課長補佐他 新岡会頭 三上主事 新岡会頭他
10月 2日 7日 ～8日 9日 16日 16日 23日 28日 30日	四商工会議所事務局長懇談会 令和6年度経営指導員等研修会 令和6年度青森県エネルギー問題懇談会連絡 協議会理事会並びに定時総会 (一社)黒石地区労働基準協会第2回役員会(理事会) 令和6年度第3回黒石市総合計画審議会 第33回暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会 特許庁「知財経営支援モデル地域創出事業」における 第3回プロデューサーチームミーティング 令和6年度第2回小規模事業者経営改善資金 推薦団体連絡協議会	十和田商工会議所 サン・ロイヤルとわだ ウエディングプラザアラスカ レストラン御幸 黒石市産業会館 リンクモア平安閣市民ホール 新町キューべ 弘前商工会議所	三上事務局長 古川相談所次長他 工藤専務理事 工藤専務理事 工藤専務理事 工藤専務理事 糸田副会頭他 古川相談所次長 古川相談所次長他
11月 7日 7日 8日 15日 21日 22日 26日 26日 ～27日 27日 27日	年末調整説明会 共済フォーラム 弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会令和6年度 第2回ワーキンググループ 第67回津軽3市共済担当者連絡会議 事業承継サポーター研修 令和6年度黒石市企業懇談会・懇親会 展示商談会を活用！自治体等向け販路拡大セミナー 経営力再構築伴走支援研修 特許庁「知財経営支援モデル地域創出事業」における 第4回プロデューサーチームミーティング 令和7年度黒石よされ実行委員会通常総会	スパカルイン黒石 レストラン御幸 津軽みらい農協会館 黒石市産業会館 ウエディングプラザアラスカ 黒石市産業会館他 オンライン 中小企業大学校仙台校 東奥日報新町ビル 黒石市産業会館	佐藤主事他 村上副会頭他 豊巻課長 小笠原係長他 大平主事他 新岡会頭他 古川相談所次長他 寺口係長 古川相談所次長 新岡会頭他
12月 2日 ～3日	令和6年度補助員等研修会	ホテルサンルート五所川原	寺口係長他

10日	令和6年度青森県産業教育振興会中南地区協議会生徒発表会	弘前商工会議所	新岡会頭
18日	特許庁「知財経営支援モデル地域創出事業」における中間報告会・第二回地域連携会議	東奥日報新町ビル	古川相談所次長
18日	青の煌めきあおもり国ス포츠黒石市実行委員会第4回常任委員会	黒石公民館	新岡会頭
18日	東北税理士会弘前支部と中南地区各商工会等との連絡協議会	弘前商工会議所	鳴海課長補佐
19日	キャッシュレス納付&事業者のデジタル化説明会	黒石税務署	鳴海課長補佐
19日	(一社)全国労働保険事務組合連合会青森支部黒石地区協議会令和6年度事務担当者研修会	蔵よし	西沢課長補佐他
20日	津軽3市共済担当者連絡会議	オンライン	三上主事
26日	黒石市地域ケア推進会議委員の委嘱状交付式並びに令和6年度第1回黒石市地域ケア推進会議	黒石市役所わのまちセンター	厚生福祉部会副部会長 八木橋旬一
1月 9日	(一社)全国労働保険事務組合連合会青森支部令和6年度第1回業務推進委員会ならびに第2回労働保険未手続事業一掃推進員研修会	オンライン	西沢課長補佐
9日	東京都台東区「ふるさと交流ショップ台東」出店	ふるさと交流ショップ台東	後藤主事他
~14日			
14日	ベストウイズクラブ2024年度総会	グランドプリンスホテル新高輪	工藤専務理事
22日	改正育児・介護休業法等及び同一労働同一賃金に係る説明会	オンライン	寺山嘱託職員
24日	令和6年度第2回小企業者記帳指導協議会	黒石税務署	鳴海課長補佐他
28日	全国商工会議所観光振興大会2025 in 長崎	出島メッセ長崎他	新岡会頭他
~29日			
2月 4日	令和6年度第4回黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金交付に係る審査委員会	黒石市産業会館	工藤専務理事他
7日	(一社)全国労働保険事務組合連合会青森支部令和6年度第1回労働災害保険委員会	書面開催	
15日	こみせ通り商店街振興組合令和6年度視察研修会	台北市(中正紀念堂、故宮博物館、士林夜市他)	西沢係長
~18日			
17日	中南地区高等学校職業指導協議会年度末総会	弘前東高等学校	糸田副会頭
18日	第68回津軽3市共済担当者連絡会議	弘前商工会議所	小笠原係長他
19日	令和6年度黒石市景観づくり審議会	黒石市役所わのまちセンター	新岡会頭
21日	Design × Open Innovation 成果発表会	新町キュープグランパレ	古川相談所次長
21日	青の煌めきあおもり国ス포츠黒石市実行委員会第5回常任委員会	黒石市役所わのまちセンター	新岡会頭
26日	令和6年度黒石市緑化推進協議会総会	黒石市産業会館	工藤専務理事
26日	弘前地域の人材確保とタイミーの活用方法セミナー	弘前商工会議所	寺山嘱託職員
3月 3日	価格転嫁サポートセミナー	弘前商工会議所	古川相談所次長
17日	令和6年度黒石市事業承継セミナー	黒石市役所わのまちセンター	豊巻課長
18日	事業継続のための退職金・健康経営実践セミナー	オンライン	三上主事
18日	(一社)黒石地区労働基準協会第3回役員会(理事会)	レストラン御幸	工藤専務理事
18日	青森県火災共済協同組合令和6年度第4回理事会	書面開催	
19日	令和6年度第2回黒石市健康づくり推進協議会	黒石市役所わのまちセンター	糸田副会頭
21日	(一財)黒石市観光開発公社第22回評議員会	黒石市産業会館	工藤専務理事
24日	令和6年度第5回黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金交付に係る審査委員会	黒石市産業会館	工藤専務理事他
26日	令和6年度第2回業務推進委員会	書面開催	
26日	令和6年度第2回労働災害保険委員会	書面開催	
27日	令和7年度労働保険年度更新事務説明会	オンライン	寺山嘱託職員

## 1.1. 関係団体との関係

### (1) 提携団体

団体名	団体名
黒石よされ実行委員会	黒石税務署管内青色申告会連合会
黒石こみせまつり実行委員会	好日会
黒石りんごまつり実行委員会	アクサ生命保険（株）
黒石地区雇用対策協議会	（一社）黒石観光協会
（一社）全国労働保険事務組合連合会青森支部 黒石地区協議会	津軽こみせ（株）
黒石商店街（協組）	黒石ロータリークラブ
十日会	黒石物産協会
黒石地区エネルギー問題懇談会	黒石市自衛隊協力会
黒石地区税務関係団体協議会	黒石地酒をたしなむ会
黒石珠算連盟	南黒燃焼器具整備協会
青森県火災共済（協組）	黒石つゆやきそば伝紹会
（一社）黒石地区労働基準協会	輝く黒石りんご市の会
（公社）黒石法人会	黒石小売酒販組合
黒石青色申告会	（特非）横町十文字まちそだて会

(2) 商工会議所又は会頭・副会頭等が委嘱及び選任されている団体

団体名	役職名
黒石市都市計画審議会	会長
黒石市総合計画審議会	委員
黒石市景観づくり審議会	委員
黒石市中心市街地活性化協議会	会長
黒石市緑化推進協議会	委員
黒石市健康づくり推進協議会	委員
黒石市地域ケア推進会議	委員
黒石市六次産業化・地産地消推進協議会	委員
黒石市少年少女発明クラブ	監事
黒石市商店街空き店舗対策審議会	委員
黒石市中心商店街空き店舗対策事業補助金審査委員会	委員
黒石市小さなまちかど博物館選定委員会	委員
黒石地区暴力追放推進協議会	委員
黒石市農産物等輸出促進協議会	事務理事
第80回国民スポーツ大会黒石実行委員会	委員
青森県火災共済(協組)	理事
青森県企業暴力対策協議会	会員
青森県原子燃料サイクル推進協議会	理事
青森県高規格道路建設促進期成会	会員
青森県産業教育振興会	理事
青森県産業教育振興会中南地区協議会	副会長
青森県鉄道整備促進期成会	会員
(一財)青森県社会保険協会津軽支部	理事
(一社)青森県工業会	賛助会員
(公社)青森県シルバー人材センター連合会	賛助会員
(一社)青森県発明協会	会員
青森空港国際化促進協議会	理事
(一社)全国労働保険事務組合連合会青森支部	理事
(一社)全国労働保険事務組合連合会青森支部黒石地区協議会	協議会長
(一社)黒石地区労働基準協会	理事
東京青森県人会	賛助会員
弘南鉄道活性化支援協議会	委員
津軽港利用促進協議会	会員
(公財)日本電信電話ユーザ協会	理事
(一財)黒石市観光開発公社	評議員
黒石地区雇用対策協議会	会長
黒石地区エネルギー問題懇談会	会長
黒石よされ実行委員会	実行委員長
黒石こみせまつり実行委員会	実行委員長
黒石りんごまつり実行委員会	実行委員長

# 令和6年度 収支決算書

## 目 次

収支決算書総括表	1
一般会計収支決算書	2
中小企業相談所特別会計収支決算書	5
収益事業特別会計収支決算書	7
特定退職金共済事業特別会計収支決算書	9
労働保険事務組合一般会計収支決算書	10
労働保険事務組合特別会計収支決算書	11
正味財産増減計算書	12
総合貸借対照表	13
特定退職金共済事業特別会計貸借対照表	14
財産目録	15
付属明細表	17



# 令和6年度収支決算書総括表

自 令和 6年 4月 1日から  
至 令和 7年 3月31日まで

(単位:円)

会計別	繰越金	収入	支出	収支残高	繰入金 (支出は△)	差引収支残高	備考
一般会計	26,050,614	30,707,510	41,833,502	14,924,622	8,175,426	23,100,048	収支剩余金 次年度へ繰越
中小企業相談所 特別会計	0	49,042,601	45,749,691	3,292,910	△ 3,292,910	0	
収益事業会計	12,541,897	22,651,481	19,344,766	15,848,612	△ 3,232,076	12,616,536	収支剩余金 次年度へ繰越
特定退職金共済事業 特別会計	0	55,998,757	56,116,241	△ 117,484	117,484	0	
労働保険事務組合 一般会計	0	2,003,827	235,903	1,767,924	△ 1,767,924	0	
労働保険事務組合 特別会計	0	27,411,340	27,411,340	0	0	0	
合計	38,592,511	187,815,516	190,691,443	35,716,584	0	35,716,584	

# 令和6年度一般会計収支決算書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月 31日

## 収入の部

(単位:円)

款	項	本年度決算額	本年度予算額	比較増減 (△)	摘要
1	会 費	14,448,000	14,316,000	132,000	
	1 個 人 会 費	3,075,000	3,009,000	66,000	1,025口(520件)
	2 法 人 会 費	4,908,000	4,854,000	54,000	818口(345件)
	3 役 員 会 費	4,182,000	4,182,000	0	696,000×1 180,000×3 132,000×20 102,000×3
	4 議 員 会 費	2,265,000	2,265,000	0	60,000×37 45,000×1
	5 過 年 度 会 費	18,000	6,000	12,000	
2	事 業 収 入	3,104,555	3,268,414	△ 163,859	
	1 檢 定 収 入	272,173	428,537	△ 156,364	簿記、珠算、日商P C他
	2 資 料 頒 布 収 入	0	0	0	
	3 青 年 部 事 業 収 入	1,911,176	1,937,530	△ 26,354	
	4 女 性 会 事 業 収 入	696,206	678,347	17,859	
	5 そ の 他 事 業 収 入	225,000	224,000	1,000	
3	交 付 金	10,710,424	10,710,211	213	
	1 補 助 金	3,821,240	3,821,240	0	黒石市、日本商工会議所
	2 助 成 金	0	0	0	
	3 委 託 費	6,889,184	6,888,971	213	日本商工会議所、青森県、 中小企業庁、黒石市中活協
4	事 業 受 託 料	1,430,000	1,430,000	0	
	1 事 業 受 託 料	1,430,000	1,430,000	0	11団体
5	雜 収 入	1,014,531	905,708	108,823	
	1 諸 負 担 金	135,000	212,000	△ 77,000	永年勤続優良従業員表彰
	2 雜 収 入	879,531	693,708	185,823	コピ一代、広告料、祝儀、 団体定期保険配当金他
6	積 立 金	0	0	0	
	1 財 政 調 整 積 立 金 取 崩	0	0	0	
	2 青 年 部 運 営 積 立 金 取 崩	0	0	0	
	3 女 性 会 運 営 積 立 金 取 崩	0	0	0	
7	繰 入 金	8,800,000	8,800,000	0	
	1 中 小 企 業 相 談 所 会 計	3,800,000	3,800,000	0	
	2 議 員 選 举 特 別 会 計	0	0	0	
	3 収 益 事 業 特 別 会 計	5,000,000	5,000,000	0	
8	繰 越 金	26,050,614	26,050,614	0	
	1 繰 越 金	25,237,484	25,237,484	0	
	2 青 年 部 繰 越 金	585,072	585,072	0	
	3 女 性 会 繰 越 金	228,058	228,058	0	
	合 計	65,558,124	65,480,947	77,177	

## 支出の部

(単位:円)

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1	事 業 費		17,098,177	16,761,029	337,148	
	1 一 般 事 業 費		10,638,943	10,278,670	360,273	
	1 商 工 振 興 費	3,052,601	3,011,352	41,249		部会委員会事業費、県連事業分担金、各種団体会費他
	2 檢 定 事 業 費	71,810	68,611	3,199		簿記、珠算、日商P C他
	3 調 査 事 業 費	517,997	517,927	70		特定商工業者、通行量調査他
	4 広 報 費	884,058	581,987	302,071		商工くろいし他
	5 会 員 関 係 費	1,613,785	1,454,507	159,278		会員大会他
	6 労 務 対 策 費	227,701	330,000	△ 102,299		永年勤続従業員表彰他
	7 觀 光 事 業 費	1,506,390	1,533,000	△ 26,610		こみせまつり Instagram運営費他
	8 税 務 対 策 費	18,000	18,000	0		税務関係団体会費他
	9 金 融 対 策 費	0	0	0		金融懇談会他
	10 青 年 部 事 業 費	2,094,915	2,044,430	50,485		
	11 女 性 会 事 業 費	651,686	718,856	△ 67,170		
	2 委 託・補 助 事 業 費	6,459,234	6,482,359	△ 23,125		
	1 事 業 環 境 変 化 対 応 型 支 援 事 業	2,771,274	2,787,080	△ 15,806		
	2 中 小 企 業 者 等 L P ガ ス 等 価 格 高 擙 支 援 金 給 付 業 務	1,819,029	1,819,028	1		
	3 制 度 改 正 等 の 課 題 解 決 環 境 整 備 事 業	966,051	966,051	0		
	4 伴 走 型 小 規 模 事 業 者 支 援 推 進 事 業	902,880	910,200	△ 7,320		
2	管 理 費	23,120,777	22,949,699	171,078		
	1 給 与 費	13,095,997	13,084,589	11,408		
	1 給 料	7,586,400	7,586,400	0		基本給3名分
	2 諸 手 当	917,197	905,789	11,408		通勤手当、超過勤務手当他
	3 期 末 手 当	2,192,400	2,192,400	0		
	4 役 員 報 酬	2,400,000	2,400,000	0		常勤役員報酬
	2 福 利 厚 生 費	2,419,313	2,426,469	△ 7,156		
	1 福 利 厚 生 費	2,419,313	2,426,469	△ 7,156		社会保険料、労働保険料他
	3 旅 費 交 通 費	1,081,710	1,090,000	△ 8,290		
	1 旅 費 交 通 費	1,081,710	1,090,000	△ 8,290		各種会議出席旅費他
	4 事 務 費	2,797,834	2,722,038	75,796		
	1 通 信 費	514,376	466,066	48,310		電話料、切手他
	2 消 耗 品 費	771,411	891,397	△ 119,986		事務用品他
	3 印 刷 費	276,710	258,110	18,600		総会資料他
	4 貸 借 料	12,865	12,865	0		コピー機リース料他
	5 備 品 費	216,700	200,000	16,700		事務機器
	6 広 告 費	317,000	264,000	53,000		新聞広告他
	7 雜 費	688,772	629,600	59,172		一般廃棄物処分料 イベント保険他

## 支出の部

(単位:円)

款項	目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
5	会議費	805,573	716,903	88,670	
	1 会議費	805,573	716,903	88,670	総会、常議員会他
6	涉外費	771,600	641,000	130,600	
	1 交際費	725,600	591,000	134,600	祝儀、各種行事協賛金他
	2 慶弔費	46,000	50,000	△ 4,000	香典、お祝い
7	公課分担金	2,148,750	2,268,700	△ 119,950	
	1 公課分担金	2,148,750	2,268,700	△ 119,950	日商、東北連、県連会費、消費税、固定資産税他
3	退職給与金	481,847	481,847	0	
	1 退職給与金	481,847	481,847	0	
	1 特退金共済	453,000	453,000	0	
	2 退職給与引当金	28,847	28,847	0	
4	積立金	1,132,701	1,182,020	△ 49,319	
	1 積立金	1,132,701	1,182,020	△ 49,319	
	1 財政調整積立金	1,002,540	1,002,000	540	
	2 青年部運営積立金	100,002	100,000	2	
	3 女性会運営積立金	30,159	80,020	△ 49,861	
5	繰出金	624,574	729,394	△ 104,820	
	1 中小企業相談所 特別会計繰出金	507,090	599,112	△ 92,022	
	1 中小企業相談所 特別会計繰出金	507,090	599,112	△ 92,022	
	2 特定退職金共済事業 特別会計繰出金	117,484	130,282	△ 12,798	
	1 特定退職金共済事業 特別会計繰出金	117,484	130,282	△ 12,798	
6	予備費	0	23,376,958	△ 23,376,958	
	1 予備費	0	23,376,958	△ 23,376,958	
	1 予備費	0	23,376,958	△ 23,376,958	
支出合計		42,458,076	65,480,947	△ 23,022,871	
收支剰余金		23,100,048	0	23,100,048	一般会計 22,556,298円 青年部会計 301,331円 女性会会計 242,419円
合計		65,558,124	65,480,947	77,177	

# 令和6年度中小企業相談所 特別会計収支決算書

自 令和 6年4月 1日  
至 令和 7年3月31日

## 収入の部

(単位:円)

款	項	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1	県補助金	42,192,516	42,192,516	0	
	1 給料及び諸手当	23,813,200	23,813,200	0	
	2 期末手当	7,870,950	7,870,950	0	
	3 超過勤務手当	779,548	779,548	0	
	4 福利厚生費	2,545,189	2,545,189	0	
	5 旅費	231,064	231,064	0	
	6 事務費	128,250	128,250	0	
	7 福利環境整備費	1,931,400	1,931,400	0	
	8 指導事業費	615,515	615,515	0	
	9 研修事業費	58,360	58,360	0	
	10 小規模企業振興委員活動費	107,120	107,120	0	
	11 特定会議所直面問題会議旅費	70,200	70,200	0	
	12 経営・技術強化支援事業費	130,000	130,000	0	
	13 小規模事業施策普及費	111,720	111,720	0	
	14 商工会等指導環境推進費	3,800,000	3,800,000	0	
	15 若手後継者等育成事業費	0	0	0	
	16 むらおこし総合活性化事業費	0	0	0	
2	情報化推進事業費	0	50,000	△ 50,000	
	1 情報化推進事業費	0	50,000	△ 50,000	
3	繰入金	507,090	599,112	△ 92,022	
	1 繰入金	507,090	599,112	△ 92,022	一般会計より
4	手数料収入	6,499,900	6,500,000	△ 100	
	1 手数料収入	6,499,900	6,500,000	△ 100	記帳代、決算料
5	雑収入	350,185	350,000	185	
	1 雑収入	350,185	350,000	185	企業共済手数料他
	合計	49,549,691	49,691,628	△ 141,937	

## 支出の部

(単位：円)

款	項	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1	経営改善普及費	47,115,800	47,103,228	12,572	
	1 給料及び諸手当	23,813,200	23,813,200	0	経営指導員3名、補助員2名 記帳専任職員3名
	2 期末手当	7,870,950	7,870,950	0	
	3 超過勤務手当	870,010	779,548	90,462	青申決算、講習会他
	4 福利厚生費	5,120,255	5,110,378	9,877	社会保険料、労働保険料
	5 旅費	556,300	564,540	△ 8,240	指導旅費、研修旅費
	6 事務費	1,013,686	1,078,650	△ 64,964	消耗品費、調査費、通信費他
	7 福利環境整備費	2,639,962	2,639,962	0	退職積立金
	8 指導事業費	852,205	865,000	△ 12,795	講習会開催費、金融指導費
	9 研修事業費	75,200	75,200	0	中小企業大学校研修費
	10 小規模企業振興委員活動費	107,120	107,120	0	振興委員謝金他
	11 特定会議所直面問題会議旅費	115,680	115,680	0	
	12 経営・技術強化支援事業費	138,232	140,000	△ 1,768	
	13 小規模事業施策普及費	143,000	143,000	0	パンフレット制作費他
	14 商工会等指導環境推進費	3,800,000	3,800,000	0	一般会計繰出
	15 若手後継者等育成事業費	0	0	0	
	16 むらおこし総合活性化事業費	0	0	0	
2	情報化推進事業費	0	0	0	
	1 情報化推進事業費	0	0	0	
3	一般事業費	1,844,834	1,958,400	△ 113,566	
	1 商業活性化対策費	0	0	0	
	2 金融指導対策費	51,840	60,000	△ 8,160	マル経審査会費用他
	3 税務指導対策費	44,000	44,000	0	税務支援謝金
	4 労務指導対策費	0	0	0	
	5 記帳機械化等対策費	4,400	4,400	0	ソフト購入費
	6 経営対策費	233,500	250,000	△ 16,500	研修会負担金他
	7 情報化施設整備費	1,061,094	1,150,000	△ 88,906	パソコン、フレッツ光使用料他
	8 青年部・女性会活動推進費	450,000	450,000	0	
4	一般管理費	589,057	630,000	△ 40,943	
	1 人件費	58,984	60,000	△ 1,016	補助対象外超過勤務手当
	2 福利厚生費	64,020	75,000	△ 10,980	健康診断料他
	3 旅費	187,380	200,000	△ 12,620	補助対象外旅費
	4 交際費	38,240	45,000	△ 6,760	
	5 会議費	96,000	100,000	△ 4,000	
	6 修繕費	16,324	20,000	△ 3,676	
	7 退職給与引当金	0	0	0	
	8 雑費	128,109	130,000	△ 1,891	名刺、振込料金、灯油他
	9 予備費	0	0	0	
	合計	49,549,691	49,691,628	△ 141,937	

# 令和6年度収益事業 特別会計収支決算書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月 31日

## 収入の部

(単位:円)

款	項	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1 地代料収入		5,208,396	5,208,396	0	
	1 地代料収入	5,208,396	5,208,396	0	黒石市
2 分担金収入		1,584,000	1,584,000	0	
	1 分担金収入	1,584,000	1,584,000	0	アクサ生命保険(株)
3 会議所共済収入		14,596,622	15,000,000	△ 403,378	
	1 会議所共済収入	14,596,622	15,000,000	△ 403,378	生命共済、大型版共済、医療保険、個人年金等
4 火災共済収入		630,494	600,000	30,494	
	1 火災共済収入	630,494	600,000	30,494	取扱い手数料
5 労働保険事務組合収入		1,767,924	1,641,660	126,264	
	1 労働保険事務組合収入	1,767,924	1,641,660	126,264	国の報奨金、事務取扱い手数料
6 販売促進事業収入		0	500,000	△ 500,000	
	1 どこでも物産展事業収入	0	300,000	△ 300,000	
	2 くろもの事業収入	0	200,000	△ 200,000	
7 雜収入		631,969	489,002	142,967	
	1 雜収入	631,969	489,002	142,967	アクサ・ヤハ・ソホールディング(株)配当金他
8 繰越金		12,541,897	12,616,332	△ 74,435	
	1 繰越金	12,541,897	12,616,332	△ 74,435	
合計		36,961,302	37,639,390	△ 678,088	

## 支出の部

(単位：円)

款	項	本年度決算額	本年度予算額	比較増減 (△)	摘要
1	事 業 費	1,109,697	2,071,000	△ 961,303	
1	共 濟 給 付 金	397,000	600,000	△ 203,000	祝金、見舞金
2	支 払 手 数 料	199,558	410,000	△ 210,442	掛け金振替手数料
3	募 集 推 進 費	293,410	300,000	△ 6,590	募集用ノベルティ等
4	加 入 者 還 元 事 業 費	90,930	200,000	△ 109,070	健康診断助成金
5	ど こ で も 物 産 展 事 業 費	0	270,000	△ 270,000	
6	く ろ も の 事 業 費	128,799	291,000	△ 162,201	
2	会 館 管 理 費	6,704,488	7,860,320	△ 1,155,832	
1	支 払 家 賃	6,160,320	6,160,320	0	産業会館(2階、4階)
2	水 道 光 熱 費	544,168	1,600,000	△ 1,055,832	電気料
3	修 繕 費	0	100,000	△ 100,000	修理代
3	給 与 費	8,195,487	8,374,260	△ 178,773	
1	給 料	6,248,400	6,248,400	0	基本給3名分
2	諸 手 当	368,937	547,710	△ 178,773	通勤手当、超過勤務手当他
3	期 末 手 当	1,578,150	1,578,150	0	
4	人 件 費	0	0	0	
4	福 利 厚 生 費	1,332,831	1,340,730	△ 7,899	
1	福 利 厚 生 費	1,332,831	1,340,730	△ 7,899	社会保険料、労働保険料
5	事 務 局 費	1,436,657	1,610,000	△ 173,343	
1	通 信 費	87,524	100,000	△ 12,476	切手他
2	リ 一 ス 料	52,800	60,000	△ 7,200	労働保険コンピューターシステム
3	消 耗 品 費	79,994	100,000	△ 20,006	事務用品他
4	涉 外 費	105,860	250,000	△ 144,140	祝儀、各種行事協賛金他
5	研 修 費	338,450	250,000	88,450	職員研修旅費
6	図 書 費	348,026	350,000	△ 1,974	新聞代他
7	印 刷 費	159,633	250,000	△ 90,367	封筒他
8	備 品 費	209,000	200,000	9,000	事務機器
9	雜 費	55,370	50,000	5,370	労保組合事務分担金他
6	退 職 給 与 金	565,606	593,550	△ 27,944	
1	特 退 金 共 濟	467,000	468,000	△ 1,000	
2	退 職 給 与 引 当 金	98,606	125,550	△ 26,944	
7	繰 出 金	5,000,000	4,000,000	1,000,000	
1	一 般 会 計 繰 出	5,000,000	4,000,000	1,000,000	
8	予 備 費	0	11,789,530	△ 11,789,530	
1	予 備 費	0	11,789,530	△ 11,789,530	
	支 出 合 計	24,344,766	37,639,390	△ 13,294,624	
	収 支 剰 余 金	12,616,536	0	12,616,536	
	合 計	36,961,302	37,639,390	△ 678,088	

# 令和6年度特定退職金共済事業 特別会計収支決算書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月 31日

## 収入の部

(単位:円)

款	項	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1	共済事業掛金収入	20,435,000	20,400,000	35,000	
	1 保 險 料	19,617,600	19,584,000	33,600	
	2 事 務 費 収 入	817,400	816,000	1,400	
2	契約給付金受入	35,563,610	30,000,000	5,563,610	
	1 給 付 金 受 入	35,563,610	30,000,000	5,563,610	
3	雜 収 入	147	0	147	
	1 雜 収 入	147	0	147	利息
4	繰 入 金	117,484	250,000	△ 132,516	
	1 繰 入 金	117,484	250,000	△ 132,516	一般会計より
	合 計	56,116,241	50,650,000	5,466,241	

## 支出の部

(単位:円)

款	項	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1	事 業 費	30,000	60,000	△ 30,000	
	1 募 集 推 進 費	30,000	60,000	△ 30,000	
2	共済事業給付金	35,563,610	30,000,000	5,563,610	
	1 退 職 金	35,563,610	30,000,000	5,563,610	26件
3	管 理 費	905,031	963,579	△ 58,548	
	1 給 与 費	540,000	540,000	0	
	2 諸 手 当	202,500	202,500	0	
	3 福 利 厚 生 費	121,066	121,079	△ 13	
	4 旅 費	0	5,000	△ 5,000	
	5 通 信 運 搬 費	8,046	10,000	△ 1,954	
	6 消 耗 品 費	19,119	50,000	△ 30,881	
	7 印 刷 費	0	10,000	△ 10,000	
	8 会 議 費	0	5,000	△ 5,000	
	9 支 払 手 数 料	14,300	20,000	△ 5,700	振込手数料他
4	支 払 保 險 料	19,617,600	19,584,000	33,600	
	1 共 済 事 業 積 立 金	19,208,900	19,176,000	32,900	
	2 運 用 委 託 手 数 料	408,700	408,000	700	
5	予 備 費	0	42,421	△ 42,421	
	1 予 備 費		42,421	△ 42,421	
	合 計	56,116,241	50,650,000	5,466,241	

# 令和6年度労働保険事務組合 一般会計収支決算書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月 31日

## 収入の部

(単位:円)

款	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1 事務手数料	761,750	740,300	21,450	事務取扱手数料
2 報奨金	1,126,800	1,101,200	25,600	青森労働局より
3 雜 収 入	115,277	28,691	86,586	労働保険調査説明費・成功報酬費、全国労保連労働災害保険手数料、預金利息
合 計	2,003,827	1,870,191	133,636	

## 支出の部

(単位:円)

款	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1 事務分担金	1,767,924	1,641,660	126,264	収益事業特別会計へ
2 消耗品費	0	5,000	△ 5,000	
3 通信運搬費	56,962	39,200	17,762	切手代、振込手数料
4 公課分担金	178,941	179,331	△ 390	労保連青森支部会費、労保連黒石地区協議会会費等
5 予備費	0	5,000	△ 5,000	
合 計	2,003,827	1,870,191	133,636	

# 令和6年度労働保険事務組合 特別会計収支決算書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月 31日

## 収入の部

(単位:円)

款	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1 徴収労働保険料	27,391,322	25,750,347	1,640,975	受託事業所より
2 徴収一般拠出金	19,718	18,856	862	受託事業所より
3 徴収追徴金	300	0	300	受託事業所より
合 計	27,411,340	25,769,203	1,642,137	

## 支出の部

(単位:円)

款	本年度決算額	本年度予算額	比較増減(△)	摘要
1 納付労働保険料	27,364,786	25,711,890	1,652,896	青森労働局へ
2 納付一般拠出金	19,718	18,856	862	青森労働局へ
3 還付金	26,536	38,457	△ 11,921	労働保険料還付金
4 納付追徴金	300	0	300	青森労働局へ
合 計	27,411,340	25,769,203	1,642,137	

# 正味財産増減計算書

自 令和 6年 4月 1日から  
至 令和 7年 3月31日まで

(単位:円)

内 容		金 額		21,360,461	
増 加 の 部	固定資産増加額	什器備品	1,235,300		
		財政調整積立預金	1,002,540		
		青年部運営積立預金	100,002		
		女性会運営積立預金	30,159		
減 少 の 部	固定負債減少額	退職給与引当預金	730,415	3,098,416	
		退職給与引当金	5,823,880		
		退職給付金準備金	12,438,165	18,262,045	
	増加額合計				
減 少 の 部	資金減少額	当期収支差額	2,875,927	2,875,927	
		什器備品減価償却額	926,522		
		什器備品除去額	2		
		退職給与引当預金	5,823,880		
		保険料積立金	12,438,165	19,188,569	
	固定負債増加額	退職給与引当金	730,415	730,415	
		減少額合計			
				22,794,911	
当期正味財産減少額				△ 1,434,450	
前期正味財産額				89,159,426	
期末正味財産額				87,724,976	

# 総合貸借対照表

令和7年3月31日

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
流動資産	50,077,123	流動負債	14,360,539
現金及び預金	46,809,897	預り金	1,099,177
未収会費	396,000	預り掛金	12,548,859
未収金	2,222,796	前受会費	6,000
前払金	272,930	未払金	176,903
仮払金	375,500	未払消費税	529,600
固定資産	315,793,552	固定負債	263,785,160
[有形固定資産]	30,675,476	退職給与引当金	11,405,719
什器備品	2,675,476	退職給付金準備金	252,379,441
土地	28,000,000	負債計	278,145,699
[その他の固定資産]	285,118,076		
投資有価証券	2,405,140	<b>【正味財産の部】</b>	
出資金	74,500	積立金	18,853,276
財政調整積立預金	18,303,084	財政調整積立金	18,303,084
青年部運営積立預金	200,002	青年部運営積立金	200,002
女性会運営積立預金	350,190	女性会運営積立金	350,190
退職給与引当預金	11,405,719	剰余金	
保険料積立金	252,379,441	固定財産	33,155,116
		一般会計収支剰余金	23,100,048
		収益事業特別会計 収支剰余金	12,616,536
		正味財産計	87,724,976
合 計	365,870,675	合 計	365,870,675

## 重要な会計方針

### 1. 資金の範囲

資金の範囲は、貸借対照表の流動資産および流動負債としている。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法による原価法

### 3. 固定資産の減価償却方法

…有形固定資産について法人税法による定率法

### 4. 退職給与引当金の計上基準

…当商工会議所の退職金規程に基づき計上しており、

その計上額は期末自己都合要支給額を計上している。

### 5. 消費税等の会計処理

…消費税等の会計処理は税込方式

## 令和6年度特定退職金共済事業特別会計貸借対照表

令和7年3月31日

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	252,379,441	固定負債	252,379,441
保険料積立金	252,379,441	退職給付金準備金	252,379,441
合 計	252,379,441	合 計	252,379,441

(注) 保険年度（令和6年1月1日～令和6年12月31日）における保険料積立金等の状況

1. 保険年度期首残高	265,353,902	
2. 本年度払込	19,485,120	(共済事業掛金収入相当額)
3. 本年度取崩	21,787,502	(共済事業給付金支払相当額)
4. 運用実績	1,136,690	
5. 保険年度期末残高	264,188,210	
6. 保険年度期末要支給額	262,141,461	
7. 積立差益（5-6）	2,046,749	

## 財産目録

令和7年3月31日

(単位:円)

資産の部		
科 目	摘 要	金 額
流動資産	現 金	期末手元有高
	預 金	青森みちのく銀行黒石支店普通預金 32,233,344 青森みちのく銀行黒石内町支店普通預金 1,994,220 東奥信用金庫黒石支店普通預金 9,171,853 青森県信用組合黒石支店普通預金 289,095 青い森信用金庫黒石支店普通預金 2,548,137 東奥信用金庫黒石支店定期預金 573,248 46,809,897
	未 収 会 費	役議員会費 396,000 396,000
	未 収 金	地代料 434,033 火災共済保険料手数料 106,010 日商PC検定料還付金 550 自動車保険会計 利息 3 青年部年会費(令和6年度分) 8,000 決算手数料 1,674,200 2,222,796
	前 払 金	特定退職金共済掛金 137,000 イベント保険料 135,930 272,930
	仮 払 金	特定退職金共済掛金 87,000 日商議員総会宿泊料等 282,500 青年部運営費 6,000 375,500
	什 器 備 品	書庫、プリンター、パソコンコンピューター他 2,675,476
	土 地	産業会館敷地 923.21m <sup>2</sup> (279.7坪) 28,000,000 28,000,000
	投 資 有 価 証 券	株青森みちのく銀行 22,540 株ソフトアカデミーあおもり 500,000 アクサ保険ホールディング株 132,600 津軽こみせ株 1,750,000 2,405,140
	固 定 資 産	出 資 金 東奥信用金庫 5,500 青い森信用金庫 10,000 青森県火災共済(協) 59,000 74,500
固定資産	積 立 預 金	財政調整積立預金 18,303,084 青年部運営積立預金 200,002 女性会運営積立預金 350,190 18,853,276
	退職給与引当預金	11,405,719
	保 険 料 積 立 金	252,379,441
	資 産 合 計	365,870,675

負債の部			
科 目	摘 要	金 額	
流動負債	預り金	源泉所得税(一般、収益、中企特別会計) 79,058 社会保険料・雇用保険料 1,020,119 (一般、収益、中企特別会計)	1,099,177
	預り掛金	共済掛金	12,548,859
	前受会費	個人1件(令和7年度分)	6,000
	未払金	検定事業費 1,650	
		広告費 20,000	
		消耗品費 2,349	
		リース料 4,400	
		雑費 4,400	
		福利厚生費 139,604	
	未払消費税	青年部事業費 4,500	176,903
		消費税確定分 529,600	529,600
固定負債	退職給与引当金		11,405,719
	退職給付金準備金		252,379,441
負債合計			278,145,699
差引正味財産			87,724,976

# 付属明細表

令和7年3月31日

## 1. 積立金明細表

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
<b>【一般会計】</b>					
財政調整積立預金	17,300,544	1,002,540	0	0	18,303,084
青年部運営積立預金	100,000	100,002	0	0	200,002
女性会運営積立預金	320,031	30,159	0	0	350,190
合計	17,720,575	1,132,701	0	0	18,853,276

## 2. 固定財産明細表

科目	期首残高 (A)	当期増加額 (B)	当期減少額 (C)	当期減価 償却費(D)	期末残高 (A + B - C - D)
<b>【一般・相談所・収益会計】</b>					
1. 固定資産					
什器備品	2,366,700	1,235,300	2	926,522	2,675,476
土地	28,000,000	0	0	0	28,000,000
投資有価証券	2,405,140	0	0	0	2,405,140
出資金	74,500	0	0	0	74,500
退職給与引当預金	16,499,184	730,415	5,823,880	0	11,405,719
2. 固定負債					
退職給与引当金	△ 16,499,184	△ 730,415	△ 5,823,880	0	△ 11,405,719
固定財産計(1)	32,846,340	1,235,300	2	926,522	33,155,116
<b>【特定退職金共済事業特別会計】</b>					
1. 固定資産					
保険料積立金	264,817,606	20,721,650	33,159,815	0	252,379,441
2. 固定負債					
退職給付金準備金	△ 264,817,606	△ 20,721,650	△ 33,159,815	0	△ 252,379,441
固定財産計(2)	0	0	0	0	0
固定財産計(1)～(2)	32,846,340	1,235,300	2	926,522	33,155,116



令和 6 年度  
監 査 報 告 書



## 監査意見書

定款第31条5項の規定により、一般会計、収益事業特別会計、特定退職金共済事業特別会計、中小企業相談所特別会計について、令和6年9月20日、令和7年1月20日、令和7年4月23日、令和7年5月2日に監査したところ適正に処理されていることを認めました。

令和7年5月15日

監事 渋川 悟

監事 村岡 寿一

監事 飯田 大貴

## 議案第3号 参与委嘱の承認について

参与

前黒石商工会議所事務局長

三上 昌一 氏